

第2期 長岡市子育て・育ち“あい”プラン

計画期間：令和2年度～令和6年度



あいプランの“あい”には4つの意味が込められています。

1. 家庭や子どもに愛情を持って接する “愛”
2. 子ども親もともに「育ち合う」 “合い”
3. 人と人が「出会い」子育て支援のネットワークが広がる “会い”
4. 全ての子育て家庭に「目」と心を届ける “eye”

令和2年3月
長岡市
長岡市教育委員会

はじめに

近年、わが国では急速に少子化が進み、共働き家庭の増加や核家族化の進行なども相まって、家族関係や地域のつながりの希薄化から子育てに孤立感や不安感を抱える家庭が増えてきています。



子どもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな成長や子育てを支えていくことは、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。

本市では、平成27年に子ども・子育て支援の指針となる「第1期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」を策定し、産前産後サポートや保育サービスの充実をはじめ、子育ての駅の施設拡充、子どもの貧困対策の取り組みなど、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を総合的かつ計画的に行うとともに、地域や社会全体で子育てするまちを推進してきました。

このたび、第1期計画が令和2年3月をもって終了することに伴い、令和2年度から令和6年度までの第2期計画を策定いたしました。

第2期計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策推進計画を包含し、子どもたちが将来に夢や希望を持てる社会を目指した取り組みをさらに強化します。

「育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡」を基本理念とし、引き続き「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、全ての子どもの健やかな成長を育むとともに、保護者が安心して子どもを産み育てられ、子育てや子どもの成長に生きがいを感じることができるよう支援の充実を図ってまいります。

令和2年3月

長岡市長 磯田達伸

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 策定体制	4
第2章 長岡市の子ども・子育てを取り巻く状況	6
1 子ども・子育てに関する各種制度等の動向	6
2 子どもの状況	9
3 家庭・保護者の状況	15
4 第1期あいプランの評価と今後の課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念と基本的視点	30
2 施策体系	31
3 施策の展開	32
4 計画の推進	40
第2部 基本目標別の施策	43
基本目標1 すべての子どもが健やかに育つ	44
1-1 幼児期の教育・保育の充実	44
1-2 保幼小連携の取組	46
1-3 子どもの生きる力の育成	47
1-4 青少年の健全育成	49
1-5 配慮が必要な子どもへの支援	54
1-6 児童虐待防止対策の強化	61
1-7 ひとり親家庭の支援	63
1-8 社会的養育の充実	65
1-9 子育て家庭への経済的支援	66
基本目標2 これから親になる世代を育てる	69
2-1 思春期保健の充実	69
2-2 次代の親となる世代への支援	71
基本目標3 親と子が共に学び育つ	73
3-1 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援（長岡版ネウボラ）	73
3-2 子育て家庭への支援体制の充実	81
3-3 家庭の育児力・教育力の向上	84
基本目標4 地域の子育ての輪がつながる	89
4-1 子育て情報の効果的な発信とつなぐ支援	89

4-2	地域全体での見守り・安全確保	92
4-3	市民協働による子育て支援	94
4-4	子育て支援ネットワークづくり	99
基本目標5	子育てと仕事の調和がとれた生活ができる	100
5-1	多様な働き方ができる就労環境	100
5-2	保育サービスの充実	101
5-3	放課後の預かりサービスの充実	104
5-4	男女共同参画の推進	106
第3部	子ども・子育て支援事業計画にかかる量の見込みと確保方策	107
第1章	量の見込みの算出・確保方策の検討にあたって	108
1	教育・保育提供区域の設定	108
2	第1期あいプランの進捗状況	110
3	児童数の推計	112
第2章	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	115
第3章	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	124
第4章	放課後子ども総合プラン	143
第4部	子どもの貧困対策推進計画	147
序章	子どもの貧困を取り巻く状況	148
1	国・県の動向	148
2	子育て世帯の生活に関する調査（生活実態調査）の結果概要	149
3	子どもの貧困対策にかかる課題と施策の方向性	161
施策体系		163
第1章	子どもへの支援	164
1	子どもの健全な育成支援の充実	164
2	学習・進学支援等の充実	166
3	居場所づくりの推進	167
第2章	家庭への支援	168
1	妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援（長岡版ネウボラ）	168
2	就労・生活支援の充実	169
3	経済的支援の充実	170
第3章	包括的な支援体制の構築	171
1	相談窓口の充実・連携	171
2	子どもの貧困に対する理解の促進	172

第 1 部

総 論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

長岡市（以下、「本市」という。）では、すべての子どもたちの健やかな成長を支援するため、平成27年（2015年）3月に「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」（以下、「第1期あいプラン」という。）を策定しました。第1期あいプランは、平成24年（2012年）8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」にも位置付け、次世代育成にかかる施策を継承しています。

この第1期あいプランが令和元年度（2019年度）末で終了することから、子育て支援のさらなる充実を目指して、令和2年度（2020年度）を初年度とする「第2期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」（以下、「第2期あいプラン」という。）を策定します。今後は、第2期あいプランに基づき、子どもや子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応し、子どもの最善の利益を第一に考えた包括的な支援を計画的に推進します。

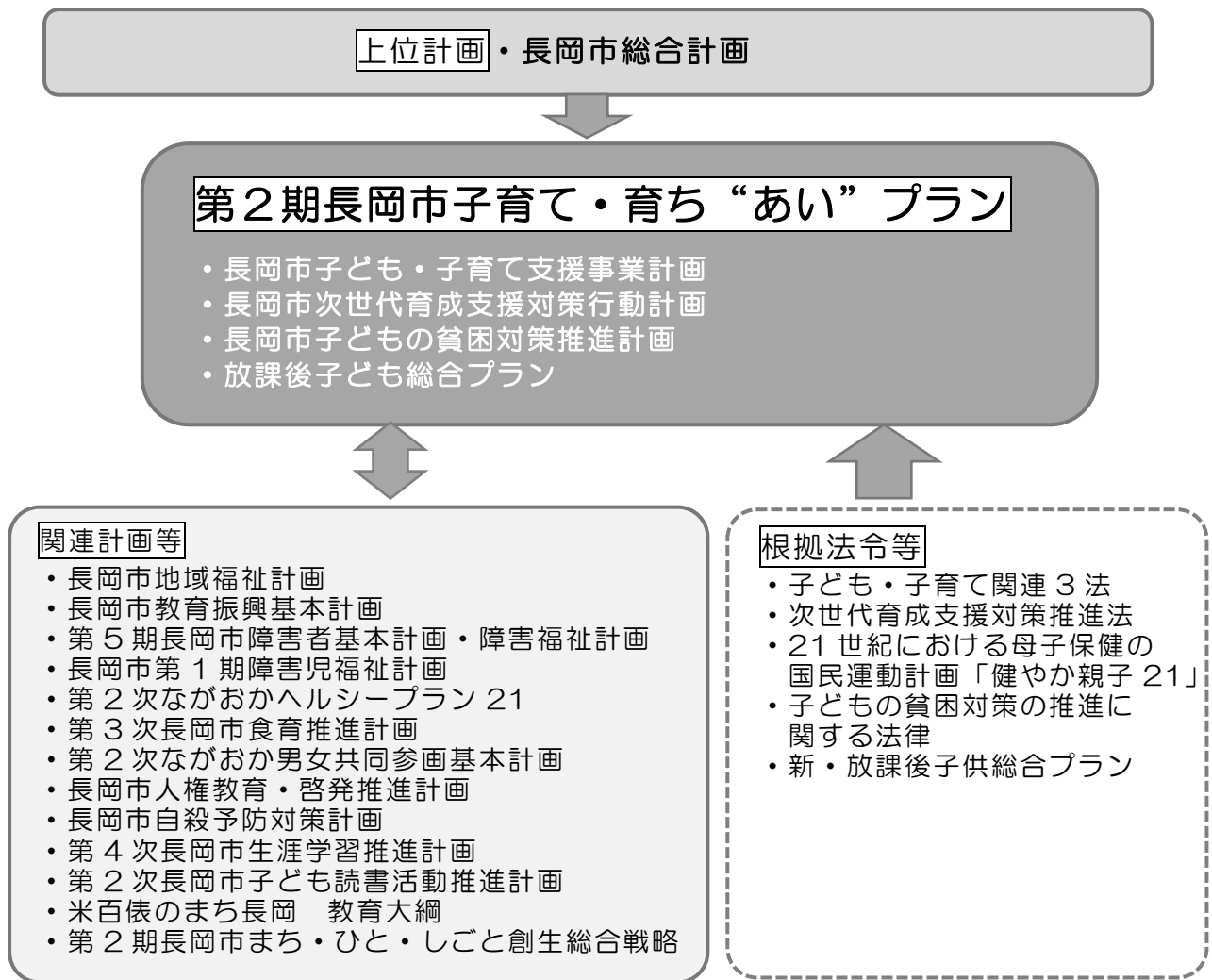
2 計画の位置付け

第2期あいプランは、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けます。また、市町村行動計画は、母子保健計画を兼ねるとともに、「新・放課後子供総合プラン」における市町村行動計画等に盛り込むべき内容についても包含します。

さらに、令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正で努力義務とされた「市町村計画」としても位置付け、新たに見直された「子供の貧困対策に関する大綱」が示す施策の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの貧困対策推進計画」も一体的に策定しています。

なお、この計画は、市政の最上位計画である「長岡市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連する本市の分野別計画との整合性を図ります。

また、新潟県子ども・子育て支援計画、新潟県子どもの貧困対策推進計画、新潟県ひとり親家庭等支援計画、新潟県社会的養育推進計画等とも連携を図ります。



3 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

4 策定体制

(1) 長岡市子ども・子育て会議

長岡市子ども・子育て会議条例第1条に基づき設置した子ども・子育て会議において、計画内容や本市の子ども・子育て支援施策に関する事項について審議を行いました。

(2) 長岡市子ども・子育て会議ワーキング会議

長岡市子ども・子育て会議条例第6条に基づき、専門的及び具体的な事項を調査審議するための部会を置き、検討しました。下記の部会で検討した内容は、本市の子ども・子育て支援施策に反映しています。

- 平成29年度 「子どもの貧困対策についての検討ワーキング部会」
「長岡市の療育・相談体制の検討ワーキング部会」
- 平成30年度 「子どもの貧困対策についての検討ワーキング部会」
「長岡市の療育・相談体制の検討ワーキング部会」
- 令和元年度 「保幼小連携ワーキング部会」
「小学生の放課後の居場所ワーキング部会」

(3) 市民アンケート調査

① 長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査

第2期あいプランの策定にあたり、子育て家庭の実態や幼児教育・保育事業、子育て支援施策などに対するニーズを把握するために調査（以下、ニーズ調査という。）を実施しました。

実施概要は以下のとおりです。

- 調査対象：市内在住の未就学児及び小学生のいる家庭の保護者 3,041人
：市内の中学校・高校に通学する中高生本人 656人
- 調査期間：平成30年11月21日～平成30年12月10日
- 調査方法：

種別		調査方法
未就学児保護者	0～2歳	郵送配付・郵送回収（無作為抽出）
	3～5歳	通園している各施設にて配布・回収（クラス指定）
小学生保護者		各学校を通して配布・回収（クラス指定）
中高生本人	中学生	各学校にて配布・回収（クラス指定）
	高校生	各学校にて配布・郵送回収（クラス指定）



○ 配布・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
未就学児保護者	1,495 票	967 票	64.7%
小学生保護者	1,546 票	1,427 票	92.3%
中高生本人	656 票	428 票	65.2%

② 長岡市子育て世帯の生活に関する調査

子どもの貧困対策計画の策定にあたり、子育て世帯の日頃の暮らしや保護者の就業・所得の状況、健康状態、子育ての悩み等を把握するために調査（以下、生活実態調査という。）を実施しました。

実施概要は以下のとおりです。

○ 調査対象：市内在住の18歳未満の子どもがいる家庭の保護者4,000人（無作為抽出）

○ 調査期間：平成30年8月7日～平成30年8月20日

○ 調査方法：郵送配付・回収

○ 配布・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
合計	4,000 票	2,103 票	52.6%

（4）パブリックコメント

募集期間：令和2年2月1日（土）～2月14日（金）まで

閲覧場所：子ども家庭課、アオーレ東棟 1 階情報ラウンジ、各支所市民生活課、
本市ホームページ

第2章 長岡市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 子ども・子育てに関する各種制度等の動向

(1) 子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、平成元年の第44回国連総会において採択され、翌年に発効しており、日本は平成6年に批准しました。条約では、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮されることがうたわれ、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

この条約の理念は、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」という)の改正をはじめ、子どもに関する様々な法令制度に色濃く反映されています。

(2) 子ども・子育て支援制度

幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育つことができる社会を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

平成29年6月の改正では、子育て安心プランを踏まえ、2020年度末までに待機児童を解消すること、2022年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人の受け皿を整備することが求められています。

令和元年5月には、3歳から5歳児については原則として全ての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正を行っています。

本市では、平成27年度を初年度とする子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、それまで進めてきた次世代育成支援対策行動計画を合わせた「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」を策定し、計画的な幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に努めるとともに、地域全体で子どもを育み、子育て家庭を支えるための取組を推進してきました。その中で「子育ての駅」や「長岡版ネウボラ」など、本市独自の事業に取り組んでいます。

(3) 児童虐待防止対策の強化と社会的養育

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、わが国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであるとの認識のもと、平成12年に児童虐待防止法が制定されました。

昨今の児童虐待の社会問題化を背景に、平成28年に児童福祉法が改正され、その理念として、子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが明確化されるとともに、虐待の発生予防に向けた妊娠



期から子育て期までの切れ目のない支援や虐待発生時の迅速・的確な対応ができる体制の整備、養子縁組里親の法定化等が盛り込まれています。

その後、国では平成 30 年 7 月に児童虐待防止対策の緊急総合対策を決定したほか、令和元年 6 月、児童虐待防止法等が改正され、児童相談所の体制強化と併せ、「しつけ」を理由とする親による体罰の禁止が盛り込まれました。

さらに、市町村に対し、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めることとされました。

本市においても、虐待防止に向けて、妊娠・出産期からの様々な機会を通じて養育が必要な家庭を早期に把握し、児童相談所等の関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会の中で必要な情報を共有し、継続的な支援や適切な対応を行っています。

(4) 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 25 年 6 月に成立しました。

令和元年 6 月の改正では、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

本市では、これに先がけ、計画策定を見据え、平成 29 年度より「子どもの貧困対策についての検討ワーキング部会」を立ち上げ、課題の整理や必要な施策について検討を重ねてきました。

また、子どもの貧困対策推進計画策定にあたり、平成 30 年度に子育て世帯を対象とした生活に関する調査を実施し、子育て家庭の経済状況を含め、生活環境等が与える子どもへの影響の把握に努めました。

(5) 障害者差別解消法と合理的配慮

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

障害者差別解消法では、障害を理由としたあらゆる差別の禁止や「合理的配慮」の提供を求めています。

また、平成 30 年度の児童福祉法改正により、障害児福祉計画の策定が義務化され、本市でも平成 29 年度に第 5 期長岡市障害者基本計画・福祉計画と一体的に第 1 期障害児福祉計画を策定しました。第 1 期障害児福祉計画においては、障害児支

援における各数値目標や、障害福祉サービス等の見込み量を定め、この計画に基づき、長岡市における障害児施策の充実に取り組んでいます。

（６）地域共生社会の実現

国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

平成 29 年度の社会福祉法の改正により、市町村は住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備に努めることが規定されたことから、本市も地域共生社会の実現に寄与する形で本計画を策定しました。

近年、「子ども食堂※」が全国的に広がりを見せており、子どもの孤食防止や居場所づくりとしての役割を果たしていますが、それを契機として高齢者や障害者を含む地域住民の交流の拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されています。

本市でも、市民による「子ども食堂」の活動が広がっており、特徴として、子どもに限らずあらゆる年代の方が参加することができ、子どもへの食事の提供のほか、大勢での食事を通じた地域のつながりの場や、居場所など、多様な面を持ち合わせています。また、運営に対して、市や企業・民間団体等が支援・協力しています。

（７）働き方改革の推進

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的として働き方改革が進められ、関連法が令和元年 4 月から順次施行されています。

関連法では、時間外労働の上限規制や正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止等が規定されています。

本市は、長時間労働の見直しや育児・介護との両立ができる労働環境の整備を始めとする働き方改革の推進、長岡で働くことへの意識づけとなる企業情報の発信やインターンシップの充実といった取組を、地域全体で効果的に推進するため、平成 29 年 5 月に「ながおか働き方プラス応援プロジェクト※」を設置し、市内企業、団体等と連携しながら働き方改革に関する取組を行っています。

※ 子ども食堂…地域住民等が主体となり、無料または低額で食事を提供し、子どもが一人でも利用できる場として全国的に広がっている。長岡市では、子どもに限らず誰でも利用でき、地域交流の拠点として広がっている。

※ ながおか働き方プラス応援プロジェクト…市、企業、団体等が連携しながら、働きやすい環境づくりや長岡で働くことへの意識づけにつながる取組みを進めることで、働く者にとって魅力的な地域への変革を目指すもの



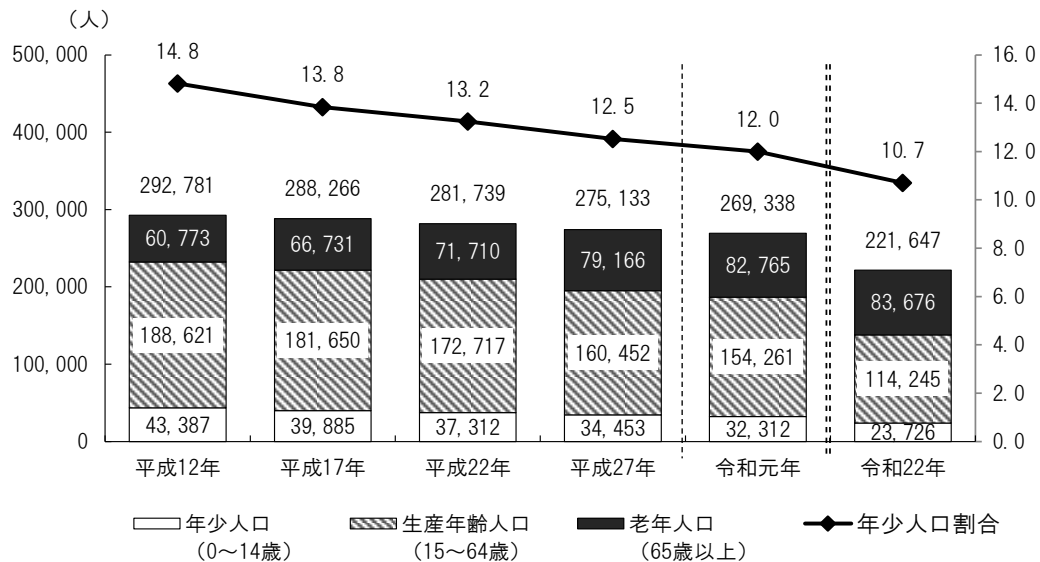
2 子どもの状況

(1) 少子化の進行

全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中、本市においても同様の傾向で推移しています。平成12年の年少人口が43,387人、総人口に占める割合が14.8%でしたが、40年後の令和22年には同23,726人、10.7%まで減少すると推計されています。

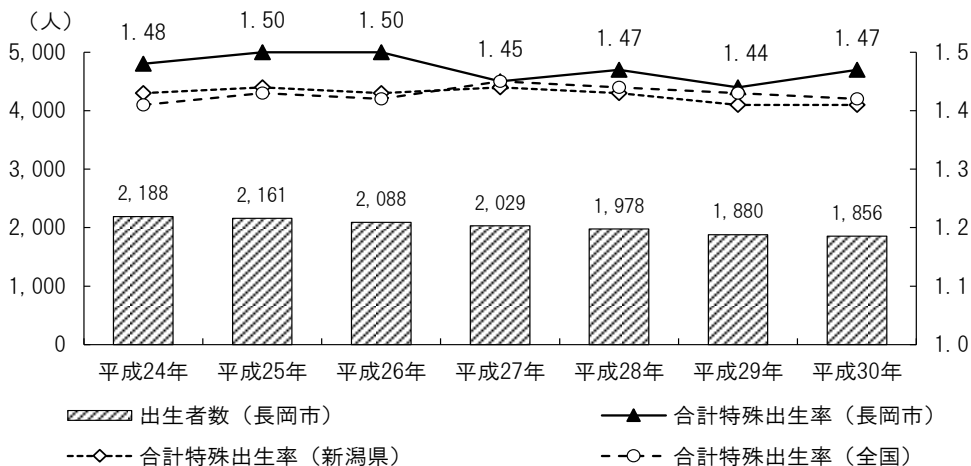
近年の合計特殊出生率の推移をみると、平成26年の1.50から平成29年には1.44まで減少していますが、平成30年には1.47まで上昇しており、国や県より高い水準で推移しています。

■ 年齢3区分別人口及び年少人口割合の推移



資料：平成12年から平成27年は国勢調査、令和元年は住民基本台帳人口（各年10月1日）
令和22年は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

■ 出生及び合計特殊出生率の推移

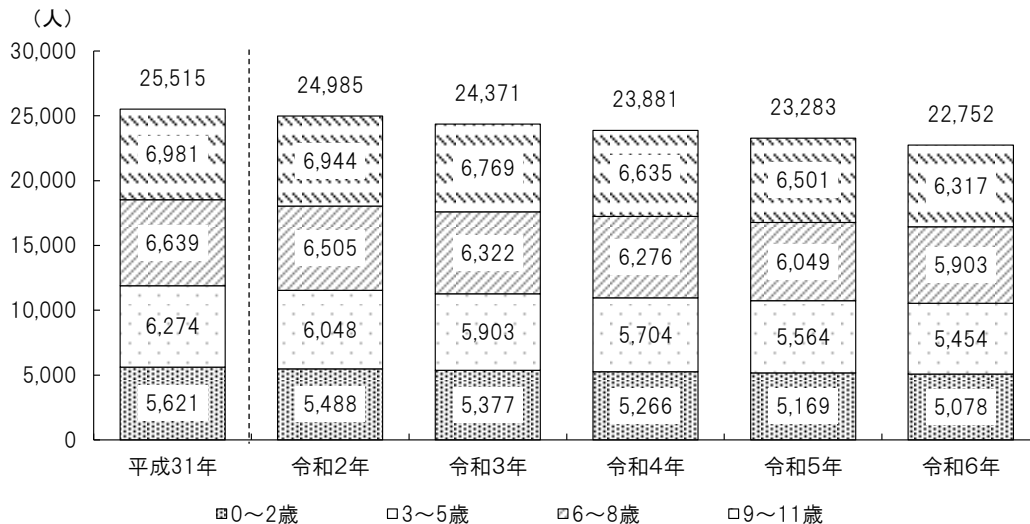


資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

(2) 児童数の推計

計画期間における本市の児童数をコーホート変化率法※により推計すると、0～11歳人口は、計画最終年度の令和6年度には22,752人となり、平成31年時点から2,763人（10.8%）減少すると見込まれます。

■ 計画期間の推計児童数（各年4月1日）



資料：平成31年は住民基本台帳人口の実績

令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

(3) 生活習慣等の状況

小学生の生活習慣等については、朝食は、「ほぼ毎日食べるが、主食やおかずにかたよりがある」が59.1%と高くなっています。

また、就寝時間は、「22時ごろ」が32.7%で最も高く、次いで「21時半ごろ」（27.5%）、「21時ごろ」（17.0%）と続いています。

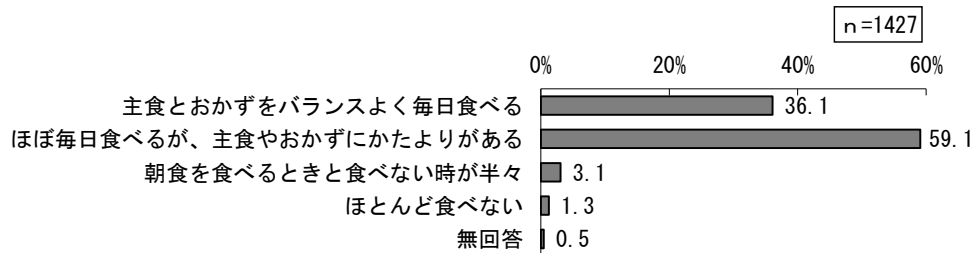
家でのお手伝いについては、「ほとんど毎日手伝う」が19.8%、「時々手伝う」が71.0%、「手伝わない」が8.8%となっています。

子どもが学校に行くことを楽しみにしているかどうかについて、「とても楽しみにしている」と「少しは楽しみにしている」を合わせた『楽しみにしている』が86.8%、「どちらともいえない」「あまり楽しみにしていない」「まったく楽しみにしていない」を合わせると12.9%となっています。

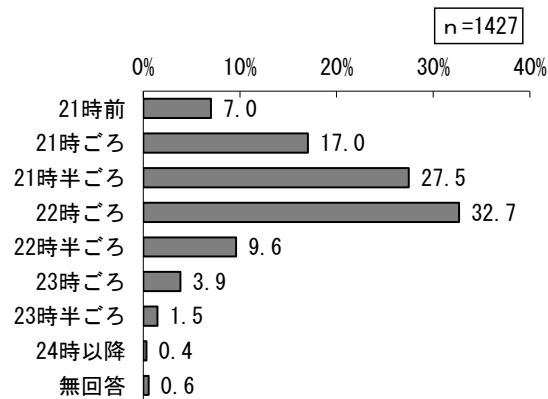
※ コーホート変化率法…各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



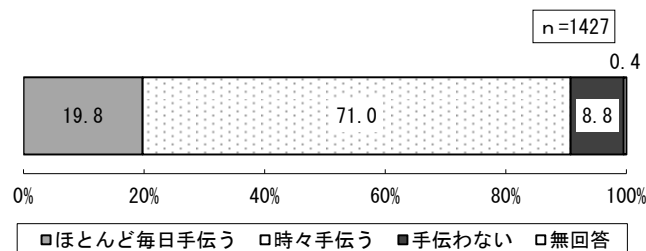
■ 子どもの朝食の摂取状況（小学生保護者調査）



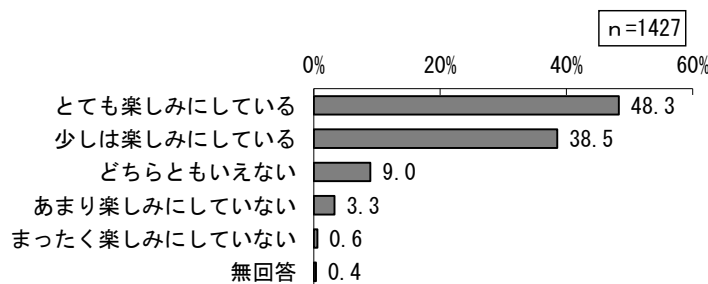
■ 子どもの平日の就寝時間（小学生保護者調査）



■ 子どもの家でのお手伝いの有無（小学生保護者調査）



■ 子どもが学校へ行くことを楽しみにしているか（小学生保護者調査）



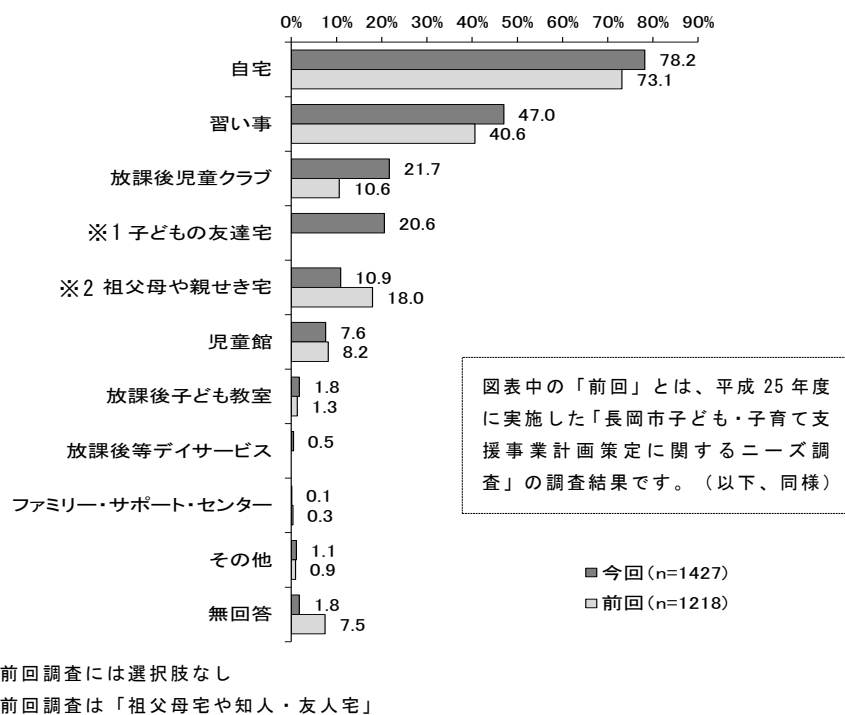
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(4) 放課後の居場所

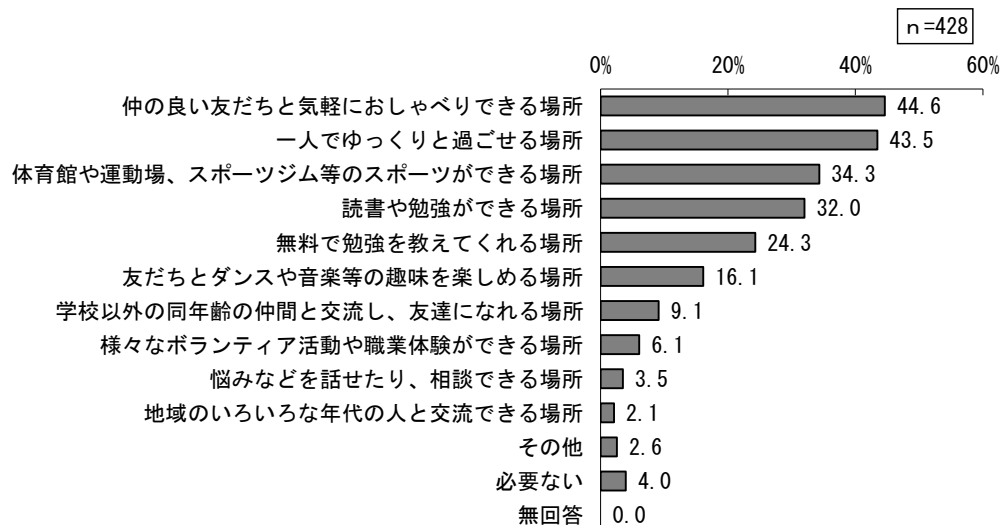
子どもの放課後の居場所については、「自宅」(78.2%)、「習い事」(47.0%)、「放課後児童クラブ」(21.7%)、「子どもの友達宅」(20.6%)等の割合が高く、前回と比べて「放課後児童クラブ」の割合が増えています。

また、中学生・高校生が放課後や休日に過ごしたい場所等について、「仲の良い友だちと気軽におしゃべりできる場所」(44.6%)や「一人でゆっくりと過ごせる場所」(43.5%)等の割合が高くなっています。

■ 放課後の過ごし方（小学生保護者調査）



■ 放課後や休日に過ごすのにあればいい場所・サービス（中学生・高校生本人）



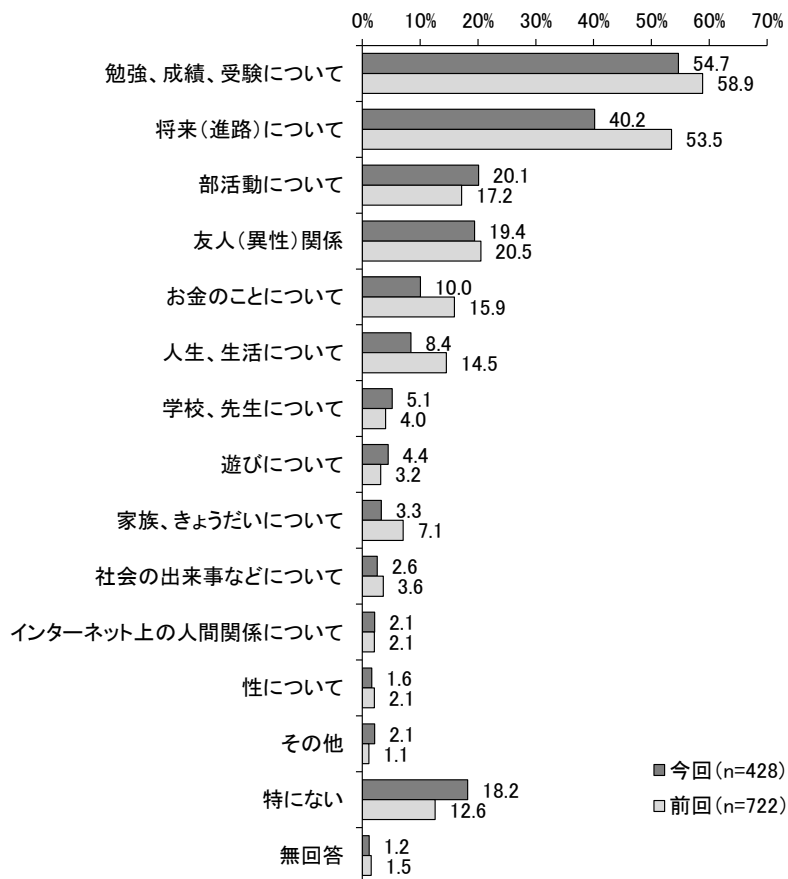
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）



(5) 悩みや不安

中学生・高校生のよく考えることや困っていることについては、「勉強、成績、受験について」が54.7%で最も高く、次いで「将来（進路）について」（40.2%）と続いており、多くの生徒が勉強や進学、将来について悩んだり不安に感じている状況がうかがえます。「特にない」と回答した人は18.2%となっています。

■最近、考えたり困ったりしていること（中学生・高校生本人）



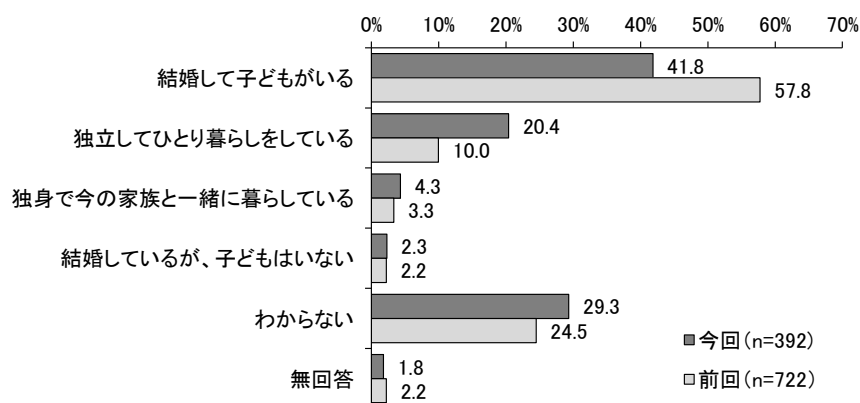
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(6) 将来のイメージ

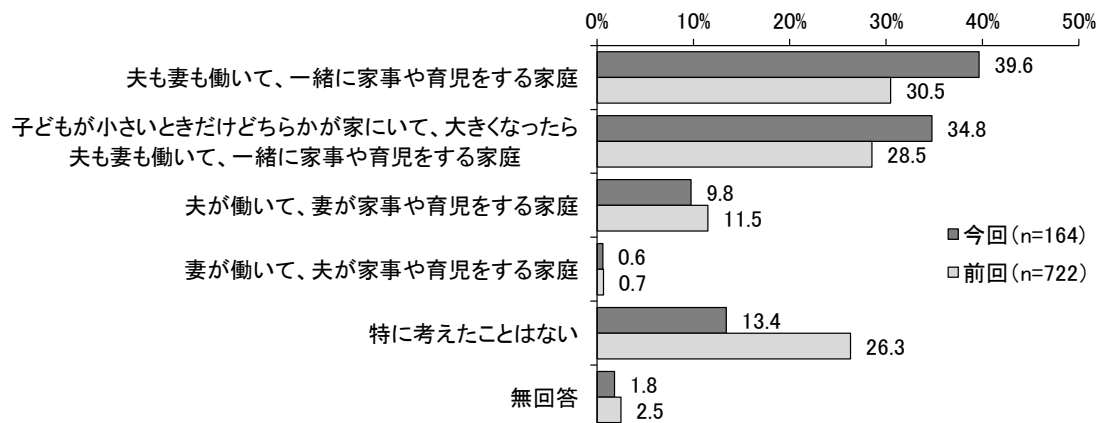
将来の自分については、「結婚して子どもがいる」と回答した人は41.8%で、「わからない」が29.3%、「独立してひとり暮らしをしている」が20.4%となっています。前回調査と比べると、「結婚して子どもがいる」が減少し、「独立してひとり暮らしをしている」、「わからない」が増加しています。

将来つくりたい家庭像については、共働きで一緒に家事や育児をする家庭と回答した人が合わせて74.4%となっており、前回調査より増えています。

■ 将来の自分について（中学生・高校生本人）



■ 将来つくりたい家庭像（中学生・高校生本人）



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）



3 家庭・保護者の状況

(1) 家族構成の変化

本市の世帯構成をみると、全国と比べて核家族世帯の割合がやや低く、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は15.8%となっています。

母子世帯、父子世帯は増加傾向にあり、平成17年の1,189世帯から10年間で135世帯増加し、平成27には1,324世帯となっています。

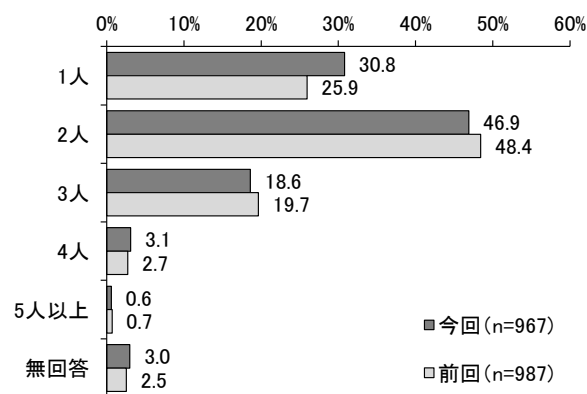
子どもの兄弟姉妹の数をみると、「2人」が46.9%で最も高く、次いで「1人」が30.8%、「3人」が18.6%となっています。前回調査と比べると「1人」の割合が増加しています。

■ 世帯構成の推移

	長岡市				新潟県	全国
	H17		H27		H27	H27
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	96,169	—	99,930	—	—	—
核家族世帯	49,046	51.0%	52,955	53.0%	53.0%	55.8%
うち18歳未満の子どもがいる世帯	15,254	15.9%	15,834	15.8%	14.9%	17.9%
母子世帯	1,083	1.1%	1,194	1.2%	1.2%	1.4%
父子世帯	106	0.1%	130	0.1%	0.1%	0.2%

資料：国勢調査

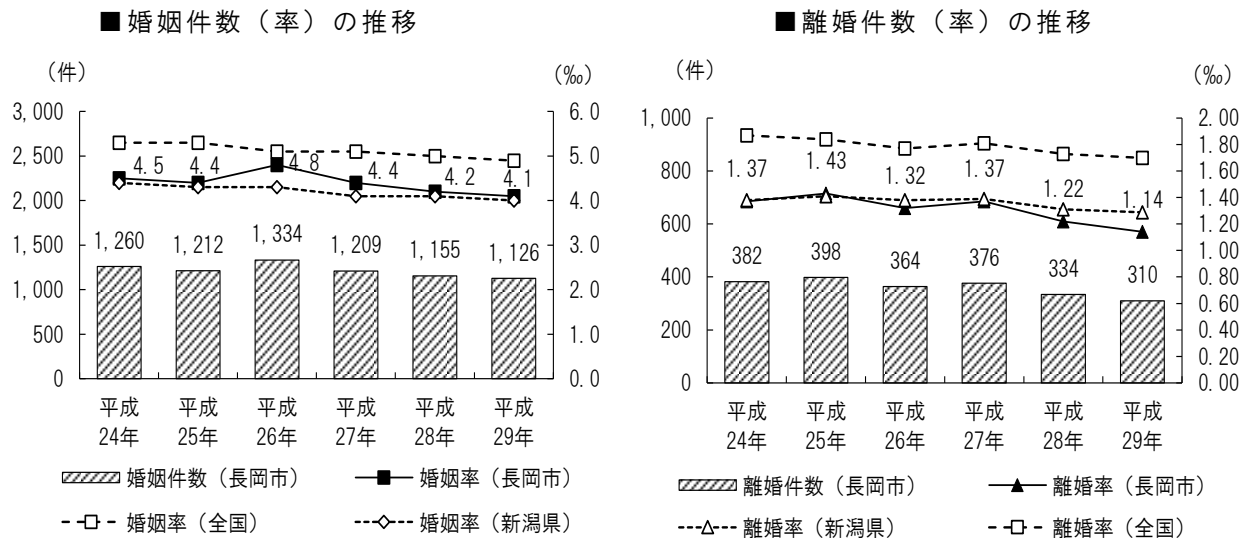
■ 兄弟姉妹の数（本人含む）



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(2) 婚姻・離婚の状況

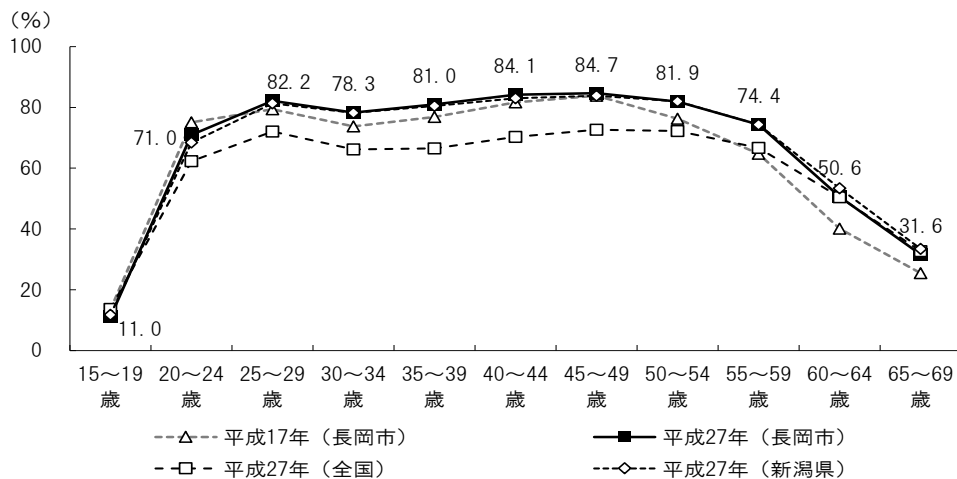
本市の婚姻・離婚の状況をみると、平成29年は婚姻件数1,126件、婚姻率4.1に対し、離婚件数310件、離婚率1.14となっています。いずれも減少傾向がみられ、特に離婚件数・離婚率で減少幅が大きくなっています。全国、新潟県と比較すると、婚姻、離婚ともに全国より低い水準で推移し、新潟県とは概ね同程度となっています。



(3) 就労状況

女性の労働力率※の状況をみると、平成17年から平成27年にかけて、30歳代の労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブが解消されてきています。30歳代前半で78.3%となっているほかは80%以上となっており、全国に比べて高い労働力率となっています。

■ 女性の労働力率の推移



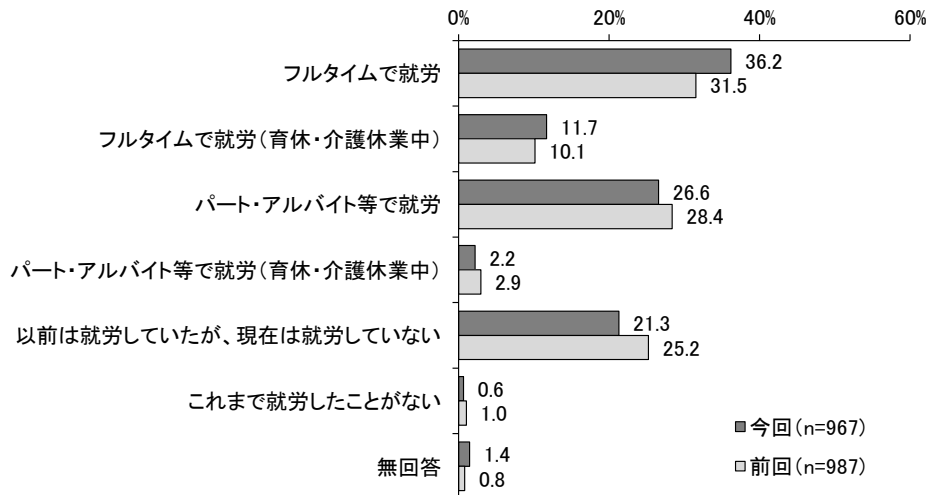
※ 女性の労働力率・・・15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合



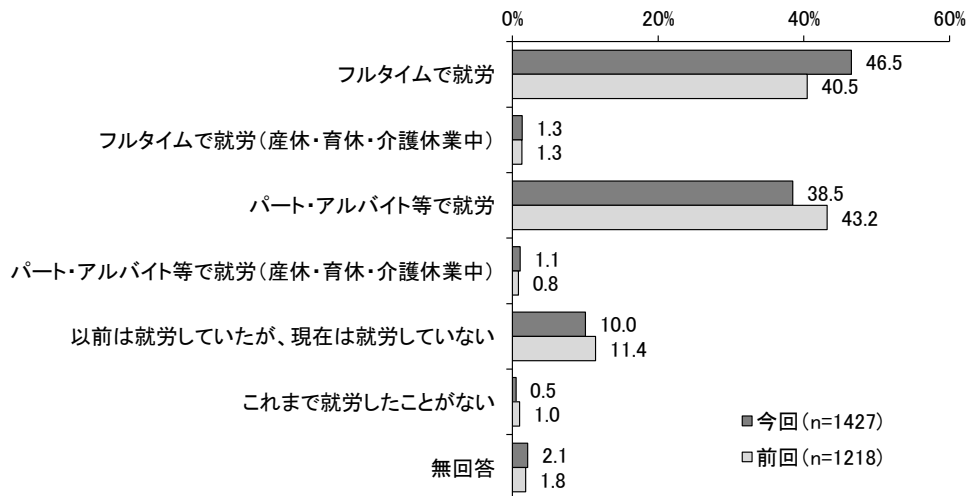
母親の就労状況については、就学前児童保護者の76.7%、小学生保護者の87.4%が就労もしくは育児・介護休業中となっており、前回調査と比べるとフルタイムでの就労の割合が増加しています。

■ 母親の就労状況の変化

< 就学前児童 >



< 小学生 >



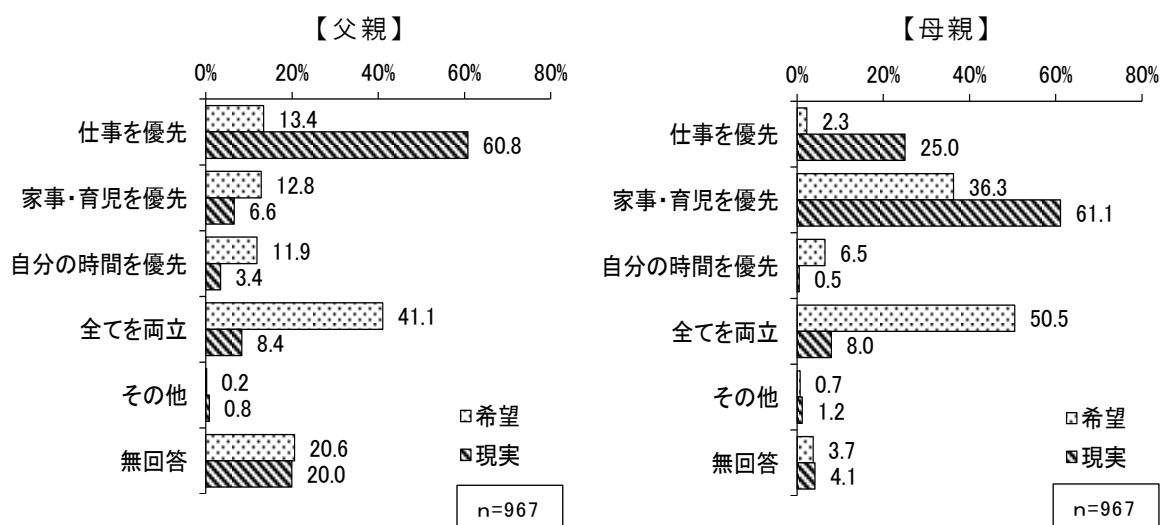
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(4) 仕事と子育ての両立

仕事、家事・育児、自分の時間における優先順位の希望と現実について、父親、母親とも「全てを両立」したいと希望しつつ、現実には、父親は仕事を優先、母親は家事・育児を優先している人が多くなっています。

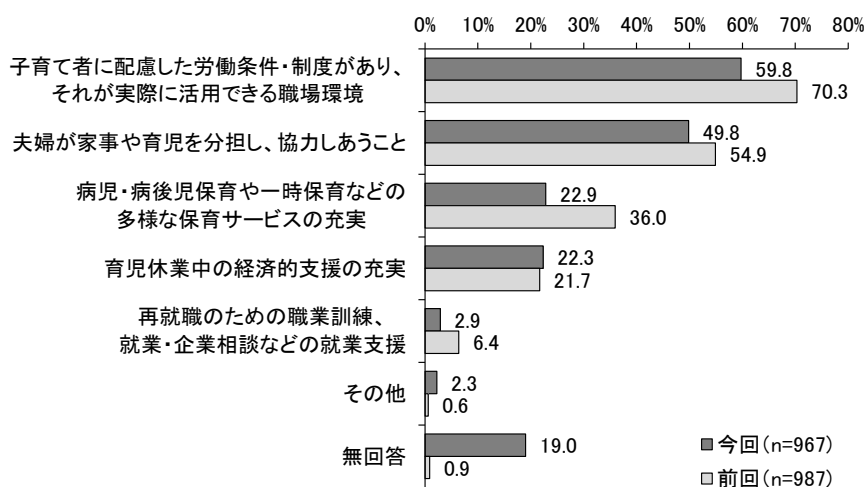
子育てしながら働くために必要なことについて、「子育てに配慮した労働条件・制度があり、それが実際に活用できる職場環境」（59.8%）や「夫婦が家事や育児を分担し、協力し合うこと」（49.8%）の割合が高くなっています。

■ 生活の中でのバランスについて（就学前児童保護者）



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

■ 子育てしながら働くために必要なこと（就学前児童保護者）



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

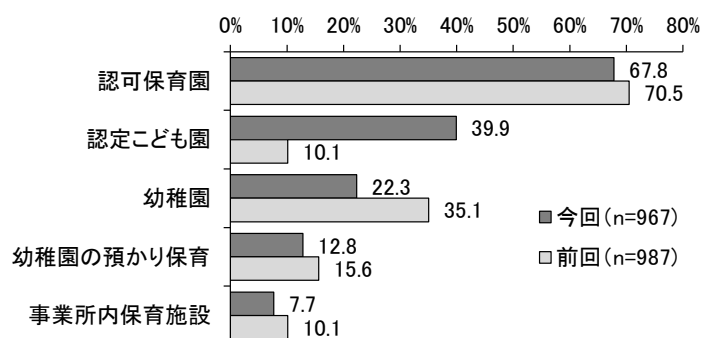


(5) 幼児教育・保育施設について

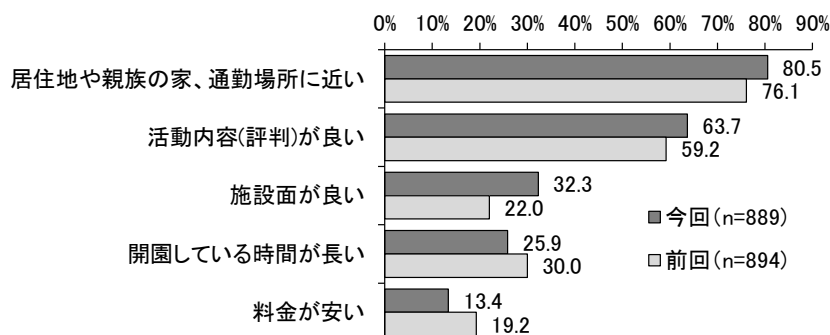
定期的にご利用したい幼児教育・保育施設については、「認可保育園」が 67.8%、「認定こども園」が 39.9%、「幼稚園」が 22.3%（複数回答）となっています。前回調査と比べると、幼稚園から認定こども園への移行が多くあったことから、「認定こども園」の割合が増加し、「幼稚園」の割合が減少しています。

幼児教育・保育施設を選ぶときに重点を置くことについて、「居住地や親族の家、通勤場所に近い」が 80.5%で最も高く、次いで「活動内容(評判)が良い」(63.7%)、「施設面が良い」(32.3%)が続いています。

■ 定期的にご利用したい幼児教育・保育施設_上位 5 項目（就学前児童保護者）



■ 幼児教育・保育施設を選ぶときに重点を置くこと_上位 5 項目（就学前児童保護者）

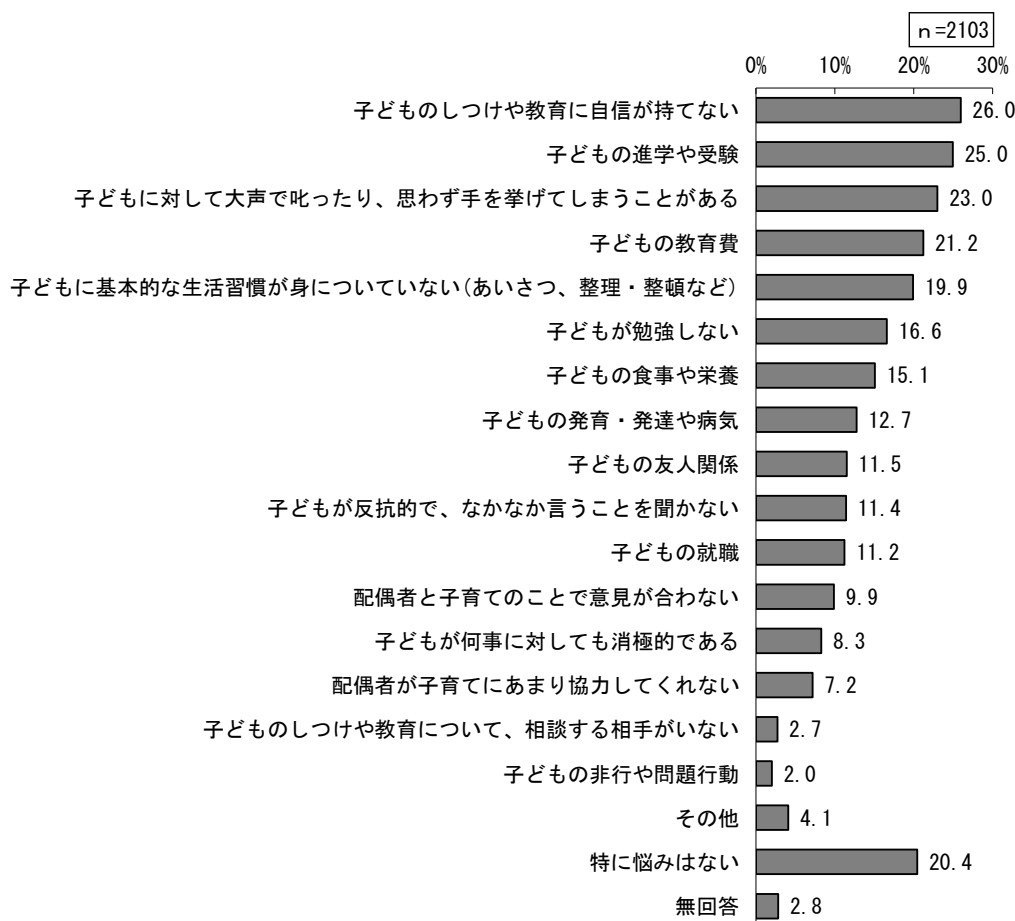


資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(6) 子育ての悩みや不安について

子育ての悩みや不安については、「子どものしつけや教育に自信が持てない」が26.0%で最も高く、次いで「子どもの進学や受験」(25.0%)、「子どもに対して大きな声で叱ったり、思わず手を挙げてしまうことがある」(23.0%)、「子どもの教育費」(21.2%)と続いており、子どもへのしつけや接し方、進学等についての悩みや不安を抱えている人が多い状況がうかがえます。

■ 子育てに関する悩みや不安



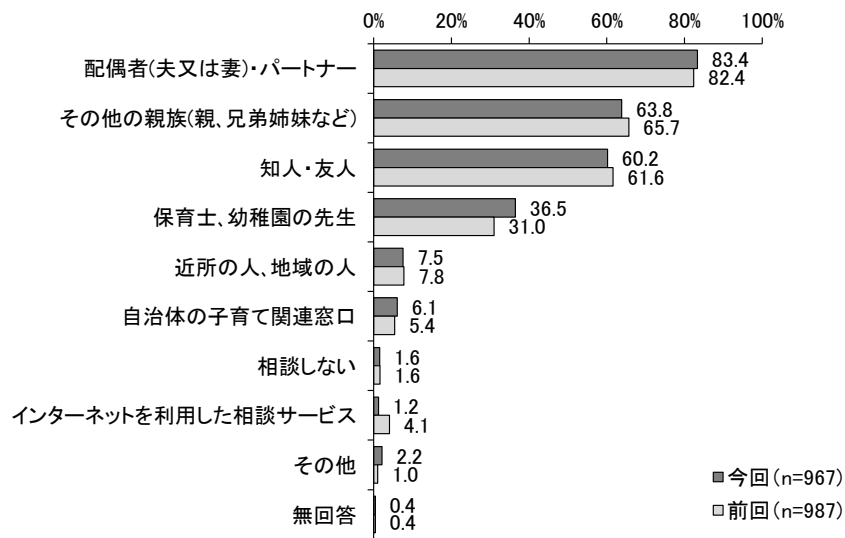
資料：長岡市子育て世帯の生活に関する調査（H30）



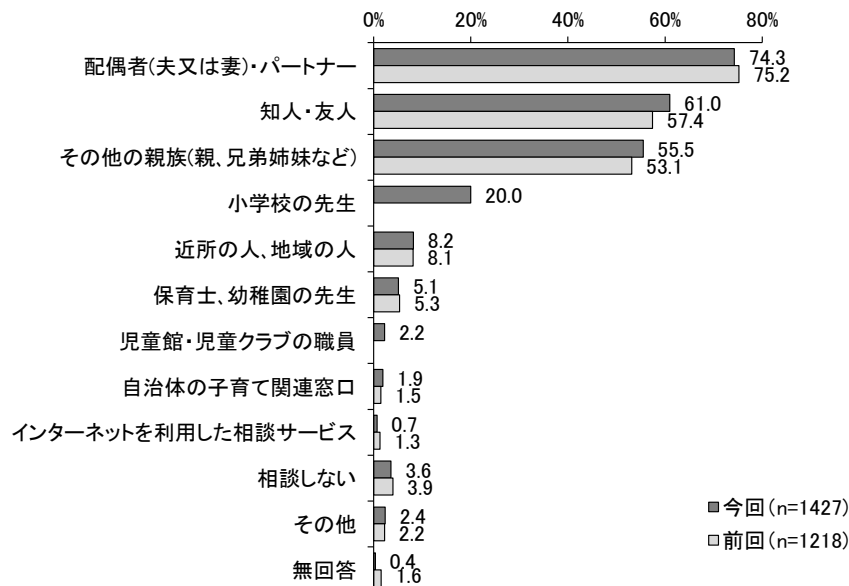
子育ての悩みや不安を相談する相手については、就学前児童保護者、小学生保護者とも「配偶者（夫又は妻）・パートナー」がそれぞれ 83.4%、74.3%で最も高く、「その他の親族（親・兄弟姉妹など）」、「知人・友人」が上位に来ており、次いで、就学前保護者では「保育士、幼稚園の先生」、小学生保護者では「小学校の先生」が続いています。

■ 子育てに関する悩みや不安の相談先

< 就学前児童 >



< 小学生 >



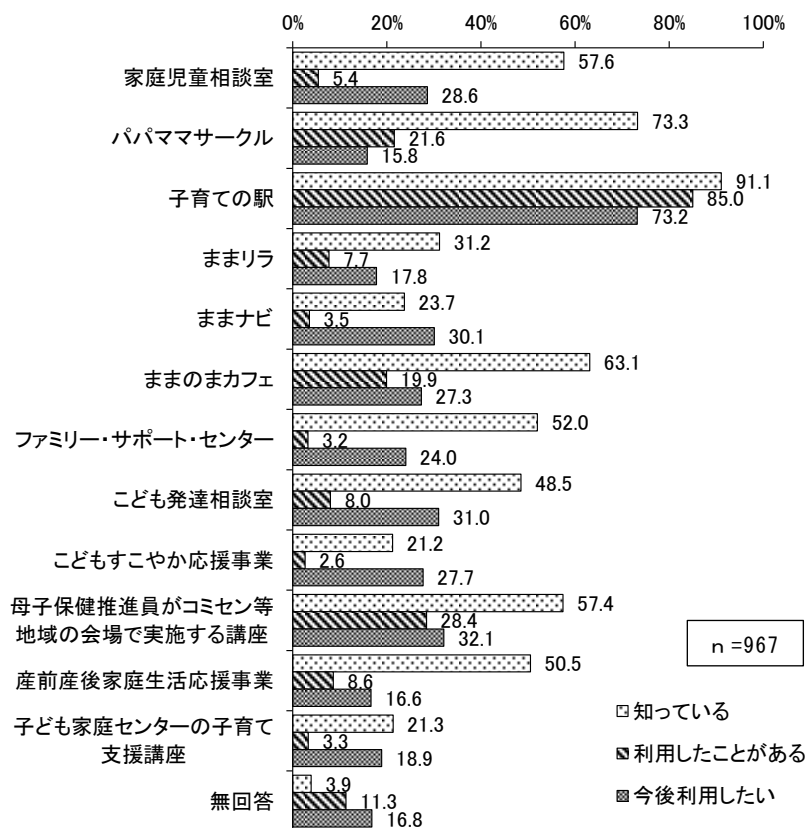
資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）

(7) 子育て支援サービスの利用について

子育て支援サービスの利用状況については、「子育ての駅」は認知度、利用状況、利用意向ともに高い割合となっています。

「家庭児童相談室」、「ファミリー・サポート・センター」、「こども発達相談室」などは、利用状況が低いものの認知度が高く、また、今後の利用意向も高くなっています。

■ 子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用意向（就学前児童保護者）



資料：長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査（H30）



4 第1期あいプランの評価と今後の課題

第1期あいプランの計画期間における本市の評価をまとめるとともに、各種制度の動向や統計データ、ニーズ調査結果等と併せ、現状と今後の課題を5つの基本目標別に整理しました。

【基本目標1】

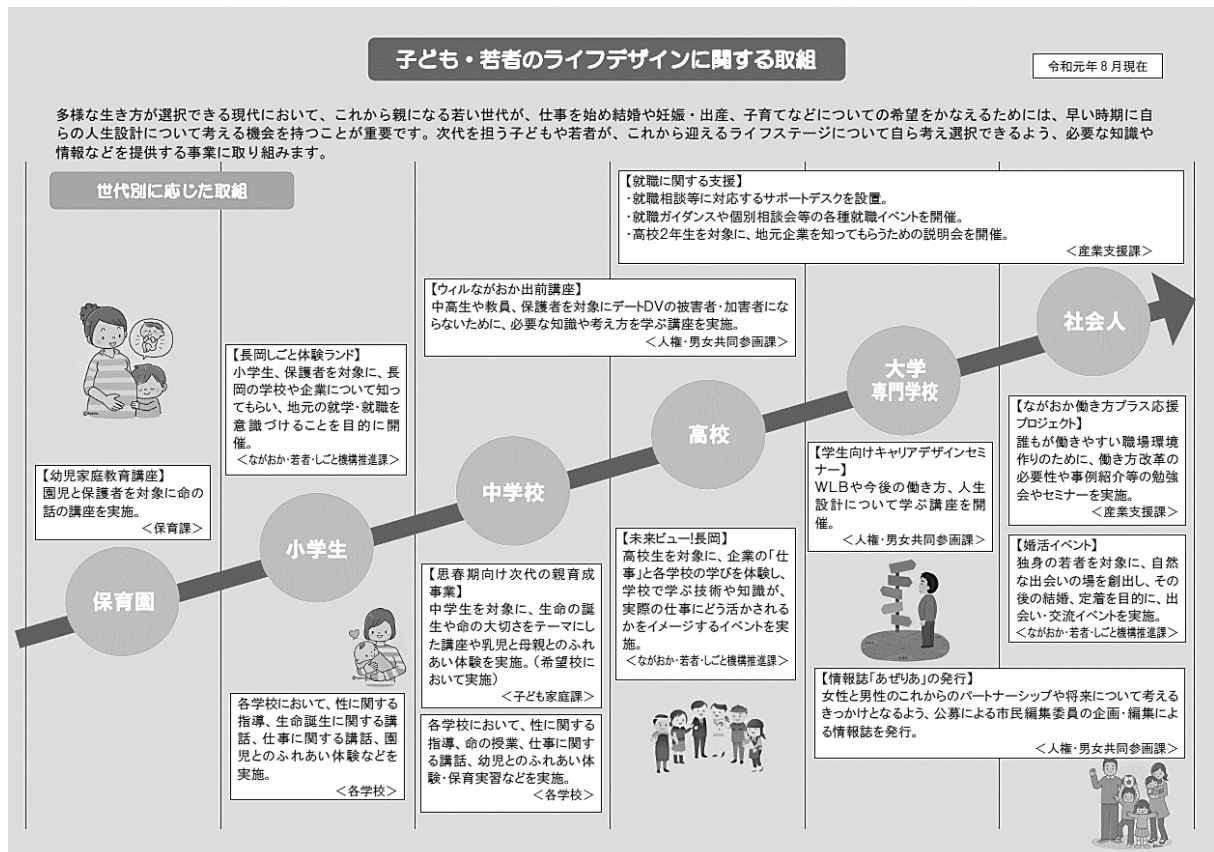
未来へ「いのち」をつなぐ～これから親になる世代を育てる～

これまでの評価

本市では、思春期における心身の健康づくりや、自分や相手の命の大切さや相手を思いやる気持ちを醸成するため、学校に出向き講座を実施したり情報提供を行ってきました。

また、子どもたちが将来家庭や子どもを持つことへの意識の醸成を図るため、平成24年度から中学生を対象とした「思春期向け次代の親育成事業」を実施しています。赤ちゃんとその母親と触れ合うことで、命の大切さを感じ、自分も愛情を注がれて成長してきたことを実感するとともに、母親にとっても自分の子育てを客観的に振り返ることで子どもへの愛情を再確認し、双方の自己肯定感を高めることにつながっています。

さらに、子ども・若者のライフデザインに関する取組を実施し、子ども・若者がこれから迎えるライフステージについて自ら考え選択できるよう必要な知識や情報を提供してきました。



現状と今後の課題

近隣関係の希薄化や家族構成の変化等により、小さな子どもと関わる機会が減少しています。本市でも核家族世帯の割合が増加傾向にあるほか、出生数が年々減少し、子どもの数が「1人」の世帯も増えてきています。

また、中高生へのニーズ調査では、前回の調査と比べ、将来の自分について、「結婚して子どもがいる」の割合が減少し、「独立してひとり暮らしをしている」、「わからない」と回答した人が増えています。

今後も引き続き、子どもたちが結婚や出産を含め、自分のライフデザインについて考える機会をつくるとともに、子どもの育ちを保障する環境を整えていくことが重要です。



【基本目標2】

明るい笑顔が一番～親と子がともに学び育つ～

これまでの評価

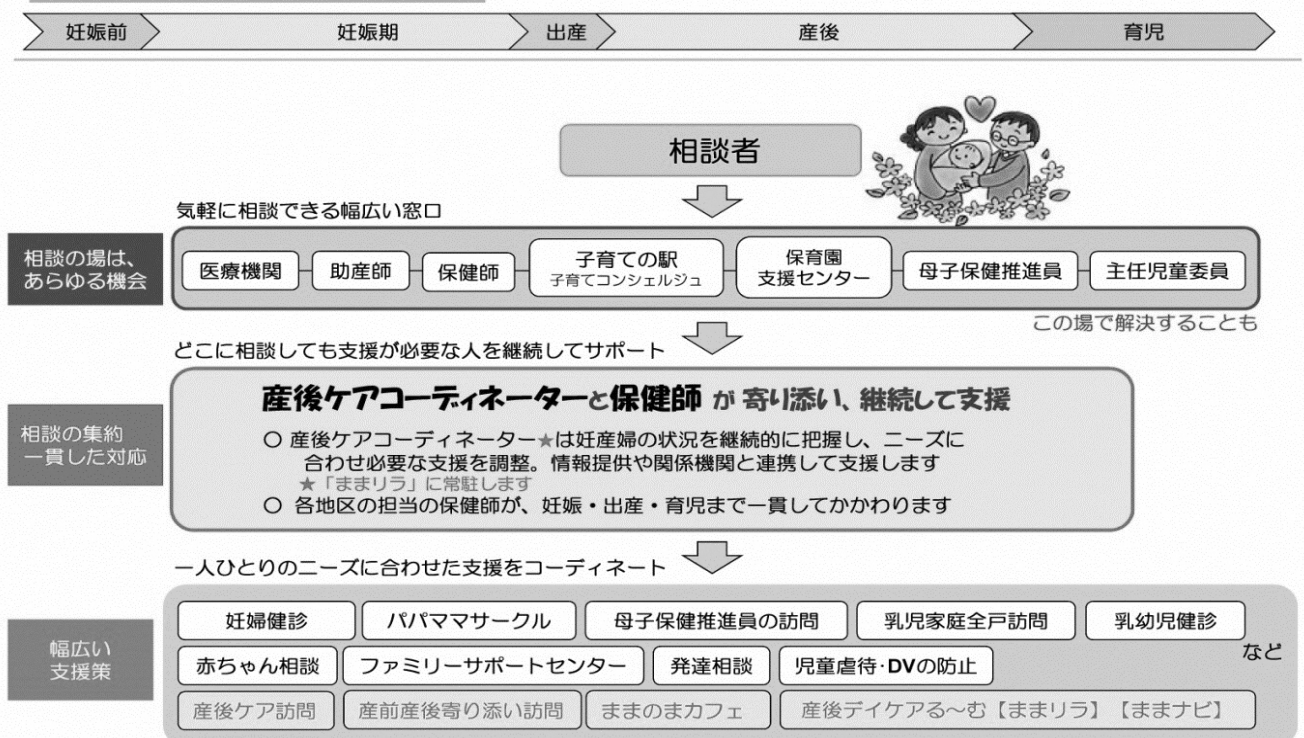
本市では、安心して子どもを産むことができ、子育てに喜びを感じながら、親と子が一緒に成長していけるような環境づくりを進めてきました。

なかでも、長岡オリジナルの保育士や子育てコンシェルジュのいる屋根付き公園「子育ての駅」を市内全域に整備し、親子がいつでも安心して遊んだり相談したりできる場を充実させるとともに、子育て支援の輪を広げるために多世代交流を進めてきました。

また、子ども家庭課、各支所市民生活課、子育ての駅を「子育て世代包括支援センター」としても位置付け、妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援「長岡版ネウボラ※」を展開し、個別のニーズに応じた情報提供や相談支援を行うなど、妊産婦や母子に寄り添った支援を行ってきました。

長岡版「ネウボラ」

～妊娠から出産・育児まで切れ目のない子育て支援～



※ ネウボラ…男女共同参画の先進国で女性のほとんどが働くフィンランドで実施されている妊娠・出産・育児を切れ目なく支援するしくみのこと。アドバイス（neuvo）する場所という意味。

現状と今後の課題

生活実態調査の結果をみると、子育てについての悩みでは、「子どものしつけや教育に自信が持てない」が最も高く、「子どもに対して大声で叱ったり、思わず手を挙げてしまう」、「子どもに基本的な生活習慣が身についていない」等の割合も高くなっています。様々な機会を通じて子育てに関する知識や技術等の普及・習得支援を図るとともに、多様な関わりや支え合いの中で親子が共に成長していくための支援を進めていく必要があります。

また、ニーズ調査の結果をみると、認知度が低い子育て支援サービスもあり、知らないことで利用につながっていないことも想定されます。支援を必要としている人が必要な支援を受けることができるよう、子育て支援サービスの周知と利用につなげるためのしくみ・体制づくりを推進していく必要があります。本市では、「子育ての駅」の認知度及び利用度が高いことから、親として成長できる場としてのさらなる活用を図りつつ、必要なサービスにつなげていく拠点のひとつとしての機能強化を図っていくことが重要です。

心身の不調を訴える産婦や多胎児による負担感を訴える保護者の相談も増えてきていることから、産後のケアや多胎児の保護者特有のニーズに応じた支援の充実を図っていくことが必要です。

**【基本目標3】****目と心を届けよう～すべての子どもが健やかに育つ～****これまでの評価**

子ども・子育てをめぐる環境が大きく変化する中、本市では、どのような状況にあってもすべての子どもが健やかに成長できるような施策を進めてきました。

子どもの発達や成長に関する相談支援として「こども発達相談室」を運営しているほか、家庭教育講座等の開催や子育てに関するガイドブックの作成・配付など、様々な機会・媒体等を通じて子育てに関する正しい知識や技術の習得を支援してきました。

近年増加している児童虐待については、要保護児童対策地域協議会のネットワークを強化し、支援してきました。また、アレルギーを持つ子に対しては、関係者へ知識を普及するなど行ってきました。そのほか、医療的ケアの必要な子など、様々な困難を抱える子どもに対し、きめ細かな支援を実施してきました。

さらに、貧困の連鎖を断つための取組として、平成30年度から、困難を抱える子どもや家庭の把握と支援をコーディネートする「子どもナビゲーター」を配置したほか、家庭環境によらず平等な学習の機会を提供するために、子どもの学力アップ応援事業等を開始しました。

現状と今後の課題

すべての子どもが健やかに成長できるよう、引き続き、関係者等への意識啓発や地域による支援活動の活性化を図るとともに、アレルギーや障害、性的指向・性自認など、様々な課題や困りごとを抱えている子どもを包括的に支援するための連携・体制の強化を図る必要があります。

児童虐待については、年々複雑化、深刻化しており、さらなる児童虐待防止にむけた体制の強化が求められています。

また、生活実態調査の結果をみると、家庭の経済的状況により子どもの経験や生活習慣に差がみられ、保護者の健康状態にも少なからず影響を与えていることから、家庭環境に関わらず子どもが様々な経験をすることができ、現在及び将来に夢や希望をもって成長できるような取組をさらに進めるとともに、保護者が不安や悩みを相談でき、必要な支援策につないでいくための取組をさらに進める必要があります。

【基本目標4】

子育ては未来へ続くかけはし～子育てと仕事との調和のとれた生活ができる～

これまでの評価

本市では幼児教育・保育の質の確保・向上のため、保育士・幼稚園教諭、子育て支援員等を対象とした研修を実施するとともに、人員体制の確保に向けて、潜在的保育士の再就職支援に取り組んできました。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、多様な就労形態等に対応した保育サービスや預かりサービスの充実に取り組んできました。ニーズの高い病児・病後児保育については、利用しやすい環境整備を図るため、実施施設を7か所に拡充したほか、放課後児童クラブについては、長期休業中などの朝の時間帯や平日夜間における預かり時間を延長しました。

さらに、働き方改革の推進として、「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」を立ち上げ、市内企業等に対し、従業員の子育て家庭等が働きやすい就労環境づくりに向けた啓発を行っています。

現状と今後の課題

本市でも共働き家庭が増加し、フルタイムで働く母親が増えています。また、家事・育児に積極的に参加する父親が増えています。育児休業を取得する人はごく一部にとどまっています。

ニーズ調査の結果をみると、仕事、家事・育児、自分の時間のすべてを両立させたい意向があるものの、父親は仕事、母親は家事・育児を優先せざるを得ない現実がうかがえます。また、子どもを育てながら働くためには職場環境の改善と夫婦の協力が必要と回答した人の割合が高くなっています。

引き続き、子育て家庭が多様な働き方を選択でき、家事や育児に向き合うことができるような取組を進めていく必要があります。

また、保護者が安心して就労できる環境整備として、各種保育サービスの質の向上を図るとともに、地域ごとの保育ニーズに対応した施設の適正な配置を行っていく必要があります。

**【基本目標5】****みんなで子育て～市民力・地域力を活かして子育ての輪がつながる～****これまでの評価**

市内13か所にある「子育ての駅」では、市内で活動している団体・サークル、個人等が「子育ての駅サポーター」として各種活動を支えているほか、地域では母子保健推進員が母子の健康や子育て支援をするために、ボランティアで訪問による相談活動や育児講座、「ままのまカフェ」などの交流会の実施などに取り組んできました。

また、地域コミュニティが主体となり、児童館、児童クラブ、放課後子ども教室の運営を行うなど、地域の子どもを地域で見守り育む体制を整えてきました。

さらに、子育て世帯と地域住民等の交流の場として広がりを見せている「子ども食堂」の運営に対する後方支援として、本市では、運営費の補助や開設相談対応のほか、団体同士のつながりや市民への子ども食堂立ち上げの機運を高めるために情報交換会を開催してきました。

現状と今後の課題

ニーズ調査の結果をみると、子育ての悩みや不安を近所の人や地域の人に相談する人は1割弱となっており、子育てに関し、地域や隣近所を頼らない、頼りづらい地域社会となってきた状況がうかがえます。

本市では、地域が主体となって子育てを支える活動が活発に行われていますが、地域ぐるみで子どもを育み、子育て家庭を支えていくことができるよう、引き続き、地域コミュニティによる支援活動の活性化を図るとともに、子育て家庭が地域に入りやすい環境づくりや、気軽に相談し、支援を受けることができる環境づくりを進めていくことが重要です。

また、活動を担う地域人材の育成と支援活動の活性化を図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本的視点

第1期あいプランにおいて、「子ども・子育て支援法」及び国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の理念や子どもの権利条約の意義を踏まえ、基本理念を「育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡」としました。第2期あいプランにおいても、基本理念を踏襲します。

基本理念に基づき、下記の5つの視点に配慮した基本目標を掲げ、施策を展開します。

【基本理念】

育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡

【計画策定にあたっての基本的視点】

（１）子どもたちの健やかな成長を育むという視点

生まれ育った環境等によって左右されることなく、すべての子どもたちの幸せや健やかな成長を促すとともに、必要な人に必要な支援が届くような取組を進めます。

（２）次代の親となる世代を育むという視点

多様な価値観を尊重しながら、やがて親の世代になり自立して生きていくために、自己肯定感を高めることにより、コミュニケーション能力や「人として生きるための力」を育む取組を進めます。

（３）親の子育て力を伸ばす親育ちという視点

妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を通して、子育てや子どもの成長に楽しさや喜び・生きがいを感じながら、親として成長することができるような取組を進めます。

（４）社会全体で子育てを支援する視点

子育て支援に携わる人材を育成するとともに、子育て支援のネットワークづくりを進め、企業や地域社会全体で子育て世帯を支援する体制づくりを進めます。

（５）仕事と生活の調和により親子の時間を確保する視点

妊娠・出産しても女性が希望する働き方を続けることができる就労環境を整備するとともに、男性を含めた働き方の見直しを進め、男女がともに働き、ともに子育てできるような取組を進めます。



2 施策体系

基本理念

育つよこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡

基本目標

1

すべての子どもが
健やかに育つ

2

これから親になる
世代を育てる

3

親と子が共に学び
育つ

4

地域の子育ての輪が
つながる

5

子育てと仕事との
調和がとれた生活
ができる

基本施策

- ① 幼児期の教育・保育の充実
- ② 保幼小連携の取組
- ③ 子どもの生きる力の育成
- ④ 青少年の健全育成
- ⑤ 配慮が必要な子どもへの支援
- ⑥ 児童虐待防止対策の強化
- ⑦ ひとり親家庭の支援
- ⑧ 社会的養育の充実
- ⑨ 子育て家庭への経済的支援

- ① 思春期保健の充実
- ② 次代の親となる世代への支援

- ① 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援
(長岡版ネウボウ)
- ② 子育て家庭への支援体制の充実
- ③ 家庭の育児力・教育力の向上

- ① 子育て情報の効果的な発信とつなぐ支援
- ② 地域全体で見守り・安全確保
- ③ 市民協働による子育て支援
- ④ 子育て支援ネットワークづくり

- ① 多様な働き方ができる就労環境
- ② 保育サービスの充実
- ③ 放課後の預かりサービスの充実
- ④ 男女共同参画の推進

子どもの貧困対策の推進

※すべての基本目標における基本施策のうち、子どもの貧困対策については、第4部「子どもの貧困対策推進計画」にも掲載

3 施策の展開

基本目標1 すべての子どもが健やかに育つ

《具体的な取組》

1-① 幼児期の教育・保育の充実

- 1 保育園・認定こども園等の整備
- 2 保育園の民営化
- 3 保育士等確保支援事業
- 4 子育て支援員育成事業

1-② 保幼小連携の取組

- 1 保幼小の連携の充実

1-③ 子どもの生きる力の育成

- 1 熱中！感動！夢づくり教育
- 2 学校・子どもかがやき塾事業
- 3 図書館による保育園、幼稚園、小学校の読書推進事業

1-④ 青少年の健全育成

- 1 児童館の運営
- 2 放課後児童クラブの実施
- 3 放課後子ども教室推進事業
- 4 やまっ子クラブ運営事業
- 5 青少年施設の運営
- 6 学校施設開放事業
- 7 「世界が先生」一国際人育成事業
- 8 姉妹都市・友好都市との青少年の相互交流
- 9 こどもの読書週間関連行事等の実施
- 10 青少年の交流・体験活動の機会の提供
- 11 青少年の社会参加の促進
- 12 青少年育成員による街頭育成活動
- 13 社会環境調査の実施および環境浄化活動
- 14 青少年育成団体等への支援
- 15 子どもふれあいサポート事業
- 16 子ども・青少年相談センターの開設・運営【新規】



1-⑤ 配慮が必要な子どもへの支援

- 1 こども発達相談室の運営
- 2 こどもすこやか応援事業
- 3 ながおか子どもの発達ガイドブックの発行
- 4 特別支援学級等の教育環境の整備
- 5 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業
- 6 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実
- 7 障害児通所支援事業
(児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業)
- 8 障害児保育・教育事業
- 9 保育園等における医療的ケア児の受け入れ
- 10 特別児童扶養手当の支給
- 11 障害児福祉手当の支給
- 12 自立支援医療（育成医療）の充実
- 13 重度障害児の医療費助成
- 14 精神疾患に関する医療費助成
- 15 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
- 16 食物アレルギー対応の実施
- 17 外国にルーツを持つ児童生徒に対する支援
- 18 性的指向・性自認への理解促進と支援

1-⑥ 児童虐待防止対策の強化

- 1 児童虐待防止啓発事業
- 2 児童虐待の早期発見・早期対応
- 3 長岡市要保護児童対策地域協議会の運営
- 4 子ども家庭総合支援拠点の整備【新規】
- 5 保育園・幼稚園・認定こども園等出前子育て講座

1-⑦ ひとり親家庭の支援

- 1 児童扶養手当の支給
- 2 自立支援教育訓練費給付制度
- 3 高等職業訓練促進給付金等支給制度
- 4 母子・父子自立支援プログラム策定
- 5 ひとり親家庭等医療費助成
- 6 公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居

1-⑧ 社会的養育の充実

- 1 里親制度への協力
- 2 児童養護施設（双葉寮）の運営

1-⑨ 子育て家庭への経済的支援

- 1 妊産婦医療費の助成
- 2 子どもの医療費の助成
- 3 未熟児養育医療の実施
- 4 国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給
- 5 児童手当の支給
- 6 就学援助制度の実施
- 7 保育園等の保育料等の無償化及び軽減
- 8 子どもの学習支援事業
- 9 子どもナビゲーターの配置
- 10 子ども食堂運営費補助金
- 11 子どもの学力アップ応援事業補助金



基本目標2 これから親になる世代を育てる

《具体的な取組》

2-① 思春期保健の充実

- 1 性教育の充実及び性や性感染症予防に関する正しい知識の普及
- 2 飲酒・喫煙等防止教育の充実
- 3 健康な体づくりのための食育の実践
- 4 デートDV出前講座の実施

2-② 次代の親となる世代への支援

- 1 子育ての駅における小・中・高校生等と親子の交流事業
- 2 次代の親育成事業の実施
- 3 ライフデザインに関する情報提供

基本目標3 親と子が共に学び育つ

《具体的な取組》

3-① 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援（長岡版ネウボラ）

- 1 妊娠の届出・母子健康手帳の交付
- 2 妊婦への分煙・禁煙の啓発
- 3 マタニティマークの啓発事業
- 4 妊婦健康診査事業
- 5 妊婦歯科健診事業
- 6 妊産婦・新生児訪問指導事業
- 7 未熟児訪問指導事業
- 8 未熟児養育医療の実施（再掲）
- 9 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- 10 養育支援訪問事業（育児支援事業、産前産後家庭生活応援事業、産後ケア訪問、産前産後よりそい訪問）
- 11 利用者支援事業（産後デイケアルームままりラ、ままナビ）
- 12 産前産後サポート事業（ままのまカフェ）
- 13 産後ケア事業（宿泊型）【新規】
- 14 多胎妊産婦への支援
- 15 乳幼児健康診査事業
- 16 予防接種事業
- 17 乳児健康相談事業（5～7 か月児）
- 18 乳幼児歯科保健事業
- 19 子ども・子育て健康相談の実施

3-② 子育て家庭への支援体制の充実

- 1 地域子育て支援拠点事業
（子育ての駅の運営、保育園併設地域子育て支援センター等の運営）
- 2 こども発達相談室の運営（再掲）
- 3 こどもすこやか応援事業（再掲）
- 4 家庭児童相談室の運営
- 5 出産医療機関との連携
- 6 子どもサポートコール
- 7 外国人市民への子育て相談窓口
- 8 夜間・休日の小児救急医療体制整備



3-③ 家庭の育児力・教育力の向上

- 1 パパママサークル事業
- 2 父親・祖父母向けリーフレットの作成・配布
- 3 ブックスタート事業
- 4 赤ちゃん向け絵本セット「ベビーパック」の貸出
- 5 家庭教育支援推進事業
- 6 幼児家庭教育講座
- 7 就学時家庭教育講座
- 8 図書館における読み聞かせ事業等
- 9 小中学校PTA連合会への支援
- 10 まちなか絵本館の運営
- 11 食育の推進
(地域における子どもたちへの食育の推進、保育園・幼稚園・認定こども園での食育の推進、小中学校での食に関する指導の推進)

基本目標4 地域の子育ての輪がつながる

《具体的な取組》

4-① 子育て情報の効果的な発信とつなぐ支援

- 1 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）
- 2 養育支援訪問事業（育児支援事業、産前産後家庭生活応援事業、産後ケア訪問、産前産後よりそい訪問）（再掲）
- 3 子育て世帯への情報提供
- 4 地域に対する情報提供等
- 5 青少年育成団体等への支援（再掲）

4-② 地域全体での見守り・安全確保

- 1 セーフティーリーダー（交通安全指導者）の育成
- 2 地域における防犯活動の支援
- 3 チャイルドシートの正しい使用の徹底
- 4 セーフティーパトロール事業
- 5 青少年育成員による街頭育成活動（再掲）

4-③ 市民協働による子育て支援

- 1 主任児童委員の活動
- 2 母子保健推進員の活動
- 3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 4 親子サークル活動への支援
- 5 スポーツ・レクリエーション団体の育成
- 6 子育てに携わる人材の育成（公立私立保育園合同研修の実施、子育てサポート講座の実施、読み聞かせボランティアの養成）
- 7 児童館の運営（再掲）
- 8 放課後児童クラブの実施（再掲）
- 9 放課後子ども教室推進事業（再掲）
- 10 やまっ子クラブ運営事業（再掲）
- 11 青少年育成団体等への支援（再掲）
- 12 子ども食堂運営費補助金（再掲）

4-④ 子育て支援ネットワークづくり

- 1 子育ての駅サポーターの交流
- 2 子ども会等のネットワークづくり
- 3 子ども食堂運営団体への支援

**基本目標5 子育てと仕事の調和がとれた生活ができる****《具体的な取組》****5-① 多様な働き方ができる就労環境**

- 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発
- 2 ハッピー・パートナー企業への応援

5-② 保育サービスの充実

- 1 一時保育事業
- 2 延長保育事業
- 3 幼稚園・認定こども園預かり保育（私立）
- 4 未満児保育事業
- 5 病児・病後児保育事業
- 6 休日保育事業
- 7 地域型保育事業
- 8 トワイライトステイ事業【新規】
- 9 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業・就学前児童対象）（再掲）

5-③ 放課後の預かりサービスの充実

- 1 放課後児童クラブの実施（再掲）
- 2 民間児童クラブの運営費補助
- 3 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実（再掲）
- 4 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業・小中学生対象）（再掲）
- 5 放課後等デイサービス事業（再掲）
- 6 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業（再掲）

5-④ 男女共同参画の推進

- 1 女性が活躍する社会の推進
- 2 男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営

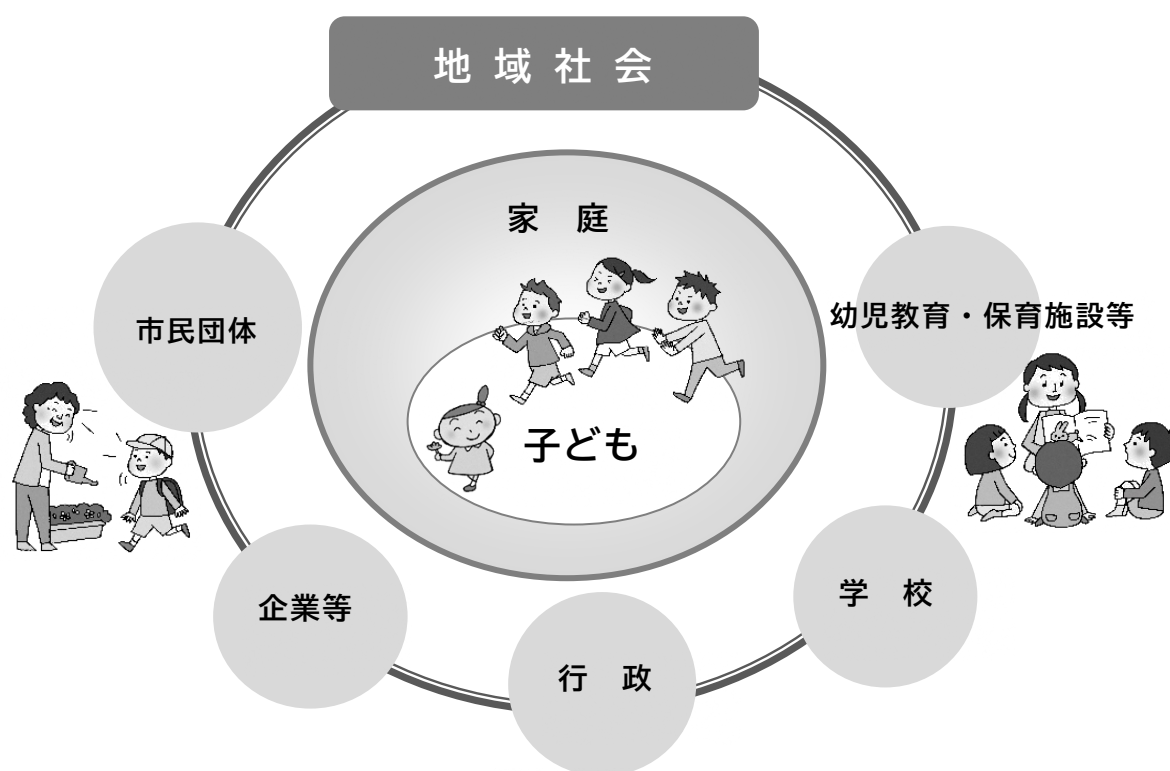
4 計画の推進

(1) 推進体制

① 多様な主体の連携・協力による地域ぐるみでの取組の推進

全ての子どもが健やかに成長し、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が子どもと向き合うことができ、喜びを感じながら子育てができるようにするためには、多様な主体がそれぞれの役割を担いつつ、地域社会全体が一体となって子ども・子育て支援を進めていく必要があります。

第2期あいプランの基本理念・基本目標及び推進すべき施策を地域社会で共有しながら、子ども・子育て支援にかかわる様々な団体・人材の参画の裾野を広げ、主体的な活動を促進するとともに、連携・協力による取組を推進します。





② 庁内関係分野の連携による総合的な取組の推進

本計画は、保健・福祉・教育など様々な分野が実施する事業が関連していることから、推進にあたっては、庁内の関係各課間での連携・調整を行いながら、総合的で効果的な施策展開を図ることとします。

③ 県・関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に推進していくためには、県や関係機関との連携・協力が必要です。各関係機関との連携を密にし、多様なニーズや専門的な支援に対応したきめ細かな施策の実施を推進します。

(2) 計画の成果指標

長岡市では、計画全体の成果指標を下記のとおり定め、基本理念に基づく取組の推進により、長岡市の子育て環境や支援の満足度を高めます。

【成果指標】

指 標		近況値※ (H30)	目標値 (R5)
長岡市の子育て環境や支援に 満足している人の割合	未就学児保護者	78.5%	85.0%
	小学生保護者	81.2%	

※近況値は長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査(H30)

(3) 進捗管理

計画を着実に推進し、かつ実効性の高い取組を推進するため、毎年度、事業の進捗状況を長岡市子ども・子育て会議に報告するとともに、委員による計画の点検・評価を実施し、取組の改善・見直しを行います。

その中で、計画時に算出した各事業の需要量(量の見込み)と実際の状況に乖離がみられた場合、中間年度(令和4年度)を目途に計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。

第 2 部

基本目標別の施策

目標事業量等の見方

(例) ■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和 6 年度)
セミナー等開催回数	2 回	維持

実績見込み（令和元年度）

- ・ 令和元年度末の実績見込みの数値を記載しています。
- ・ 数値で表すことのできない事業については「実施」と記載しています。

目標（令和 6 年度）

- ・ 令和 6 年度末の実績目標値を記載しています。
- ・ 数値で表すことのできない事業については、下記のとおり記載しています。

「維持」：今までと同様に、一定の水準を保って続けていくことが望ましいもの

「継続」：相談事業などで、今までと同様に続けることが課題解決につながるもの

「充実」：主にソフト事業の実施に際し、必要な内容、設備を整え、事業内容を発展させるもの

「拡大」：事業内容または対象が定められているもので、実施箇所数の増加、規模を大きくするもの

「拡充」：主にソフト事業で、実施箇所数の増加または規模を大きくすることと合わせ、事業内容を充実させるもの

「実施」：目標設定段階で未実施だが、今後の事業実施に向けた準備をすすめていくもの

※令和 2 年 4 月 1 日現在の部署名となっています。

基本目標 1 すべての子どもが健やかに育つ

1-1 幼児期の教育・保育の充実

《施策の方向》

子どもの健やかな成長の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼児教育・保育ニーズに対応した幼児教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、保育士の確保を図りつつ、職員の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い幼児教育・保育を提供します。

《具体的な取組》

1-1-1 保育園・認定こども園等の整備

老朽化した施設の改修や、児童の受け皿を増やすために、保育園や認定こども園等を整備します。〔保育課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
老朽化により必要な施設整備の実施	実施	継続

1-1-2 保育園の民営化

限られた財源の中で、多様化する保育ニーズ対応することを目的とし、公立保育園の民営化を進めます。〔保育課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
民営化した保育園数	2園(R2～4園)	拡充



1-1-3 保育士等確保支援事業

保育士等確保対策として、潜在保育士を対象に、再就職を支援するセミナーや保育士資格取得にむけた研修会等を開催し、潜在保育士の掘り起こしと再就職支援を図ります。

また、保育施設を運営する法人等が宿舍を借り上げて保育士を入居させる場合に、その借り上げ費用の一部を補助することで、保育士の勤務環境の改善を図ります。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
セミナー等開催回数	2回	維持
保育士宿舍借上げ補助対象者数	11人	拡充

1-1-4 子育て支援員育成事業

新たな保育の担い手確保と、保育補助者や子育てコンシェルジュ等の資質向上のため、子育て支援員を認定する研修会を実施します。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
研修会開催回数	1回	維持
子育て支援員数	71人	維持

1-2 保幼小連携の取組

《施策の方向》

子どもの発達段階に応じた適切な指導、支援を行うとともに、発達の連続性を踏まえた幼児教育・保育を提供するため、保育園、幼稚園等と小学校の連携体制を強化し、育みたい子どもの姿を共有しつつ、幼児期の保育と教育及び小学校教育の円滑な接続を図ります。

《具体的な取組》

1-2-1 保幼小の連携の充実

保育園・幼稚園・認定こども園と小学校が合同で研修を実施し、共通の認識を持って、接続期の保育・教育活動の工夫に取り組みます。また、地域型保育事業（小規模保育事業）について、連携施設の確保を促進するとともに、卒園後の保育園・幼稚園・認定こども園等の受入について相談、情報提供を行うなど、円滑な接続につなげます。

[学校教育課・保育課]

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
研修参加者数	140人	維持
取組実施校の達成度	84%	100%



1-3 子どもの生きる力の育成

《施策の方向》

子どもたちが学ぶ意欲を持ち、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育むことができるよう、家庭や地域と連携しながら、特色ある教育を推進します。

《具体的な取組》

1-3-1 熱中！感動！夢づくり教育

分かる授業による確かな学び、地域の力、市民の力を活かした教育活動、夢中になり感動する体験を通して、子どもたちのやる気や学ぶ意欲を引き出し、夢を描き志を立てて生き抜く力を育みます。〔学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施事業数	71事業	充実

1-3-2 学校・子どもかがやき塾事業

各学校における、分かる授業の実現や熱中・感動体験活動、地域との連携・協働によって行う教育活動等に対して財政支援を行います。〔学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施校の事業評価（取組の達成度）	90%	100%

1-3-3 図書館による保育園、幼稚園、小学校の読書推進事業

小学校、保育園、幼稚園等へ職員やボランティアを派遣し、読み聞かせや絵本の紹介などを行います。また、保護者を対象に、絵本の選び方や図書の紹介を行います。小学校・保育園等に団体貸出を行います。また、学校等の職場体験や図書館見学を受け入れます。〔中央図書館〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
出張おはなし会・ブックトーク・講座実施回数	240 回	維持
出張おはなし会・ブックトーク・講座参加人数	6,200 人	維持
移動図書館車「米百俵号」によるおはなし会等実施回数	220 回	維持
移動図書館車「米百俵号」によるおはなし会等参加人数	5,200 人	維持
学校配本実施件数	45 校	維持
団体貸出実施団体数	50 団体	維持
授業用セット貸出件数	100 件	維持
団体貸出合計貸出数	60,000 冊	維持
職場体験・図書館見学件数	77 件	維持
職場体験・図書館見学参加人数	1,086 人	維持



1-4 青少年の健全育成

《施策の方向》

子どもたちが地域の中で健やかに成長していくことができるよう、地域の様々な知識や技術、経験等を持つ人材の協力を得ながら、多様な交流や体験・学習機会の充実を図るとともに、地域の中で自分らしく、安心して過ごせる場所の充実を図ります。

《具体的な取組》

1-4-1 児童館の運営

地域における児童の「健全育成活動の拠点施設」として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また、情操を豊かにするために活動内容の充実を図ります。

「地域の中で地域の子どもたちを見守り育む」ということを理念に、地域コミュニティが主体となって運営し、児童数の推移や地域の実情に応じ、必要箇所数を維持していきます。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
児童館数	39 か所	39 か所

1-4-2 放課後児童クラブの実施

保護者の就労などで留守家庭の小学生を対象に、安全・安心な居場所としての生活の場を提供し、育成支援を行います。

「地域の中で地域の子どもたちを見守り育む」ということを理念に、地域コミュニティが主体となって運営し、地域の実情に応じ、子どもたちの日常の活動場所として一層の充実を図ります。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
登録人数	3,209 人	3,402 人
実施か所数	52 か所	53 か所

1-4-3 放課後子ども教室推進事業

地域コミュニティが主体となり、児童クラブ等と連携しながら、小学生の放課後の居場所づくりとして、地域ボランティアを講師に、学習活動、スポーツ、文化活動を実施します。また、多世代との交流を図ることを目的に、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目指します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
教室数	19 教室	23 教室

1-4-4 やまっ子クラブ運営事業

児童数が減少し大小様々な集落が点在する山古志地域において、放課後に児童が集う場がないことから、小学生が放課後や長期休業日に、スポーツや文化活動を通して、交流できる場を提供します。

地域住民中心の団体が主体となり、子どもたちの健全育成・放課後の居場所づくりを行います。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
開催回数	235 回	維持
参加者数	1,435 人	維持

1-4-5 青少年施設の運営

児童・生徒等の仲間づくりの場として青少年施設を運営し、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
青少年施設数	4 か所	維持



1-4-6 学校施設開放事業

地域ぐるみで子どもたちの健全育成に取り組む手段の一つとして、学校体育館・グラウンド等の開放を進めています。土日を中心に児童を対象としたスポーツ少年団等に開放しています。〔教育施設課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施学校数	81校	81校

1-4-7 「世界が先生」—国際人育成事業

県内の留学生を講師として市内の小中学校やコミュニティセンター等に派遣し、異文化交流を通じて青少年の国際理解の推進を図ります。〔国際交流課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
派遣回数	40回	維持

1-4-8 姉妹都市・友好都市との青少年の相互交流

(公財)長岡市国際交流協会と連携し、中学生・高校生の姉妹都市訪問や、姉妹都市・友好都市からの訪問団受入れなどを通じ、青少年の国際理解教育の充実を図ります。〔国際交流課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
交流事業参加者数	1,670人	維持

1-4-9 こどもの読書週間関連行事等の実施

子ども一日図書館員をはじめとして子どもが楽しめる行事や、夏休みボランティアを実施します。〔中央図書館〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
行事開催回数	5回	維持
参加者数	739人	維持
夏休みボランティア参加人数	41人	維持

1-4-10 青少年の交流・体験活動の機会の提供

自主性や協調性のある情操豊かなたくましい青少年を育成するため、サマーキャンプなど、様々な自然体験や集団生活、社会体験の機会を提供します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
交流・体験活動事業数	21事業	維持

1-4-11 青少年の社会参加の促進

子ども会等の地域活動で中心を担う小学生リーダーや、各世代における青少年リーダーを育成します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
子ども会等リーダー養成・地域活動推進事業参加者数	900人	維持

1-4-12 青少年育成員による街頭育成活動

街頭育成活動は、青少年育成員が繁華街、ゲームセンター、コンビニエンスストア、公園、神社等の青少年が集まりやすい場所を巡回し、非行を未然に防ぐことを目的に思いやりのある温かな声かけを行う活動です。この活動を通して青少年がもつ心身ともに健やかに成長を遂げていこうとする力を引き出すことにつなげるとともに、市民が青少年の非行防止や健全育成に関心をもつ機会とします。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
巡回実施回数	250回	継続

1-4-13 社会環境調査の実施および環境浄化活動

書店、レンタルビデオ店、ゲームセンターなど、青少年を取り巻く社会環境実態調査を実施し、必要に応じて是正指導を行います。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
調査の実施	実施	維持



1-4-14 青少年育成団体等への支援

地域の子どもの多様な社会体験や交流体験の場を提供し、地域の青少年健全育成活動を推進している取組や団体等を支援するとともに、広報誌「はぐくみ長岡」を、学校を含む関係機関等へ配布し、地域の青少年育成活動の活性化を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
支援団体数	2団体	維持

1-4-15 子どもふれあいサポート事業

いじめ、問題行動、不登校、児童虐待等、子どもをめぐる様々な問題に、学校、関係機関、地域が連携して児童生徒を総合的に支援・解決していきます。また、学校教育課にサポートチームコーディネーターを配置し、問題等が発生した際には、必要な関係機関のメンバーを招集して各分野の専門家によるサポートチームを編成して対応に当たっていきます。〔学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
サポート体制	実施	充実

1-4-16 子ども・青少年相談センターの開設・運営【新規】

小学生から20歳まで切れ目のない相談支援として、子どもや保護者が安心して相談できるワンストップ窓口を新たに開設します。また、心のケアや長期化する困難事例に適切に対応できるカウンセラー兼スーパーバイザーを配置し、相談者に寄り添った対応に当たっていきます。〔学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
センターの開設・運営	未実施	実施

1-5 配慮が必要な子どもへの支援

《施策の方向》

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、発達に不安がある子どもや障害、アレルギーのある子ども、外国にルーツがある子どもなどに対する理解を深めつつ、専門機関等との連携のもと、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな一貫した教育的支援の充実を図ります。

また、子どもが抱える困難や課題に包括的に対応できるよう、多職種による連携を強化し、必要な支援につなげることができる体制づくりを推進します。

《具体的な取組》

1-5-1 こども発達相談室の運営

就学前の子どもの成長や発達に関する不安や悩みごとの相談に応じています。

毎日のくらしの中で子どもとどのように接したらよいかを一緒に考え、子どもの発達を促す支援を行います。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
電話・来室相談件数	560人	継続

1-5-2 こどもすこやか応援事業

保育士や心理士などが保育園・幼稚園・認定こども園を訪問し、配慮を要する子どもや気になる子どもに早期に気づき、計画的かつ継続的な支援が適切に行われるよう園支援をします。また、就学時には学校生活にスムーズに移行できるよう「すこやかファイル※」の引継ぎ等による支援を行います。〔保育課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
すこやかファイル所持数（未就学児）	150人	継続

※ すこやかファイル…発達に支援が必要な児童や保護者が、成長の記録、支援の内容、個別の指導計画などの情報を1冊にまとめた相談支援ファイルで、かかわる支援者全員が情報を共有し、生涯を通じ継続した適切な支援が受けられるよう作成するもの。



1-5-3 ながおか子どもの発達ガイドブックの発行

発達に心配のある子どもについての相談窓口やサービスをまとめた冊子を発行し、子育ての駅や市の窓口等で配布しています。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
ガイドブック配布数	3,500部	維持

1-5-4 特別支援学級等の教育環境の整備

障害のある児童生徒の自立や社会参加を積極的に支援するため、特別支援学級等における教育を充実させるとともに、教育環境の整備を図ります。〔学校教育課〕

全ての児童・生徒が快適に学校生活を送れるよう、学校のバリアフリー化を進めています。今後も必要に応じて整備を図ります。〔教育総務課・教育施設課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
特別な支援が必要な児童生徒のサポート	実施	充実
特別な支援が必要な児童生徒に対応するための施設整備	実施	維持

1-5-5 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業

総合支援学校及び高等総合支援学校に在籍する児童・生徒の健全育成とその保護者の介護負担の軽減を図るため、授業日の放課後や長期休業期間の日中に同校の施設を利用して、児童・生徒の一時預かりを行います。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
登録者数	70人	継続
延べ利用者数	2,100人	継続

1-5-6 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実

放課後発達支援コーディネーターを配置し、配慮を必要とする児童への対応について児童厚生員へ助言、指導、相談を行うとともに、学校・家庭・その他関係機関等との連携を図りながら、配慮を必要とする児童一人ひとりの特性に応じた適切な対応が行われるよう受入れ体制の充実を図ります。また、障害のある児童を受け入れるクラブには、必要な職員配置を行います。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
放課後発達支援コーディネーター配置数	1人	維持

1-5-7 障害児通所支援事業

柿が丘学園を直営で運営するとともに、社会福祉法人、NPO法人等と連携しながら、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めます。〔子ども・子育て課〕

【児童発達支援事業】

日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、また集団生活に適応できるよう指導・訓練を実施するサービスです。特に「児童発達支援センター」では、地域の中核的な療育支援施設として、障害児相談支援や保育所等訪問支援等も実施します。必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人やNPO法人等と連携しながら事業の実施を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
1か月あたりの利用人数	124人	充実
児童発達支援センター箇所数	3か所	維持

【放課後等デイサービス事業】

小学校・中学校・高等学校等に就学している障害のある子どもを対象に、放課後や休業日・長期休暇中において、生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練を行うとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人やNPO法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
1か月あたりの利用人数	325人	充実



【保育所等訪問支援事業】

保育園や幼稚園等に通う障害のある子どもに対して、保育園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
1か月あたりの利用人数	8人	継続

【障害児相談支援事業】

障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する子どもが、サービスを適切に利用することができるように、指定障害児相談支援事業所が計画的なプログラム(障害児支援利用計画)を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所と連絡調整を行います。必要なサービス見込量の確保が図られるよう、既存の関係事業者と連携しながらサービス提供基盤の整備に努めるとともに、新規事業者の参入を促します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
1か月あたりの利用人数	459人	充実

1-5-8 障害児保育・教育事業

障害のある児童を受け入れるため、必要な職員配置に対する補助を行います。あわせて、受入れに必要な設備や物品等の整備を行います。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受け入れ障害児数	37人	充実

1-5-9 保育園等における医療的ケア児の受け入れ

保育園等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
医療的ケア児の受け入れ体制の整備	実施	維持

1-5-10 特別児童扶養手当の支給

心身に中度から重度の障害のある在宅の児童（20 歳未満）を養育している人に対して、手当を支給します。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	457 人	480 人

1-5-11 障害児福祉手当の支給

介護が必要な重度の障害のある在宅の児童（20 歳未満）に対して、手当を支給します。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	132 人	135 人

1-5-12 自立支援医療（育成医療）の充実

18 歳未満の身体に障害のある児童でその障害を除去・軽減する手術等の治療に対し、その医療費の自己負担額を軽減します。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	80 人	110 人

1-5-13 重度障害児の医療費助成

身体障害者手帳（1 級～3 級）、療育手帳（A）または精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けた児童を対象に、医療費の一部を助成します。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	200 人	230 人



1-5-14 精神疾患に関する医療費助成

精神疾患に関する診療を受けている児童を対象に、医療費の自己負担額の3分の1を助成します。また、積極的に制度の周知に努めます。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	194人	205人

1-5-15 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中等度の難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	5人	5人

1-5-16 食物アレルギー対応の実施

食物アレルギー対応を適切に行うために、学校職員、保育士、調理師、行政関係職員、保護者等を対象にした研修会を開催し、食物アレルギーの概要と緊急時の対応について正しい知識の普及に努め、エピペンの実践訓練も行います。〔学務課・保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
研修会開催回数	2回	維持
参加者数	280名	維持

1-5-17 外国にルーツを持つ児童生徒に対する支援

小中学校に在籍する外国にルーツを持つ児童生徒の中で、日本語の能力レベル等により言葉の支援を要する者に対し、母国語と日本語の2か国語対応が可能な支援者等を学校に派遣し、学校生活適応などへの支援を行います。また、就学前の児童生徒に対し、2か国語対応が可能な支援者から日本語教育を実施します。〔国際交流課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
支援児童生徒数	30人	維持

1-5-18 性的指向・性自認への理解促進と支援

すべての人が自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、悩みを相談できる場の提供、性的指向や性自認という特性への理解促進に向けた講座等を開催します。

[人権・男女共同参画課]

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
相談室開設	実施	維持



1-6 児童虐待防止対策の強化

《施策の方向》

妊娠期からの包括的で切れ目のない支援や虐待に対する正しい知識の普及等により虐待の発生予防に努めるとともに、関係機関等の緊密な連携により虐待が疑われる状況を早期に把握し、迅速かつそれぞれの状況に応じた適切な対応がとれる体制の強化を図ります。

また、虐待の背景にはDVが潜んでいる場合があることから、相談対応や支援にあたっては、常にDVの視点を持ちながら取り組んでいきます。

《具体的な取組》

1-6-1 児童虐待防止啓発事業

児童虐待の発生要因でもあるストレスとの向き合い方を伝える講座や、子どもへの効果的な接し方に関する講座、母親の育児不安軽減を目的としたグループワーク形式の講座などを開催するとともに、啓発用リーフレット・ポスターの配布や、地域への啓発活動等を実施します。また、しつけを名目とした体罰の禁止に関する啓発に取り組みます。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
各種講座参加者数	540人	維持

1-6-2 児童虐待の早期発見・早期対応

望まない妊娠、健診未受診、育児不安を抱える保護者に対して、いろいろな機会をとらえて早い時期から継続して支援していきます。特にリスクに気づき、支援までつなげることは大変重要であるため、子育て相談対応者等への資質向上のための研修や関係機関の連携を強化し、支援を必要とする人によりきめ細かく切れ目のない支援ができるよう体制整備をすすめます。〔子ども・子育て課・学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
子育ての駅での巡回相談等 参加者数	300人	継続
サポート体制	実施	充実

1-6-3 長岡市要保護児童対策地域協議会の運営

保護が必要であったり養育が困難な子どもの人権を保護するため、児童相談所・DV防止ネットワーク※・保健所・学校・医療機関等の関係機関と連携して支援します。協議会では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童や特定妊婦へ必要な情報を共有し、関係機関との連携により必要な支援を実施します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
児童虐待対応件数	130件	継続

1-6-4 子ども家庭総合支援拠点の整備【新規】

子ども家庭センターを、子どもとその家庭、妊産婦等における、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」として整備し、児童虐待防止の強化を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
拠点の整備	未実施	実施

1-6-5 保育園・幼稚園・認定こども園等出前子育て講座

児童虐待防止啓発活動を目的とし、保育園・幼稚園・認定こども園等を会場に、子どもへのより明確な声かけ方法や褒め方など子どもとの関わり方を伝えることで、育児負担の緩和に繋がります。また、講座の中で話し合ったりする場面を通じて、保護者同士の交流を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施回数	6回	維持

※ DV防止ネットワーク…DVの未然防止及び被害者への迅速で的確な対応を行うため、定住自立圏内自治体（長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町）裁判所、法務局、警察署、長岡健康福祉環境事務所、医師会、歯科医師会、県弁護士会、長岡市社会福祉協議会、人権擁護委員協議会、NPO法人女のスペース・ながおかなどで構成されたネットワーク



1-7 ひとり親家庭の支援

《施策の方向》

ひとり親家庭が安心して子育てでき、子どもが健やかに成長できるよう、経済的自立に向けた就労支援や安心して生活できるための支援の充実を図るとともに、子育てや医療等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

《具体的な取組》

1-7-1 児童扶養手当の支給

父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、または20歳未満で中度以上の障害のある者）を監護している母、監護し、かつ、生計を同じくする父または養育者に所得に応じて手当を支給します。〔生活支援課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	1,500人	維持

1-7-2 自立支援教育訓練費給付制度

母子家庭の母又は父子家庭の父で、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、終了した場合、受講費用の60%を補助します。〔生活支援課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	3人	維持

1-7-3 高等職業訓練促進給付金等支給制度

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関に修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金を支給します。〔生活支援課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	7人	維持

1-7-4 母子・父子自立支援プログラム策定

母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、個々の状況・ニーズに応じた自立目標や支援計画を策定し、公共職業安定所や母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関と連携し、自立・就業に向けて支援します。〔生活支援課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
策定件数	10人	維持

1-7-5 ひとり親家庭等医療費助成

18歳まで(障害がある場合は20歳未満)の児童がいるひとり親家庭などに対し、医療費の一部を助成します。〔福祉課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	2,500人	継続

1-7-6 公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居

公営住宅の入居については、住宅困窮度の高い方から入居を行うこととしています。その際の住宅困窮度の評価基準に「ひとり親世帯」については加点を行い、入居順位を高くしています。また住宅困窮度が同一の場合は「多子世帯」の入居順位を上位にしています。〔生活支援課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
対象世帯数	50人	維持



1-8 社会的養育の充実

《施策の方向》

里親支援及び児童養護施設の運営等を行うとともに、県が策定する「新潟県社会的養育推進計画」に基づき、県が取り組む施策との連携・協力により、社会的養育が必要な子どもが家庭的な環境で育つことができるための取組を推進します。

《具体的な取組》

1-8-1 里親制度への協力

市が運営している児童養護施設で、里親として認定されるために必要な実習を受け入れたり、市民に向けて制度の広報等を行い、今後も市として協力していきます。[子ども・子育て課]

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
市内養育里親登録数	25世帯	充実

1-8-2 児童養護施設（双葉寮）の運営

国及び県の動向を確認しながら、社会的養育の推進に向け、家庭的な環境での養育を実施するための施設の小規模化等を検討し、支援の質の向上に努めます。[子ども・子育て課]

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
年間延人数 (※措置定員 30人×365日=10,950人)	9,300人	維持

1-9 子育て家庭への経済的支援

《施策の方向》

子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができるよう、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図るとともに、子どもの健全な成長に必要な費用等に対する支援の充実に努めます。

《具体的な取組》

1-9-1 妊産婦医療費の助成

市民税非課税世帯もしくは市民税均等割のみ課税世帯の妊産婦について、医療費の一部を助成します。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	6人	11人

1-9-2 子どもの医療費の助成

中学校卒業までの子どもの入院・通院医療費の一部を助成します。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	33,000人	維持

1-9-3 未熟児養育医療の実施

出生時体重が2,000グラム以下等で医師が入院治療が必要と認めた未熟児に対し、医療の給付を行います。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	50人	継続



1-9-4 国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給

国民健康保険被保険者の出産に対して、子ども一人当たり 42 万円を支給します。
[国保年金課]

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	126 人	維持

1-9-5 児童手当の支給

次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの子どもを対象に児童手当を支給します。[保育課]

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受給者数	18,617 人	18,300 人

1-9-6 就学援助制度の実施

経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。[学務課]

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
認定率	82.46% (9月1日現在)	維持

1-9-7 保育園等の保育料等の無償化及び軽減

保護者の経済的な負担の軽減及び適正な保育料の徴収による財源の確保を図るため、3歳から5歳児については保育料の無償化を、0歳から2歳児については市独自の徴収基準による負担軽減を実施します。[保育課]

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
保育料軽減率(0~2歳児のみ)	36%	維持

1-9-8 子どもの学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮家庭の子どもが無料で学習できる居場所を提供し、その場に集まった子どもに対して個別に学習指導を行います。〔生活支援課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
年間参加延人数	195 人	維持

1-9-9 子どもナビゲーターの配置

学校や保育園・幼稚園等から「子どもの貧困」の視点で、経済面だけでなく家庭環境や生活面などから支援が必要な子どもや家庭の情報を収集し、関係機関と連携しながら支援につなげます。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
子どもナビゲーター数	2 人	2 人

1-9-10 子ども食堂運営費補助金

市民団体等が運営する「子ども食堂」を応援するため、運営や立ち上げに要する経費について、1 団体あたり5万円を限度に補助金を交付します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
交付団体数	8 団体	20 団体
子ども食堂運営団体数	10 団体	20 団体

1-9-11 子どもの学力アップ応援事業補助金

家庭環境に左右されることなく、希望する高等学校等へ進学できるよう、生活困窮世帯の中学3年生を対象に、学習塾等の利用にかかる経費について、補助金を交付します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
交付者数	78 人	80 人



基本目標2 これから親になる世代を育てる

2-1 思春期保健の充実

《施策の方向》

思春期における心身の健康づくりを図るとともに、命を大切にし、自己肯定感や相手を思いやる気持ちを醸成するため、性や飲酒・喫煙、薬物、食習慣等についての正しい知識の普及啓発や思春期特有の悩み等を相談できる体制の充実を図ります。

《具体的な取組》

2-1-1 性教育の充実及び性や性感染症予防に関する正しい知識の普及

児童生徒に性に関する正しい知識やそれに基づく適切な行動選択の能力を身に付けさせるため、発達段階に応じて、関連教科、道徳、特別活動の時間等で実施していきます。また、個別指導が必要な場合は個別に支援していきます。

保護者に対して情報提供を行い、家庭と連携を図ります。〔学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施校数	全校(84校)	全校

2-1-2 飲酒・喫煙等防止教育の充実

児童生徒が興味本位の飲酒や喫煙行動・習慣を身に付けないように、発達に応じた飲酒・喫煙等防止教育の充実を進めていきます。また、保護者に対しても、意識啓発に努めます。〔学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施校数	全校(84校)	全校

2-1-3 健康な体づくりのための食育の実践

思春期の食育は、健康な体づくりの基礎となることから、食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、教育活動全体で、計画的に食育に取り組みます。発達段階に応じて、栄養と健康のつながりを理解し、生活に取り入れる力を育てます。〔学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施校数	全校(84校)	全校

2-1-4 デートDV出前講座の実施

男女平等推進センター「ウィルながおか」の相談員が定住自立圏内の中学校・高等学校・専門学校・大学に出向き、デートDV(交際中に発生するDV)防止のための講座を行います。〔人権・男女共同参画課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施回数	6回	維持



2-2 次代の親となる世代への支援

《施策の方向》

子どもたちが、結婚や子育てを含む将来のイメージや希望を持つことができ、幼い子どもへの愛着や男女が協力して子育てをしていくことへの意識を醸成するための様々な体験・学習機会の充実を図ります。

《具体的な取組》

2-2-1 子育ての駅における小・中・高校生等と親子の交流事業

次代の親になる小・中・高校生が、子育ての駅を利用している親子と遊んだり、絵本の読み聞かせをしたりすることを通して、温かい家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う意識を高めます。交流事業を積極的に推進するため、学校と連携して事業を行います。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標		実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施人数	小学生	7人	維持
	中学生	79人	維持
	高校生	27人	維持
	専門学校・大学等	142人	維持

2-2-2 次代の親育成事業の実施

中学生を対象に、実際に赤ちゃんを抱っこしたり、母親から出産や育児に関する話を聞いたりするといった乳幼児や母親とのふれあいを通して、幼い子どもへの愛着や命の大切さを学びながら、自己肯定感や自尊心、これまで育ててくれた保護者への感謝の気持ちを育みます。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標		実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施学校数		中学校7校	中学校7校
学級数		15クラス	15クラス

2-2-3 ライフデザインに関する情報提供

男女平等推進センター「ウィルながおか」で開催する講座、ウィルながおかフォーラム、発行する情報紙、図書紹介、ホームページ、掲示、相談事業等により情報提供を行います。〔人権・男女共同参画課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
講座の開催数	年8回	年8回
フォーラムの開催数	年1回	年1回
情報誌「あぜりあ」発行回数	年1回	年1回



基本目標3 親と子が共に学び育つ

3-1 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援（長岡版ネウボラ）

《施策の方向》

母子の健康の確保・増進に向けて、健康に関する正しい知識の普及及び疾病の早期発見・早期治療に努めます。

また、妊娠・出産期や子育て期の母親を包括的に支援するため、切れ目のない相談体制の充実を図るとともに、不安や課題等を抱える母子等を早期に把握し、継続した支援を行うことができる体制の強化に努めます。

《具体的な取組》

3-1-1 妊娠の届出・母子健康手帳の交付

母子保健法に基づき、妊産婦の健康管理と健康増進を図るため母子健康手帳を交付します。保健師や助産師が妊娠出産に関する情報提供をするとともに、自らの健康状態を確認したり必要なサービスを活用するためのプランを作成し、妊娠中の不安の軽減を図り、安心して子育てができるように支援します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
マタニティセルフプラン※の作成	未実施	実施

3-1-2 妊婦への分煙・禁煙の啓発

母子健康手帳発行時、本人や家族の喫煙状況を確認し、未熟児出生の予防や乳児突然死症候群の予防のために、チラシなどで分煙や禁煙についての啓発を行います。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
妊婦の喫煙率	1.0%	0%

※ 「マタニティセルフプラン」・・・妊娠期から出産、子育て期を安心して過ごせるよう、妊婦自身や家族がそれぞれできることをチェックしたり、利用できる市のサービスの中から自身でサービスの利用を選定するためのプラン

3-1-3 マタニティマークの啓発事業

妊婦が妊娠中であることを周囲に知らせることで、妊婦に優しい環境づくりを推進します。「マタニティマークホルダー」やシールの配布を行うほか、封筒やポスターへの刷り込みなどで周知を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

啓発の	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
啓発の充実	実施	維持

3-1-4 妊婦健康診査事業

妊娠届出時に妊婦健康診査受診票を14回分交付することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、安心安全な出産ができるように医療機関での妊婦健康診査にかかる費用を助成します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受診延べ人数	20,300人	18,350人

3-1-5 妊婦歯科健診事業

無料の受診票を発行することにより、妊婦の口腔の健康を守るとともに歯科保健に対する健康管理意識を高め、家族で歯の健康に対する生活習慣を身に付けることができるようにします。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受診率	47.0%	50.0%

3-1-6 妊産婦・新生児訪問指導事業

訪問を希望された妊産婦に助産師が訪問し、新生児の発育や授乳、育児の相談を行い、安心して子育てができるように支援します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
延べ訪問件数	3,170件	3,150件



3-1-7 未熟児訪問指導事業

低出生体重児（体重 2,500 g 未満）や養育上指導の必要があると医師が判断した病気や障害等の新生児を持つ保護者に対して、保健師・助産師が家庭訪問を行います。
[子ども・子育て課]

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和 6 年度)
延べ訪問件数	50 件	継続

3-1-8 未熟児養育医療の実施（再掲）

出生時体重が 2,000 グラム以下等で医師が入院治療が必要と認めた未熟児に対し、医療の給付を行います。[福祉課]

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和 6 年度)
受給者数	50 人	継続

3-1-9 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児のいる家庭を保健師・看護師・栄養士などが訪問し、育児不安などの相談に応じ孤立化を防ぐことで乳児の健全な育成環境の確保を図ります。生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。[子ども・子育て課]

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和 6 年度)
訪問数	1, 850 人	1, 632 人

3-1-10 養育支援訪問事業

【育児支援事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児能力を向上させるための支援（相談支援、育児等）を行います。[子ども・子育て課]

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和 6 年度)
訪問件数	180 件	180 件

【産前産後家庭生活応援事業】

産前産後の時期の家事または乳児の育児を支援することで、母親の心身の健康を維持するとともに、子どもの健全な育成を図ります。沐浴補助や家事支援等の家事・育児援助サービスの利用料の一部を助成します。令和2年度より、在宅に限らずサービスの利用ができるよう事業を拡充します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
利用件数	360 件	380 件

【産後ケア訪問】

養育困難家庭に対して出産直後から助産師が訪問し、育児相談や母体の健康管理、沐浴、乳房マッサージ等のケアを実施しながら、育児知識を身につけてもらうよう支援します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
訪問件数	30 件	30 件

【産前産後よりそい訪問】

身近に支援者がいない、不安が強い等、家庭や地域での孤立感のある養育者に対して子育て経験者等が、「話しやすい相談相手」として一緒に育児を手伝いながら寄り添う支援を行います。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
訪問件数	60 件	70 件



3-1-11 利用者支援事業（産後デイケアルーム ままりラ、ママナビ）

【産後デイケアルーム ままりラ】

妊婦や産後1年までの母子が、家庭的な雰囲気の中でリラックスできる場を開設し、助産師・保健師・栄養士・母子保健推進員等が寄り添い、育児相談やお母さんの体と心のケア、赤ちゃんの身体測定などを実施します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
ままりラでの相談支援、休息	実施	継続

【ママナビ】

子育てに対する悩みや不安を抱える妊産婦を対象に、安心して育児に向き合うことができるよう、保育士から具体的な子育ての技術や知識を学ぶ機会を提供します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
拠点実施か所数	1 か所	1 か所
子育て支援センターでの実施箇所数	10 か所	10 か所

3-1-12 産前産後サポート事業（ままのまカフェ）

子育ての駅や地域コミュニティセンターなどで、母子保健推進員が乳児と保護者を愛称とした茶話会を開催し、ままたちの交流や、栄養士、歯科衛生士などによる子育て相談やの場を提供します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
延利用者数	2,000 人	2,000 人

3-1-13 産後ケア事業（宿泊型）【新規】

退院後の産婦の、育児等の不安の軽減や心身の回復を促すため、委託医療機関において宿泊型の産後ケアを行います。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
委託医療機関数	未実施	1 か所

3-1-14 多胎妊産婦への支援

多胎児の妊産婦の負担感や孤立感の軽減を図るため、「ままりラ」「ままナビ」「ままのまカフェ」で相談支援や交流の場を提供するほか、子どもが3歳になるまで「産前産後よりそい訪問」を実施します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
ままりラでの相談支援	実施	拡充
ままナビ、ままのまカフェでの相談支援、交流会	未実施	実施
産前産後よりそい訪問	実施	拡充

3-1-15 乳幼児健康診査事業

4か月・10か月の乳児と1歳6か月・3歳の幼児に対して健康診査を実施し、運動・発達・情緒などの病気の早期発見や、基本的な生活習慣の確立・むし歯予防・栄養の指導を行います。

また、乳幼児虐待の予防と早期発見のために、育児不安・育児困難に対する保護者への相談支援を行います。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標		実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受診率	4か月児	98.0%	99.0%
	10か月児	98.0%	99.0%
	1歳6か月児	98.0%	99.0%
	3歳児	97.0%	98.0%
有所見者数	4か月児	120人	120人
	10か月児	120人	120人
	1歳6か月児	600人	600人
	3歳児	600人	600人



3-1-16 予防接種事業

予防接種法に基づき、子どもたちを感染の恐れのある疾病から守るため、個別による予防接種を行います。特に合併症を引き起こしたり、死亡する例もある麻しんの予防接種については、早い時期に受けるよう指導します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
1歳6か月までに麻しん(はしか)の予防接種をしている子どもの割合	91.0%	95.0%以上

3-1-17 乳児健康相談事業(5~7か月児)

生後5~7か月の乳児とその保護者を対象に、栄養士・保健師・歯科衛生士が乳児期の発達を確認し、育児方法や離乳食・虫歯予防等の相談を行います。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
乳児相談受診率	96.5%	維持

3-1-18 乳幼児歯科保健事業

赤ちゃん相談時に、離乳食の食べさせ方など口腔衛生について指導しています。また、1歳6か月・3歳児の歯科健診時には、おやつやブラッシング指導を実施し、親への啓発に努めます。保健師や母子保健推進員による地区活動において、正しい歯磨きとおやつのととり方など、具体的な体験を中心とした講習会を開催します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標		実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受診率	1歳6か月児	98.0%	99.0%
	2歳児	77.0%	78.0%
	3歳児	98.0%	99.0%
虫歯のない者の割合	1歳6か月児	99.0%	99.0%
	2歳児	95.0%	96.0%
	3歳児	88.0%	89.0%
歯科保健指導(3歳児)		98.0%	99.0%
フッ素塗布事業		71.0%	75.0%

3-1-19 子ども・子育て健康相談の実施

保健師・助産師等が電話、窓口にて子育てや不妊治療・不育症に関する相談や情報提供を実施し、不安の解消に努めます。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
相談件数	400 件	継続



3-2 子育て家庭への支援体制の充実

《施策の方向》

子育てに関する様々な悩みや不安等について気軽に相談できる体制及び支援の充実を図るとともに、子育て中の親同士をはじめ、多様な交流の場を創出し、子育ての孤立化を防ぎ、地域で支え合う環境づくりを促進します。

《具体的な取組》

3-2-1 地域子育て支援拠点事業

【子育ての駅の運営】

雨天時・冬期間にも子どもたちが自由に遊べる広場と、保育士が常駐する地域子育て支援センターを一体的に運営し、子育てに関する情報提供のほか、交流会、講座の開催や子育て相談等を行います。多世代が交流し、子育て支援の輪を広げる施設として、事業運営を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
1か月あたりの利用者数(市内居住者のみ)	19,159人	20,408人

【保育園併設地域子育て支援センター等の運営】

子育てに悩んでいる方や交流する機会を望んでいる方に保育園を開放し、育児等の相談・指導や、子育てサークル等の育成・支援、子育てに関する情報の提供などを充実させ、地域の子育て家庭における育児支援を行います。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
1か月あたりの利用人数	4,260人	4,471人

3-2-2 こども発達相談室の運営(再掲)

就学前の子どもの成長や発達に関する不安や悩みごとの相談に応じています。毎日のくらしの中で子どもとどのように接したらよいかを一緒に考え、子どもの発達を促す支援を行います。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
電話・来室相談件数	560人	継続

3-2-3 こどもすこやか応援事業（再掲）

保育士や心理士などが保育園・幼稚園・認定こども園を訪問し、配慮を要する子どもや気になる子どもに早期に気づき、計画的かつ継続的な支援が適切に行われるよう園支援をします。また、就学時には学校生活にスムーズに移行できるよう「すこやかファイル」の引継ぎ等による支援を行います。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
すこやかファイル所持数（未就学児）	150 人	継続

3-2-4 家庭児童相談室の運営

18 歳未満の子どもやその家族に対して、養育における諸問題や親子関係、児童虐待などの相談に応じます。電話・訪問・来所による相談対応を中心に、子育て支援センターでの保護者向けグループミーティングなども行います。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
相談対応件数	400 人	継続

3-2-5 出産医療機関との連携

妊娠中から出産・育児まで心身ともに安定した生活が送れるよう、切れ目のない支援を実施するために、市内出産医療機関と定期的な連携会議を実施します。

家族への支援を実施するために、市内出産医療機関共通のリーフレットを作成します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
出産医療機関との連携会議の開催	実施	継続



3-2-6 子どもサポートコール

子ども・青少年相談センター内に「子どもサポートコール」（子どもに関する心配ごと相談専用窓口）を設置し、いじめをはじめとする様々な相談に応じるとともに、関係機関と連携し相談体制の強化を図ります。

また、同センターに、子どもサポートカウンセラーを配置するとともに、各学校に心ふれあい相談員を配置し、子ども及び保護者を支援するカウンセリング体制を整えます。〔学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
相談に対する対応	実施	充実

3-2-7 外国人市民への子育て相談窓口

外国人市民の生活相談窓口である長岡市国際交流センターを中心として、外国人市民やその家族からの子育てについての悩みや相談を各担当課につなぎます。また、各機関が行う子育て支援策を円滑に利用できるよう、言語や文化的配慮等の支援を各担当課と連携して実施します。〔国際交流課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
子育て等に関する相談件数	5件	継続

3-2-8 夜間・休日の小児救急医療体制整備

子育て中の保護者の育児不安の解消及び、軽症患者の病院への受診集中の解消や、急患診療従事者の負担軽減のため、長岡市中越こども急患センター及び長岡休日・夜間急患診療所による小児救急受け入れ体制整備の確立を図ります。〔健康課〕

■目標事業量等

指標		実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
受診者数	中越こども急患センター	2,911人	維持
	休日・夜間急患診療所	7,150人	維持

3-3 家庭の育児力・教育力の向上

《施策の方向》

様々な機会を通じて、子どもの成長や子育てに関する正しい知識や技術の習得、子育てに関する情報交換等ができるための支援を行うとともに、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことの重要性を啓発していくことで、家庭における育児力・教育力の向上を図ります。

《具体的な取組》

3-3-1 パパママサークル事業

妊娠中及び産後の生活や子育てについて学ぶことにより、知識を深めたり、子育てについて考える機会を提供します。また、赤ちゃんのお世話の仕方や沐浴実習や父親の妊婦体験により妊娠・出産がゴールでなく育児の当事者であることを自覚してもらう機会としています。夫婦で一緒に参加しやすい日を設定して開催します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
参加者数	672人	維持

3-3-2 父親・祖父母向けリーフレットの作成・配布

父親・祖父母になる方を対象に、今時の子育てに関する情報や、母親が父親・祖父母世代に言われてうれしかったことなどをまとめたリーフレットを作成し、乳児家庭全戸訪問事業の際、父方・母方の祖父母に配布します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
配布数	5,400部	維持



3-3-3 ブックスタート事業

絵本の読み聞かせを通した親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして、0歳児とその保護者に、メッセージや説明を添えて絵本を手渡す「ブックスタート」を実施します。読み聞かせボランティアが言葉を交わし合い、気持ちを通わせ、親子との交流を深めていきます。〔子ども・子育て課・中央図書館〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施人数	2,000人	維持
ブックスタート読み聞かせボランティア 参加人数	280人	維持

3-3-4 赤ちゃん向け絵本セット「ベビーパック」の貸出

赤ちゃんのうちから本に親しんでもらう環境づくりに向け、本を選ぶ時間のない方や、絵本選びに悩んでいる方が気軽に利用できるよう、司書が選ぶ赤ちゃん向け絵本3冊をセットにして貸出します。〔中央図書館〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
貸出数	1,300セット (8月から実施)	2,100セット

3-3-5 家庭教育支援推進事業

幼児、小学生、中学生及び高校生の親子または親を対象に、社会の価値観の多様化や家族形態の変化に対応した家庭教育のあり方を学ぶ機会を提供することで、親子が「ともに育ちあう」ことを目指します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
事業数	6事業	維持

3-3-6 幼児家庭教育講座

保育園、幼稚園、認定こども園で実施する保護者を対象とした講座に対し支援を行うことで、幼児期の基本的な生活習慣のしつけ等を中心とした家庭教育について学ぶ機会を保護者に提供し、家庭の教育力の向上を図ります。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
開催回数	56回	維持
参加者数	3,752人	維持

3-3-7 就学時家庭教育講座

就学時健診時など、すべての保護者が集まる機会に、子育てや家庭教育に関わる共通の内容を伝え、保護者の意識啓発を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施学校数	53校	55校（対象児童のいる学校全校）

3-3-8 図書館における読み聞かせ事業等

中央図書館や地域図書館において、幼児や保護者への定期的な読み聞かせを中心に、季節の行事、映画会、工作など子どもたちが本に親しむ行事を実施します。〔中央図書館〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施回数	400回	維持
参加人数	8,400人	維持



3-3-9 小中学校PTA連合会への支援

「家庭・学校・地域」が連携して地域に根ざしたPTA活動の取組を進め、児童生徒の健全な成長の推進と家庭教育の充実を図るため、「長岡市出雲崎町小中学校PTA連合会」に補助金を交付し、活動を支援します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
連合会への支援	実施	維持

3-3-10 まちなか絵本館の運営

子育ての駅ちびっこ広場内で「まちなか絵本館」を運営し、保育士・図書館司書・ボランティアが協働した取組を進め、絵本や育児書の貸出しや読み聞かせ、子どもの本の読書相談、絵本を活用した講座等を実施し、絵本を通じた子育て支援の充実を図ります。〔子ども・子育て課・中央図書館〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
まちなか絵本館事業開催回数	16回	維持

3-3-11 食育の推進

【地域における子どもたちへの食育の推進】

食生活改善推進委員による多世代食育教室や児童館、児童クラブと連携した児童館食育プログラム等での食に関わる体験を通じ、子ども達が食に関心を持ち、食を正しく選択できる力が身につくよう支援します。〔健康課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
児童館食育プログラム実施地区数	15地区	維持

【保育園・幼稚園・認定こども園での食育の推進】

各園において栄養バランスのとれた給食の提供や食育講座を実施し、家庭へ向けての食や健康に関するお便りの発行など、園児とその保護者が食と健康に興味を持つような取組を、園全体で推進します。〔保育課・健康課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
家庭へ向けた保健、給食たより等の発行 各園で特色のある食育活動の実施	実施	維持

【小中学校での食に関する指導の推進】

小中学校では、栄養職員等を中心に栄養バランスのとれた給食を実施し、それぞれの計画に基づいて、発達段階に応じた「食に関する指導」の充実を図ります。また、給食だより等で食に関する情報を発信していきます。〔学校教育課・学務課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
給食だより等による食に関する情報発信 を小中学校全校で実施	実施	維持



基本目標4 地域の子育ての輪がつながる

4-1 子育て情報の効果的な発信とつなぐ支援

《施策の方向》

子育て家庭や子育てを支援する各種団体等に対し、様々な機会・媒体を通じて各種制度や相談窓口をはじめ、子育てに関する情報を効果的に発信するとともに、アウトリーチ等により支援につながりにくい子ども・家庭の把握に努めつつ、必要な支援につなぎます。

《具体的な取組》

4-1-1 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）

子育ての駅等に子育てコンシェルジュ（子育てなんでも相談員）が常駐し、子育てに関する相談・助言等を行い、必要に応じて関係機関に同行するなど連絡調整を行います。また、幼稚園・保育園をはじめとした地域の子育て支援事業等の中から一人ひとりのニーズに応じた情報を提供します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み （令和元年度）	目標 （令和6年度）
実施か所数	13 か所	13 か所

4-1-2 養育支援訪問事業（再掲）

【育児支援事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事支援等）を行います。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み （令和元年度）	目標 （令和6年度）
訪問件数	180 件	180 件

【産前産後家庭生活応援事業】

産前産後の時期の家事または乳児の育児を支援することで、母親の心身の健康を維持するとともに、子どもの健全な育成を図ります。沐浴補助や家事支援等の家事・育児援助サービスの利用料の一部を助成します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
利用件数	360 件	380 件

【産後ケア訪問】

養育困難家庭に対して出産直後から助産師が訪問し、育児相談や母体の健康管理、沐浴、乳房マッサージ等のケアを実施しながら、育児知識を身につけてもらうよう支援します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
訪問件数	30 件	30 件

【産前産後よりそい訪問】

身近に支援者がいない、不安が強い等、家庭や地域での孤立感のある養育者に対して子育て経験者等が、「話しやすい相談相手」として一緒に育児を手伝いながら寄り添う支援を行います。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
訪問件数	60 件	70 件

4-1-3 子育て世帯への情報提供

出産や子育て情報、保育園・幼稚園情報などを掲載した「子育てガイド」「おやこスマイルガイド」の作成・配布、子育てナビ、長岡市ホームページ、SNS の活用などを通して、子育て情報を発信します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
対象者への提供	実施	維持



4-1-4 地域に対する情報提供等

行事の際に地域の方へ情報提供を行い、地域との交流を図りながら園運営を行うことで、子どもを大切にする社会的な機運を醸成する一助とします。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
情報提供	実施	維持

4-1-5 青少年育成団体等への支援（再掲）

地域の子どもに多様な社会体験や交流体験の場を提供し、地域の青少年健全育成活動を推進している取組や団体等を支援するとともに、広報誌「はぐくみ長岡」を、学校を含む関係機関等へ配布し、地域の青少年育成活動の活性化を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
支援団体数	2 団体	維持

4-2 地域全体での見守り・安全確保

《施策の方向》

交通安全・防犯施設等の整備や交通安全・防犯意識の高揚、自ら安全を守るための対策の促進を図りつつ、地域ぐるみで子どもたちを見守るための活動の活性化を図ります。

《具体的な取組》

4-2-1 セーフティーリーダー（交通安全指導者）の育成

市民ぐるみの交通安全運動の推進を目指し、地域で交通安全教育や交通安全思想の普及・啓発活動がより積極的に推進できるよう、セーフティーリーダーの育成に努めます。〔市民課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
セーフティーリーダー人数	195 人	220 人

4-2-2 地域における防犯活動の支援

地域における防犯関係団体（防犯協会等）が行う子どもたちの見守り活動や防犯パトロール、防犯意識の啓発活動などを支援します。〔市民課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
防犯協会等への補助金の交付	49 件	49 件

4-2-3 チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を行います。〔市民課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
子育ての駅における「チャイルドシート講習会」の実施回数	1 回	2 回



4-2-4 セーフティーパトロール事業

児童生徒の登下校時における交通安全指導や防犯パトロールを行うセーフティーパトロール団体に対して、報奨金を交付します。〔学校教育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
交付団体数	全小学校区	全小学校区

4-2-5 青少年育成員による街頭育成活動（再掲）

街頭育成活動は、青少年育成員が繁華街、ゲームセンター、コンビニエンスストア、公園、神社等の青少年が集まりやすい場所を巡回し、非行を未然に防ぐことを目的に思いやりのある温かな声かけを行う活動です。この活動を通して青少年がもつ心身ともに健やかに成長を遂げていこうとする力を引き出すことにつなげるとともに、市民の方から青少年の非行防止や健全育成に関心をもっていただく機会とします。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
巡回実施回数	250回	継続

4-3 市民協働による子育て支援

《施策の方向》

子どもたちが地域の中で健やかに成長し、子育て家庭を地域全体で支えていくことができるよう、地域における専門的人材との連携及び活動支援を行うとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う各種団体等の活性化を図ります。

《具体的な取組》

4-3-1 主任児童委員の活動

児童が「心豊かに」かつ「健やかに」成長できる環境づくりを推進するため、行政をはじめ学校、地域、家庭の橋渡し役として活動するとともに、子どもふれあいネットワーク会議※等への参加、各公立保育園等の第三者委員（相談窓口）としても協力します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
主任児童委員数	61人	維持

4-3-2 母子保健推進員の活動

行政と地域のパイプ役として、また身近な相談者としてボランティア活動をしています。妊娠婦や乳児のいる家庭を訪問して地域の子育てサービス等の情報を提供し、必要時、保健師と連携しながら相談に応じます。また、子育ての駅やコミュニティセンターで、ままのまカフェを開催し、保護者同士が交流できる場を提供します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
訪問活動件数	3,400件	3,400件
子育て支援活動実施回数	230回	230回

※ 「子どもふれあいネットワーク会議」・・・いじめ、暴力行為、非行などの問題行動や不登校、児童虐待など子どもをめぐる様々な問題に対して、学校、関係機関、地域が連携して児童生徒を総合的に支援するための「子どもふれあいネットワーク事業」として、年1回関係者で各チームの活動報告や事例検討を行うもの



4-3-3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい市民（依頼会員）と育児の援助を行いたい市民（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、保護者の短期的就労時や保育施設の開始前、終了後の預かり、児童クラブへの送迎など、子育て援助の多様なニーズに対応します。〔子ども・子育て課〕

※H30 から障害のあるお子さんは中学生まで対象とする

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
年間利用延日数	3,043 日	2,667 日

4-3-4 親子サークル活動への支援

子育て家庭が中心となり、自主的に親子が集い、遊びや情報交換等を行う親子サークルを運営しています。子育ての駅では「出前ふれあいタイム」として、依頼があった親子サークルに保育士が出張し、手遊びなどを行います。また、図書館では、図書館ボランティア等が子育てサークルの依頼を受け地域へ出向き、絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなどを行います。〔子ども・子育て課・中央図書館〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
出張回数	4 回	維持
出張読み聞かせ回数	8 回	維持

4-3-5 スポーツ・レクリエーション団体の育成

ジュニアスポーツクラブやスポーツ少年団を育成するため、（公財）長岡市スポーツ協会を通じて長岡市スポーツ少年団本部への事業補助を行います。〔スポーツ振興課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
スポーツ少年団数	121 団体	121 団体

4-3-6 子育てに携わる人材の育成

【公立私立保育園合同研修の実施】

公立・私立合同で研修を実施し、長岡市全体の保育士の資質向上を図ります。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
参加者数	258 人	維持

【子育てサポート講座の実施】

ファミリー・サポート・センターの活動や子どもの保育に興味のある人を対象に、子どもを預かるために必要な知識を習得する講座を開催し、地域の子育て支援活動に携わる人材を育成します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施回数	3 回	3 回
参加者数	35 人	35 人

【読み聞かせボランティアの養成】

ブックスタート会場での説明や、学校・保育園・図書館等で読み聞かせなどをするボランティアを養成する講座を開催します。〔中央図書館〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施回数	3 回	維持
参加者数	100 人	維持



4-3-7 児童館の運営（再掲）

地域における児童の「健全育成活動の拠点施設」として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また、情操を豊かにするために内容の充実を図ります。

「地域の中で地域の子どもたちを見守り育む」ということを理念に、地域コミュニティが主体となって運営し、児童数の推移や地域の実情に応じ、必要箇所数を維持していきます。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
児童館数	39 か所	39 か所

4-3-8 放課後児童クラブの実施（再掲）

保護者の就労などで留守家庭の小学生を対象に、安全・安心な居場所としての生活の場を提供し、育成支援を行います。

「地域の中で地域の子どもたちを見守り育む」ということを理念に、地域コミュニティが主体となって運営し、地域の実情に応じ、子どもたちの日常の活動場所として一層の充実を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
登録者数	3,209 人	3,367 人
実施か所数	52 か所	53 か所

4-3-9 放課後子ども教室推進事業（再掲）

地域コミュニティが主体となり、児童クラブ等と連携しながら、小学生の放課後の居場所づくりとして、地域ボランティアを講師に、学習活動、スポーツ、文化活動を実施します。また、多世代との交流を図ることを目的に、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目指します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
開催教室数	19 教室	23 教室

4-3-10 やまっ子クラブ運営事業（再掲）

児童数が減少し大小様々な集落が点在する山古志地域において、放課後に児童が集う場がないことから、小学生が放課後や長期休業日に、スポーツや文化活動を通して、交流できる場を提供します。

地域住民中心の団体が主体となり、子どもたちの健全育成・放課後の居場所づくりを行います。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施回数	235 回	維持
参加者数	1,435 人	維持

4-3-11 青少年育成団体等への支援（再掲）

地域の子どものに多様な社会体験や交流体験の場を提供し、地域の青少年健全育成活動を推進している取組や団体等を支援するとともに、広報誌「はぐくみ長岡」を、学校を含む関係機関等へ配布し、地域の青少年育成活動の活性化を図ります。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
支援団体数	2 団体	維持

4-3-12 子ども食堂運営費補助金（再掲）

市民団体等が運営する「子ども食堂」を応援するため、運営や立ち上げに要する経費について、1 団体あたり5万円を限度に補助金を交付します。〔子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
交付団体数	8 団体	20 団体
子ども食堂運営団体数	10 団体	20 団体



4-4 子育て支援ネットワークづくり

《施策の方向》

地域で子育て支援活動を行っている団体同士の交流機会の充実を図り、連携した取組の促進や活動の幅を広げるためのネットワークづくりを支援します。

《具体的な取組》

4-4-1 子育ての駅サポーターの交流

子育ての駅での行事や交流会を通して、地域の子育て支援団体やサポーター同士の交流を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
子育ての駅サポーター交流会開催回数	2回	2回

4-4-2 子ども会等のネットワークづくり

子どもフェスティバルを開催し、小学生の交歓と子ども会などの少年団体等相互の交流を深めます。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施回数	1回	維持

4-4-3 子ども食堂運営団体への支援

市民団体による子ども食堂の広がりを後押しするため、市民を対象とした情報交換会の開催や、子ども食堂の開設相談対応、子ども食堂開設にかかる様々な情報提供など、後方支援を実施します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
情報交換会開催回数	1回	維持

基本目標5 子育てと仕事の調和がとれた生活ができる

5-1 多様な働き方ができる就労環境

《施策の方向》

妊娠・子育て中の従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業者及び従業員に対し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、多様な働き方ができる就労環境づくりを促進します。

《具体的な取組》

5-1-1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発

「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」において、企業向けセミナーや働き方改革相談員による企業訪問により普及啓発に取り組みます。〔産業支援課〕

市民（学生）を対象に情報提供や、意識啓発のためのセミナー等を実施します。〔人権・男女共同参画課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
企業向けセミナー開催回数	4回	維持
参加者数	64人	維持
延べ企業訪問数	300件	維持
学生向けセミナー開催回数	2回	維持

5-1-2 ハッピー・パートナー企業への応援

建設工事入札参加資格の登録の資格審査において、建設業者が社会的な責任を果たすために実施している取組に長岡市独自の評価項目を設定し、点数を加点しています。ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）に加点をすることで、建設業者が女性技術者・職員を育成、ワーク・ライフ・バランスを推進することを支援します。〔契約検査課・人権・男女共同参画課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
ハッピー・パートナー登録加算の実施	実施	維持
ハッピー・パートナー企業数	108社	拡大



5-2 保育サービスの充実

《施策の方向》

保育ニーズに応じた提供体制の充実を図るとともに、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

《具体的な取組》

5-2-1 一時保育事業

短期間勤務や病気、出産、介護、葬儀のほか、育児疲れの解消など、多様化する保育ニーズを踏まえ、一時的に子どもの預かりを実施します。〔保育課・子ども・子育て課〕

■ 目標事業量等

指標		実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
延べ利用人数	保育園一時保育	4,370 人	4,722 人
	子育ての駅の一時的保育	2,683 人	2,236 人

5-2-2 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定を受けた保育時間を超えて延長保育を行います。〔保育課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実利用児童数	4,166 人	5,304 人

5-2-3 幼稚園・認定こども園預かり保育（私立）

正規の教育時間外に、在園児を保育する預かり保育を実施します。〔保育課〕

■ 目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
延べ利用者数	106,630 人	121,402 人

5-2-4 未満児保育事業

低年齢化する保育ニーズを踏まえて地域の実情を勘案しながら、認可保育園、認定こども園等の施設整備や職員配置体制の整備を図ります。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施園数	54 園	維持

5-2-5 病児・病後児保育事業

市内の保育園・幼稚園に通園し、または市内の小学校に通学している0歳から小学生までの児童が、病気等で集団保育ができないとき、保育を行います。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施か所数	7 か所	8 か所
延べ利用人数	1,588 人	1,803 人

5-2-6 休日保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴い、日曜日や祝日などに勤務している保護者のため、休日の保育を実施します。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施園数	4 園	4 園

5-2-7 地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度により創設された市町村の認可事業で、原則として3歳未満児を対象とした少人数の保育を実施します。児童数や職員配置基準により、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等があります。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施園数	12 園	維持



5-2-8 トワイライトステイ事業【新規】

夜間においても母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設、保育所等で子どもの預かりを実施します。〔保育課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
延べ利用人数	未実施	1,750人

5-2-9 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業・就学前児童対象) (再掲)

育児の援助を受けたい市民(依頼会員)と育児の援助を行いたい市民(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、保護者の短期的就労時や保育施設の開始前、終了後の預かりなど、子育て援助の多様なニーズに対応します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
利用延日数(就学前児童対象)	1,289日	1,049日

5-3 放課後の預かりサービスの充実

《施策の方向》

子どもたちが放課後等において、安全に安心して過ごせる場所の充実を図ります。

《具体的な取組》

5-3-1 放課後児童クラブの実施（再掲）

保護者の就労などで留守家庭の小学生を対象に、安全・安心な居場所としての生活の場を提供し、育成支援を行います。

「地域の中で地域の子どもたちを見守り育む」ということを理念に、地域コミュニティが主体となって運営し、地域の実情に応じ、子どもたちの日常の活動場所として一層の充実を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
登録児童数	3,209人	3,402人
実施か所数	52か所	53か所

5-3-2 民間児童クラブの運営費補助

多様化する利用者ニーズに対応するため、地域の実情に応じて行政と民間が連携しながらよりよい放課後の環境づくりを進めます。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施か所数	1か所	維持

5-3-3 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実（再掲）

放課後発達支援コーディネーターを配置し、配慮を必要とする児童への対応について児童厚生員へ助言、指導、相談を行うとともに、学校・家庭・その他関係機関等との連携を図りながら、配慮を必要とする児童一人ひとりの特性に応じた適切な対応が行われるよう受入れ体制の充実を図ります。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
放課後発達支援コーディネーター配置数	1人	維持



5-3-4 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業・小中学生対象) (再掲)

育児の援助を受けたい市民（依頼会員）と育児の援助を行いたい市民（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、保護者の短期的就労時や保育施設の開始前、終了後の預かり、児童クラブへの送迎など、子育て援助の多様なニーズに対応します。〔子ども・子育て課〕

※H30 から障害のあるお子さんは中学生まで対象とする

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
利用延日数（小中学生対象）	1,754 日	1,627 日

5-3-5 放課後等デイサービス事業 (再掲)

小学校・中学校・高等学校等に就学している障害のある子どもを対象に、放課後や休業日・長期休暇中において、生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練を行うとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人や NPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。〔子ども・子育て課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
1 か月あたりの利用人数	325 人	充実

5-3-6 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業 (再掲)

総合支援学校及び高等総合支援学校に在籍する児童・生徒の健全育成とその保護者の介護負担の軽減を図るため、授業日の放課後や長期休業期間の日中に同校の施設を利用して、児童・生徒の一時預かりを行います。〔福祉課〕

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
登録者数	70 人	70 人
延べ利用者数	2,100 人	2,100 人

5-4 男女共同参画の推進

《施策の方向》

性別にかかわらずその能力を発揮し、職場や地域で活躍するとともに、男女が共に協力し合いながら家事や育児に主体的に携わることができる社会の実現に向けた取組を推進します。

《具体的な取組》

5-4-1 女性が活躍する社会の推進

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、各種セミナー等を行います。【人権・男女共同参画課】

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
セミナー開催回数	4回	維持

5-4-2 男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営

男女平等推進センター「ウィルながおか」は、男女平等と共同参画を目指したまちづくりを実現するための具体的・実践的な活動の拠点となる施設です。

「ウィルながおか相談室」では、夫婦や家族のこと、自分の生き方などの悩み相談を実施しています。のびやかに自分らしく生きられるよう、相談者に寄り添いながら悩みの解決方法を一緒に考えます。【人権・男女共同参画課】

■目標事業量等

指標	実績見込み (令和元年度)	目標 (令和6年度)
男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営	実施	維持

第 3 部

子ども・子育て支援事業計画にかかる 量の見込みと確保方策

第1章 量の見込みの算出・確保方策の検討にあたって

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

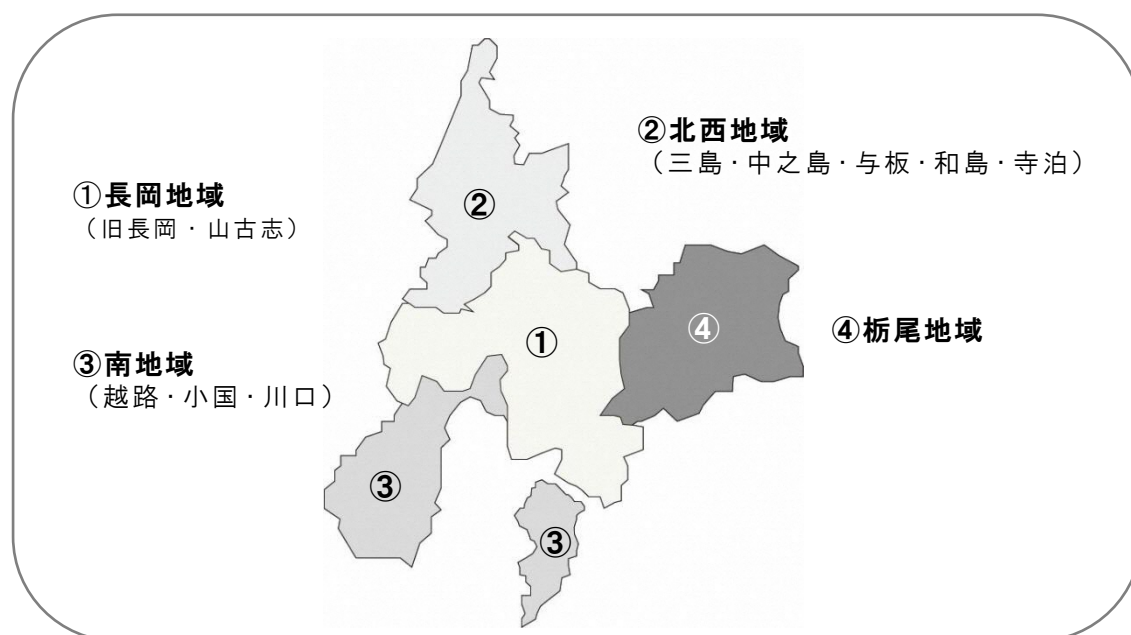
区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

(2) 長岡市の「教育・保育提供区域」について

第1期あいプランにおいては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、いずれも市内全域を1つの区域として設定していましたが、第2期子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を下記のように設定します。

① 教育・保育に関する区域

事業名	区域	理由
教育・保育	4区域	市域が広い当市においては、子育てに係る課題も地域によって様々です。そこで、誰もが安心して子育てができるまちづくりを進めるため、提供区域を下記の4区域にわけ、生活圏域の区域ごとの実情に合わせた課題解決に取り組んでいきます。





② 地域子ども・子育て支援事業に関する区域

事業名	区域	理由
利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ事業、ままナビ、ままりら)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
延長保育事業 (時間外保育事業)	4 区域	教育・保育施設の園児が対象であり、教育・保育の提供と併せて検討する必要があることから、教育・保育提供区域と合わせて設定します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	46 区域	小学校ごとに放課後児童健全育成事業を実施しているため、小学校単位で区域を設定します。 ※放課後児童健全育成事業未実施の10小学校については、9小学校を児童館事業にて、山古志小学校をやまっ子クラブ運営事業にて対応します。
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	1 区域	事業の性質上、市域内で広域的に利用されることから、市全域を1つの区域として設定します。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	1 区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
養育支援訪問事業 (育児支援事業、産前産後サポート事業)	1 区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
地域子育て支援拠点事業 (子育ての駅、子育て支援センター)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
一時預かり事業 (幼稚園型、幼稚園型以外)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
病児保育事業	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
妊婦健康診査	1 区域	妊婦健康診査の受診にかかる助成は、すべての医療機関で受けたものを対象としていることから、市全域を1つの区域として設定します。

2 第1期あいプランの進捗状況

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定・2号認定（幼稚園希望）

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み （利用者数）	人	1,898	1,972	1,890	1,913	1,866	1,837	1,845	1,807	1,841	—
確保の内容 （定員）	人	1,898	2,521	1,890	2,355	1,866	2,150	1,845	2,096	1,841	—

② 2号認定（保育所等）

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み （利用者数）	人	4,919	4,895	4,903	4,820	4,836	4,736	4,685	4,575	4,642	—
確保の内容 （定員）	人	4,919	5,086	4,903	5,145	4,836	5,098	4,781	4,806	4,818	—

※各年3月末時点

※平成30、31年度の計画値は中間年の見直し

③ 3号認定（0歳）

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み （利用者数）	人	639	551	636	609	635	609	624	602	629	—
確保の内容 （定員）	人	584	401	636	507	635	540	502	515	533	—

※各年3月末時点

※平成30、31年度の計画値は中間年の見直し

④ 3号認定（1、2歳）

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み （利用者数）	人	2,376	2,174	2,373	2,288	2,365	2,353	2,392	2,420	2,442	—
確保の内容 （定員）	人	2,233	2,197	2,373	2,312	2,365	2,389	2,466	2,502	2,525	—

※各年3月末時点

※平成30、31年度の計画値は中間年の見直し



(2) 地域子ども・子育て支援事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度 令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者支援事業	か所	3	13	3	13	3	14	13	14	13	-
延長保育事業	人	1,913	4,092	1,908	3,990	1,892	4,354	3,924	4,383	3,924	-
放課後児童健全育成事業	人	2,981	2,855	2,927	3,012	2,922	3,085	3,154	3,103	3,119	-
	か所	48	45	47	49	47	50	51	51	51	-
子育て短期支援事業	人日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳児家庭全戸訪問事業	人	2,109	2,003	2,100	1,936	2,096	1,877	2,096	1,846	2,096	-
養育支援事業	人	390	935	390	705	390	697	390	630	390	-
地域子育て拠点支援事業	人回	27,069	29,712	27,010	29,854	26,931	28,548	28,635	29,040	28,635	-
	か所	38	42	38	38	38	38	37	38	37	-
	子育て支援センター	人回	-	6,964	-	5,112	-	5,000	-	5,139	-
	子育ての駅	人回	-	22,748	-	24,742	-	23,548	-	23,901	-
一時預かり事業（幼稚園型）	人日	80,472	76,692	80,222	76,751	79,136	81,941	78,267	94,623	78,106	-
一時預かり事業（幼稚園型以外）	人日	10,969	9,949	10,944	10,333	10,895	9,513	10,861	9,541	10,841	-
	保育園	人日	4,708	5,619	4,697	6,298	4,676	5,922	4,660	5,690	-
	子育ての駅	人日	3,683	3,108	3,649	2,577	3,619	2,430	3,588	2,647	-
	ファミサポ	人日	1,725	1,222	1,789	1,458	1,853	1,161	1,917	1,204	-
病児・病後児保育事業	人日	2,357	1,435	2,351	1,430	2,331	1,220	1,508	1,476	1,508	-
	か所	-	5	-	5	-	5	-	7	-	-
ファミリーサポートセンター事業（小学生）	件	4,742	3,803	4,648	2,323	4,648	1,726	1,919	1,439	1,881	-
妊婦健康診査	人	23,730	22,926	23,625	22,139	23,580	21,643	23,580	20,925	23,505	-

※平成 30、31 年度の計画値は中間年の見直し

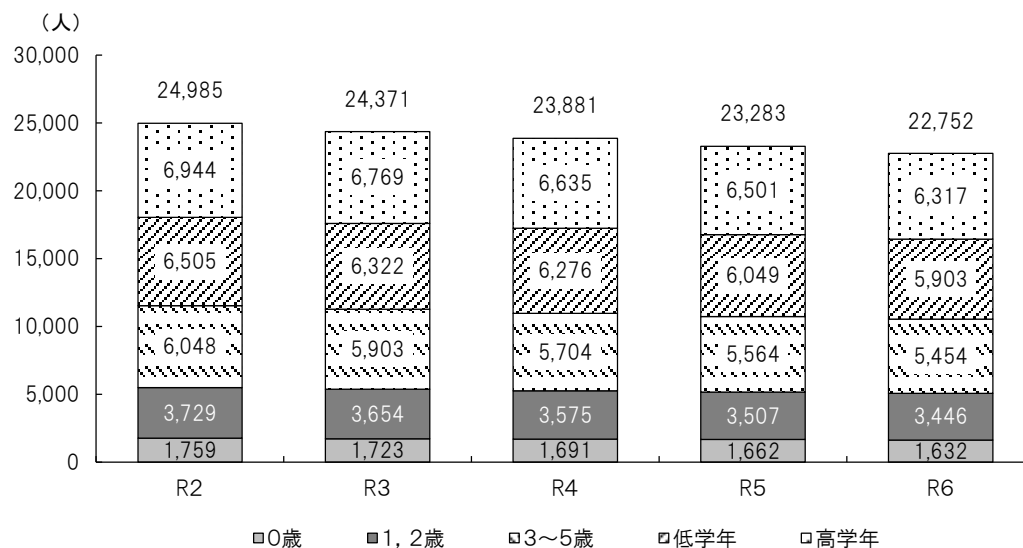
3 児童数の推計

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、平成 28 年度から平成 31 年度の各年度 4 月 1 日の実績値を基に、性別・1 歳階級別コーホート変化率法により推計しています。

計画期間における推計結果は、以下のとおりです。

① 市全体

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	1,759	1,723	1,691	1,662	1,632
1歳	1,847	1,804	1,768	1,736	1,707
2歳	1,882	1,850	1,807	1,771	1,739
3歳	1,956	1,891	1,858	1,815	1,779
4歳	2,052	1,953	1,887	1,856	1,813
5歳	2,040	2,059	1,959	1,893	1,862
6歳	2,188	2,042	2,060	1,961	1,896
7歳	2,099	2,181	2,035	2,053	1,954
8歳	2,218	2,099	2,181	2,035	2,053
9歳	2,318	2,222	2,104	2,185	2,039
10歳	2,233	2,313	2,216	2,098	2,178
11歳	2,393	2,234	2,315	2,218	2,100
合計	24,985	24,371	23,881	23,283	22,752





② 提供区域ごと

【長岡地域】

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	1,419	1,397	1,378	1,365	1,346
1歳	1,492	1,449	1,427	1,408	1,395
2歳	1,474	1,493	1,450	1,428	1,409
3歳	1,540	1,483	1,502	1,459	1,437
4歳	1,594	1,534	1,477	1,496	1,453
5歳	1,562	1,599	1,539	1,482	1,501
6歳	1,669	1,561	1,598	1,538	1,481
7歳	1,574	1,663	1,555	1,592	1,532
8歳	1,653	1,575	1,664	1,556	1,593
9歳	1,739	1,656	1,578	1,667	1,559
10歳	1,617	1,739	1,656	1,578	1,667
11歳	1,802	1,620	1,743	1,660	1,582
合計	19,135	18,769	18,567	18,229	17,955

【北西地域】

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	178	173	168	157	154
1歳	178	191	186	181	170
2歳	217	179	192	187	182
3歳	227	221	181	194	189
4歳	216	227	221	182	195
5歳	248	215	226	220	181
6歳	246	253	219	231	226
7歳	239	246	253	219	231
8歳	260	238	245	252	218
9歳	302	261	240	246	253
10歳	298	302	261	240	246
11歳	280	296	300	259	238
合計	2,889	2,802	2,692	2,568	2,483

【南地域】

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	102	98	93	90	85
1歳	111	106	102	97	94
2歳	129	112	107	103	98
3歳	119	127	111	106	102
4歳	160	120	128	113	108
5歳	154	162	121	129	114
6歳	163	153	161	120	128
7歳	186	162	152	160	119
8歳	179	187	163	153	161
9歳	181	179	187	163	153
10歳	201	179	177	185	161
11歳	208	202	180	178	186
合計	1,893	1,787	1,682	1,597	1,509

【栃尾地域】

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	60	55	52	50	47
1歳	66	58	53	50	48
2歳	62	66	58	53	50
3歳	70	60	64	56	51
4歳	82	72	61	65	57
5歳	76	83	73	62	66
6歳	110	75	82	72	61
7歳	100	110	75	82	72
8歳	126	99	109	74	81
9歳	96	126	99	109	74
10歳	117	93	122	95	104
11歳	103	116	92	121	94
合計	1,068	1,013	940	889	805



第2章 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 保育（認定こども園・保育所）〔3号認定、2号認定〕

《施設の現状》

	市全体	長岡地域	北西地域	南地域	栃尾地域
施設数	101	74	13	7	7
特定教育・保育施設	86	59	13	7	7
地域型保育事業	12	12	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	2	2	0	0	0
認可外保育施設	1	1	0	0	0
定員数	7,703	5,691	965	680	367
[0歳]	553	459	33	26	35
特定教育・保育施設	470	376	33	26	35
地域型保育事業	76	76	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	7	7	0	0	0
[1・2歳]	2,468	1,899	279	179	111
特定教育・保育施設	2,274	1,705	279	179	111
地域型保育事業	173	173	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	21	21	0	0	0
[3～5歳]	4,682	3,333	653	475	221

※令和元年4月1日現在

① 3号認定（0歳）

《実績》

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	利用者数	551	609	606	601	-
	申込率	28%	33%	33%	33%	-
長岡地域	利用者数	418	470	464	457	-
	申込率	27%	32%	32%	31%	-
	利用者数	75	60	64	65	-
	申込率	38%	28%	30%	39%	-
	利用者数	30	46	38	38	-
	申込率	21%	39%	32%	37%	-
	利用者数	28	33	40	41	-
	申込率	33%	46%	57%	66%	-

※各年3月末時点

《量の見込みの考え方》

これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込みに、児童数の推計を乗じて、必要利用定員数を算定しました。

《確保方策》

保育園・認定こども園等の再配置や必要な保育士の確保などにより、地域ごとの需要に合わせ、適切に確保方策を講じます。

【市全体】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（a）		623	618	614	609	605
確保方策（b）		559	571	583	594	605
	特定教育・保育施設	474	486	498	509	520
	地域型保育事業	76	76	76	76	76
	企業主導型保育事業（地域枠）	9	9	9	9	9
過不足（b-a）		-64	-47	-31	-15	0
保育利用率※		31.8%	33.1%	34.5%	35.7%	37.1%

※保育利用率＝ 3号認定（0歳）に係る保育の利用定員数／0歳の子どもの数全体



【長岡地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	450	443	437	433	427
確保方策 (b)	465	455	446	436	427
特定教育・保育施設	380	370	361	351	342
地域型保育事業	76	76	76	76	76
企業主導型保育事業（地域枠）	9	9	9	9	9
過不足 (b - a)	15	12	9	3	0

【北西地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	89	96	102	104	110
確保方策 (b)	33	53	72	91	110
特定教育・保育施設	33	53	72	91	110
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
過不足 (b - a)	-56	-43	-30	-13	0

【南地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	36	35	33	32	30
確保方策 (b)	26	27	28	29	30
特定教育・保育施設	26	27	28	29	30
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
過不足 (b - a)	-10	-8	-5	-3	0

【栃尾地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	48	44	42	40	38
確保方策 (b)	35	36	37	38	38
特定教育・保育施設	35	36	37	38	38
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
過不足 (b - a)	-13	-8	-5	-2	0

② 3号認定（1、2歳）

《利用実績》

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	利用者数	2,174	2,288	2,345	2,409	-
	申込率	51%	58%	59%	63%	-
長岡地域 北西地域 南地域 栃尾地域	利用者数	1,637	1,730	1,809	1,845	-
	申込率	51%	57%	58%	62%	-
	利用者数	259	271	265	274	-
	申込率	53%	58%	62%	63%	-
	利用者数	155	178	187	191	-
	申込率	49%	59%	68%	77%	-
	利用者数	123	109	84	99	-
	申込率	64%	67%	54%	72%	-

※各年3月末現在

《量の見込みの考え方》

これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込みに、児童数の推計を乗じて、必要利用定員数を算定しました。

《確保方策》

保育園・認定こども園等の再配置や必要な保育士の確保などにより、地域ごとの需要に合わせ、適切に確保方策を講じます。

【市全体】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（a）		2,507	2,532	2,551	2,573	2,599
確保方策（b）		2,503	2,528	2,551	2,577	2,599
	特定教育・保育施設	2,305	2,330	2,353	2,379	2,401
	地域型保育事業	173	173	173	173	173
	企業主導型保育事業（地域枠）	25	25	25	25	25
過不足（b－a）		-4	-4	0	4	0
保育利用率※		67.1%	69.2%	71.4%	73.5%	75.4%

※保育利用率＝ 3号認定（1、2歳）に係る保育の利用定員数／1、2歳の子どもの数全体



【長岡地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	1,951	2,002	2,023	2,058	2,098
確保方策 (b)	1,934	1,975	2,016	2,057	2,098
特定教育・保育施設	1,736	1,777	1,818	1,859	1,900
地域型保育事業	173	173	173	173	173
企業主導型保育事業（地域枠）	25	25	25	25	25
過不足 (b - a)	-17	-27	-7	-1	0

【北西地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	265	257	272	273	269
確保方策 (b)	279	276	273	273	269
特定教育・保育施設	279	276	273	273	269
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
過不足 (b - a)	14	19	1	0	0

【南地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	192	174	167	160	154
確保方策 (b)	179	174	167	160	154
特定教育・保育施設	179	174	167	160	154
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
過不足 (b - a)	-13	0	0	0	0

【栃尾地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	99	99	89	82	78
確保方策 (b)	111	103	95	87	78
特定教育・保育施設	111	103	95	87	78
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
過不足 (b - a)	12	4	6	5	0

③ 2号認定（3～5歳）

《利用実績》

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	利用者数	4,895	4,820	4,736	4,575	-
	申込率	73%	75%	74%	73%	-
長岡地域 北西地域 南地域 栃尾地域	利用者数	3,356	3,351	3,320	3,268	-
		67%	70%	68%	68%	-
	利用者数	717	687	633	619	-
		90%	91%	86%	87%	-
	利用者数	546	525	505	473	-
		98%	93%	100%	99%	-
	利用者数	276	257	278	215	-
		85%	74%	98%	80%	-

※各年3月末現在

《量の見込みの考え方》

これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込みに、児童数の推計を乗じて、必要利用定員数を算定しました。

《確保方策》

現状で需要を概ね満たしていると考えられます。

今後は、余剰となる保育人材を他の認定区分の需要に合わせ再配置するなどし、適切に確保方策を講じます。

【市全体】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（a）	4,447	4,387	4,279	4,221	4,181
確保方策（b）	4,677	4,537	4,397	4,288	4,181
過不足（b－a）	230	150	118	67	0

【長岡地域】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（a）	3,229	3,228	3,212	3,206	3,224
確保方策（b）	3,328	3,287	3,246	3,235	3,224
過不足（b－a）	99	59	34	29	0



【北西地域】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（a）	608	584	553	525	498
確保方策（b）	653	614	575	536	498
過不足（b－a）	45	30	22	11	0

【南地域】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（a）	422	398	351	339	316
確保方策（b）	475	435	395	355	316
過不足（b－a）	53	37	44	16	0

【栃尾地域】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（a）	188	177	163	151	143
確保方策（b）	221	201	181	162	143
過不足（b－a）	33	24	18	11	0

（２）教育（幼稚園・認定こども園）〔１号認定〕

《施設の現状》

	市全体	長岡地域	北西地域	南地域	栃尾地域
施設数	30	24	4	0	2
特定教育・保育施設	28	22	4	0	2
確認を受けない幼稚園	2	2	0	0	0
定員数	2,207	1,839	305	0	63
特定教育・保育施設	1,917	1,549	305	0	63
確認を受けない幼稚園	290	290	0	0	0

《利用実績》

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	利用者数	1,972	1,913	1,837	1,807	-
	申込率	22%	23%	22%	22%	-
長岡地域	利用者数	1,781	1,726	1,649	1,605	-
	申込率	27%	27%	26%	25%	-
北西地域	利用者数	123	99	100	104	-
	申込率	12%	10%	11%	11%	-
南地域	利用者数	4	21	22	18	-
	申込率	1%	3%	3%	3%	-
栃尾地域	利用者数	64	67	66	80	-
	申込率	15%	16%	18%	23%	-

※各年3月末時点

《量の見込みの考え方》

これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込みに、児童数の推計を乗じて、必要利用定員数を算定しました。

《確保方策》

現状で需要を概ね満たしていると考えられます。

今後は、余剰となる保育人材を他の認定区分の需要に合わせ再配置するなどし、適切に確保方策を講じます。

【市全体】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（a）	1,595	1,505	1,401	1,307	1,223
確保の内容（b）	2,167	1,930	1,693	1,457	1,223
特定教育・保育施設	1,877	1,640	1,403	1,167	933
確認を受けない幼稚園	290	290	290	290	290
過不足（b－a）	572	425	292	150	0



【長岡地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	1,405	1,320	1,220	1,130	1,050
確保の内容 (b)	1,854	1,656	1,458	1,260	1,063
特定教育・保育施設	1,564	1,366	1,168	970	773
確認を受けない幼稚園	290	290	290	290	290
過不足 (b - a)	449	336	238	130	13

【北西地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	113	111	114	114	114
確保の内容 (b)	250	216	182	148	114
特定教育・保育施設	250	216	182	148	114
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足 (b - a)	137	105	68	34	0

【南地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	17	16	14	14	13
確保の内容 (b)	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足 (b - a)	-17	-16	-14	-14	-13

【栃尾地域】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	60	58	53	49	46
確保の内容 (b)	63	58	53	49	46
特定教育・保育施設	63	58	53	49	46
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足 (b - a)	3	0	0	0	0

なお、これら子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しながら、給付方法について検討を行っていきます。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

① 基本型（子育てコンシェルジュ事業・ままナビ）

【子育てコンシェルジュ事業】

平成 27 年度からの地域版子育ての駅の整備に併せて、各施設に子育てコンシェルジュを 1 名ずつ配置しており、子育てに関する相談・助言を行い、必要に応じて関係機関に同行するなど連絡調整を行います。今後も利用者一人ひとりに寄り添った支援をしていきます。

【ままナビ】

子育てに関する悩みや不安を抱える妊産婦が、保育士から具体的な子育ての技術・知識を少人数のグループで学び、子どもの愛着形成や親としての自覚・自信も持ち、安心して育児に向き合うことができるようサポートします。

実績（実施か所数）					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込み）
子育てコンシェルジュ事業	13	13	13	13	13
ままナビ	未実施	未実施	1	1	1

推計（実施か所数）					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	14	14	14	14	14
子育てコンシェルジュ事業	13	13	13	13	13
ままナビ	1	1	1	1	1
確保方策	14	14	14	14	14



② 母子保健型（ままりう）

妊婦、概ね産後 1 年までの産婦を対象に、家庭的な雰囲気の中で、助産師・保健師・栄養士・母子保健推進員等が寄り添い、育児相談、お母さんの体と心のケア、赤ちゃんの身体測定などを実施します。

ままりうは、利用者数が年々増えていますが、市内 2 か所で需要を満たしていることから、現状維持とします。また、遅い時間までの支援に対応するため、利用希望に応じて令和 2 年度より開設時間を延長します。

実績（実施か所）					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込み）
実施か所数	1	1	1	2	2

推計（実施か所）					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

（2）延長保育事業（時間外保育事業）

すべての認可保育所及び認定こども園等で延長保育を実施しています。公立認可保育園では 7 時 15 分から 19 時まで開所しています。

推計では利用希望は年々増加していますが受け入れ体制を検討し、ニーズに対応していきます。

実績（年間延利用者数）					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込み）
利用者数	4,092	3,990	4,354	4,383	4,166
利用率	54.0%	54.4%	57.7%	58.6%	56.9%

推計（年間延利用者数）					
全体	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	4,819 人	4,949 人	5,040 人	5,163 人	5,304 人
（参考）利用率	62.5%	64.2%	65.9%	67.6%	69.4%

推計（人／年）						
地域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長岡・山古志地域	量の見込み	3,986人	4,127人	4,240人	4,372人	4,526人
	（参考）利用率	67.3%	69.1%	71.0%	72.9%	74.7%
	確保方策	3,986人	4,127人	4,240人	4,372人	4,526人
三島・中之島・与板・和島・寺泊地域	量の見込み	424人	416人	417人	410人	400人
	（参考）利用率	44.9%	44.9%	44.9%	45.0%	45.0%
	確保方策	424人	416人	417人	410人	400人
越路・小国・川口地域	量の見込み	277	274	258	260	257
	（参考）利用率	48.5%	49.9%	51.4%	52.8%	54.3%
	確保方策	277	274	258	260	257
栃尾地域	量の見込み	132人	132人	125人	121人	121人
	（参考）利用率	48.5%	49.7%	51.04%	52.2%	53.5%
	確保方策	132人	132人	125人	121人	121人
量の見込みの算出方法	利用ニーズが増加傾向にあることを踏まえ、平成27年度から平成30年度までの利用率（0～5歳の在園児童数に対する利用者数の割合）から計画期間中の利用率をトレンド推計し、4つの区域ごとの推計児童数に乗じて算出。					

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

市内56小学校のうち、52か所で放課後児童健全育成事業を実施しています。

放課後児童健全育成事業未実施の10小学校については、9小学校を児童館事業にて、山古志小学校をやまっ子クラブ運営事業にて対応しています。

利用者の増加に伴う施設の分割や増設等の対応については、児童数の推移や保護者のニーズなど地域の実情に応じて見直しを行っていきます。

実績（利用延人数）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
児童数（A）	13,457人	13,195人	13,163人	13,092人	12,734人
低学年	6,766人	6,558人	6,532人	6,340人	6,194人
高学年	6,691人	6,637人	6,631人	6,752人	6,540人
登録数（B）	2,855人	3,012人	3,085人	3,103人	3,209人
低学年	2,658人	2,757人	2,804人	2,878人	3,010人
高学年	197人	255人	281人	225人	199人
登録率（B/A×100）	21.2%	22.8%	23.4%	23.7%	25.2%
低学年	39.3%	42.0%	42.9%	45.4%	48.6%
高学年	2.9%	3.8%	4.2%	3.3%	3.0%



【市全体】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（a）	3,296	3,355	3,447	3,405	3,402
低学年	3,060	3,116	3,214	3,179	3,181
高学年	236	239	233	226	221
確保の内容（b）	3,602	3,740	3,740	3,740	3,740
過不足（b-a）	306	385	293	335	338

【提供区域ごと】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
関原小	量の見込み（a）	114	104	97	97
	低学年	113	103	96	96
	高学年	1	1	1	1
	確保の内容（b）	114	114	114	114
	過不足（b-a）	0	10	17	17
栖吉小	量の見込み（a）	76	87	87	84
	低学年	75	86	86	83
	高学年	1	1	1	1
	確保の内容（b）	87	87	87	87
	過不足（b-a）	11	0	0	3
希望が丘小	量の見込み（a）	88	85	88	80
	低学年	83	80	83	75
	高学年	5	5	5	5
	確保の内容（b）	88	88	88	88
	過不足（b-a）	0	3	0	8
大島小	量の見込み（a）	163	167	181	193
	低学年	157	162	176	187
	高学年	6	5	5	6
	確保の内容（b）	206	206	206	206
	過不足（b-a）	43	39	25	13
川崎東小	量の見込み（a）	78	76	84	81
	低学年	77	75	83	80
	高学年	1	1	1	1
	確保の内容（b）	87	87	87	87
	過不足（b-a）	9	11	3	6
千手小	量の見込み（a）	86	84	89	92
	低学年	83	83	86	89
	高学年	3	1	3	3
	確保の内容（b）	97	97	97	97
	過不足（b-a）	11	13	8	5

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上組小	量の見込み (a)	137	137	141	138	140
	低学年	124	121	128	125	127
	高学年	13	16	13	13	13
	確保の内容 (b)	141	141	141	141	141
	過不足 (b - a)	4	4	0	3	1
阪之上小	量の見込み (a)	60	55	54	49	52
	低学年	52	47	46	41	44
	高学年	8	8	8	8	8
	確保の内容 (b)	60	60	60	60	60
	過不足 (b - a)	0	5	6	11	8
中島小	量の見込み (a)	34	35	39	45	43
	低学年	31	31	36	42	40
	高学年	3	4	3	3	3
	確保の内容 (b)	45	45	45	45	45
	過不足 (b - a)	11	10	6	0	2
福戸小	量の見込み (a)	52	53	51	48	43
	低学年	44	45	43	40	35
	高学年	8	8	8	8	8
	確保の内容 (b)	53	53	53	53	53
	過不足 (b - a)	1	0	2	5	10
豊田小	量の見込み (a)	153	177	201	227	251
	低学年	145	169	192	218	241
	高学年	8	8	9	9	10
	確保の内容 (b)	137	251	251	251	251
	過不足 (b - a)	-16	74	50	24	0
富曾亀小	量の見込み (a)	160	177	181	173	167
	低学年	159	176	180	172	166
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	181	181	181	181	181
	過不足 (b - a)	21	4	0	8	14
浦瀬小	量の見込み (a)	38	40	41	44	46
	低学年	30	34	35	39	40
	高学年	8	6	6	5	6
	確保の内容 (b)	46	46	46	46	46
	過不足 (b - a)	8	6	5	2	0
新町小	量の見込み (a)	79	89	83	80	81
	低学年	69	80	74	72	72
	高学年	10	9	9	8	9
	確保の内容 (b)	89	89	89	89	89
	過不足 (b - a)	10	0	6	9	8



		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
表町小	量の見込み (a)	44	50	48	47	51
	低学年	40	46	43	43	46
	高学年	4	4	5	4	5
	確保の内容 (b)	51	51	51	51	51
	過不足 (b - a)	7	1	3	4	0
神田小	量の見込み (a)	39	43	45	49	47
	低学年	35	39	40	45	43
	高学年	4	4	5	4	4
	確保の内容 (b)	49	49	49	49	49
	過不足 (b - a)	10	6	4	0	2
宮内小	量の見込み (a)	119	118	125	126	125
	低学年	118	117	124	125	124
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	126	126	126	126	126
	過不足 (b - a)	7	8	1	0	1
新組小	量の見込み (a)	15	15	15	12	12
	低学年	14	14	14	11	11
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	15	15	15	15	15
	過不足 (b - a)	0	0	0	3	3
川崎小	量の見込み (a)	75	83	96	98	95
	低学年	72	80	93	95	92
	高学年	3	3	3	3	3
	確保の内容 (b)	98	98	98	98	98
	過不足 (b - a)	23	15	2	0	3
黒条小	量の見込み (a)	171	157	153	152	148
	低学年	158	145	141	141	138
	高学年	13	12	12	11	10
	確保の内容 (b)	171	171	171	171	171
	過不足 (b - a)	0	14	18	19	23
前川小	量の見込み (a)	66	75	73	68	63
	低学年	63	72	69	64	59
	高学年	3	3	4	4	4
	確保の内容 (b)	75	75	75	75	75
	過不足 (b - a)	9	0	2	7	12
才津小	量の見込み (a)	47	43	38	42	37
	低学年	39	34	28	32	28
	高学年	8	9	10	10	9
	確保の内容 (b)	47	47	47	47	47
	過不足 (b - a)	0	4	9	5	10

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
柿小	量の見込み (a)	25	25	28	25	24
	低学年	20	21	24	22	20
	高学年	5	4	4	3	4
	確保の内容 (b)	28	28	28	28	28
	過不足 (b - a)	3	3	0	3	4
上川西小	量の見込み (a)	119	122	131	131	136
	低学年	118	121	130	130	135
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	112	136	136	136	136
	過不足 (b - a)	-7	14	5	5	0
四郎丸小	量の見込み (a)	145	164	177	167	153
	低学年	141	160	174	163	149
	高学年	4	4	3	4	4
	確保の内容 (b)	177	177	177	177	177
	過不足 (b - a)	32	13	0	10	24
青葉台小	量の見込み (a)	83	76	76	70	67
	低学年	80	75	75	69	66
	高学年	3	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	83	83	83	83	83
	過不足 (b - a)	0	7	7	13	16
日越小	量の見込み (a)	119	129	156	170	186
	低学年	118	128	155	169	185
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	186	186	186	186	186
	過不足 (b - a)	67	57	30	16	0
附属小	量の見込み (a)	65	70	73	76	79
	低学年	64	69	72	75	78
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	79	79	79	79	79
	過不足 (b - a)	14	9	6	3	0
上通小	量の見込み (a)	55	54	50	46	48
	低学年	42	38	37	35	38
	高学年	13	16	13	11	10
	確保の内容 (b)	55	55	55	55	55
	過不足 (b - a)	0	1	5	9	7
中之島中央小	量の見込み (a)	85	96	101	99	99
	低学年	72	80	88	86	86
	高学年	13	16	13	13	13
	確保の内容 (b)	101	101	101	101	101
	過不足 (b - a)	16	5	0	2	2



		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
信条小	量の見込み (a)	15	17	14	15	15
	低学年	11	14	11	14	14
	高学年	4	3	3	1	1
	確保の内容 (b)	17	17	17	17	17
	過不足 (b - a)	2	0	3	2	2
越路小	量の見込み (a)	169	163	166	146	143
	低学年	152	146	149	129	127
	高学年	17	17	17	17	16
	確保の内容 (b)	169	169	169	169	169
	過不足 (b - a)	0	6	3	23	26
越路西小	量の見込み (a)	29	28	24	24	22
	低学年	25	24	20	20	18
	高学年	4	4	4	4	4
	確保の内容 (b)	29	29	29	29	29
	過不足 (b - a)	0	1	5	5	7
脇野町小	量の見込み (a)	73	64	65	59	56
	低学年	72	63	64	58	55
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	73	73	73	73	73
	過不足 (b - a)	0	9	8	14	17
日吉小	量の見込み (a)	15	15	15	15	12
	低学年	14	14	14	14	11
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	15	15	15	15	15
	過不足 (b - a)	0	0	0	0	3
小国小	量の見込み (a)	36	34	33	34	34
	低学年	27	26	25	26	26
	高学年	9	8	8	8	8
	確保の内容 (b)	36	36	36	36	36
	過不足 (b - a)	0	2	3	2	2
和島小	量の見込み (a)	31	29	26	25	25
	低学年	26	24	21	20	20
	高学年	5	5	5	5	5
	確保の内容 (b)	31	31	31	31	31
	過不足 (b - a)	0	2	5	6	6
大河津小	量の見込み (a)	11	11	11	12	12
	低学年	10	10	10	11	11
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	12	12	12	12	12
	過不足 (b - a)	1	1	1	0	0

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寺泊小	量の見込み (a)	21	22	22	22	27
	低学年	20	21	21	21	26
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	27	27	27	27	27
	過不足 (b - a)	6	5	5	5	0
栃尾南小	量の見込み (a)	48	44	41	35	32
	低学年	47	43	40	34	31
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の内容 (b)	48	48	48	48	48
	過不足 (b - a)	0	4	7	13	16
栃尾東小	量の見込み (a)	88	82	79	74	65
	低学年	75	66	63	58	52
	高学年	13	16	16	16	13
	確保の内容 (b)	88	88	88	88	88
	過不足 (b - a)	0	6	9	14	23
東谷小	量の見込み (a)	39	34	33	30	31
	低学年	34	28	28	22	23
	高学年	5	6	5	8	8
	確保の内容 (b)	39	39	39	39	39
	過不足 (b - a)	0	5	6	9	8
上塩小	量の見込み (a)	20	19	19	18	17
	低学年	14	11	9	8	9
	高学年	6	8	10	10	8
	確保の内容 (b)	20	20	20	20	20
	過不足 (b - a)	0	1	1	2	3
下塩小	量の見込み (a)	14	11	9	8	10
	低学年	11	8	8	7	9
	高学年	3	3	1	1	1
	確保の内容 (b)	14	14	14	14	14
	過不足 (b - a)	0	3	5	6	4
与板小	量の見込み (a)	55	58	55	53	46
	低学年	52	55	52	52	45
	高学年	3	3	3	1	1
	確保の内容 (b)	58	58	58	58	58
	過不足 (b - a)	3	0	3	5	12
川口小	量の見込み (a)	42	38	33	33	29
	低学年	34	32	28	28	24
	高学年	8	6	5	5	5
	確保の内容 (b)	42	42	42	42	42
	過不足 (b - a)	0	4	9	9	13



量の見込みの算出方法	利用ニーズが増加傾向にあることを踏まえ、平成 27 年度から令和元年度までの区域ごと・低・高学年ごとの利用率（児童数に対する利用者数の割合）から計画期間中の利用率をトレンド推計し、推計児童数に乗じて算出。
------------	--

【参考】放課後児童健全育成事業未実施小学校における量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
桂小	量の見込み	4	4	3	3	3
	低学年	3	3	2	2	2
	高学年	1	1	1	1	1
石坂小	量の見込み	3	3	4	4	4
	低学年	2	2	3	3	3
	高学年	1	1	1	1	1
太田小	量の見込み (a)	2	2	2	2	2
	低学年	1	1	1	1	1
	高学年	1	1	1	1	1
岡南小	量の見込み (a)	14	10	10	9	10
	低学年	13	9	9	8	9
	高学年	1	1	1	1	1
十日町	量の見込み (a)	10	9	8	8	8
	低学年	9	8	7	7	7
	高学年	1	1	1	1	1
深沢小	量の見込み (a)	9	8	7	6	6
	低学年	7	6	5	4	4
	高学年	2	2	2	2	2
下川西	量の見込み (a)	9	9	8	7	6
	低学年	8	8	7	6	5
	高学年	1	1	1	1	1
宮本小	量の見込み (a)	6	5	5	5	6
	低学年	5	4	4	4	5
	高学年	1	1	1	1	1
大積小	量の見込み (a)	2	2	2	2	2
	低学年	1	1	1	1	1
	高学年	1	1	1	1	1
山古志	量の見込み (a)	20	22	17	14	14
	低学年	7	11	7	7	3
	高学年	13	11	10	7	11

(4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設、保育所等で預かる事業です。

現在、本市では実施していませんが、ニーズに対応し、令和3年度からの実施を検討します。

推計（年間利用人数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（a）	1,906	1,871	1,826	1,781	1,750
確保の内容（b）	0 （0 か所）	1,465 （1 か所）	2,344 （2 か所）	2,344 （2 か所）	2,344 （2 か所）
過不足（b－a）	△1,906	△406	518	563	594
量の見込みの算出方法	ニーズ調査の結果より、泊りがけで子ども（0～5歳）を預けなければならなかった経験があり、「仕方なく子どもを同行させた」「親戚・知人に見てもらった」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出				



(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳児のいる家庭を助産師、保健師・看護師などが訪問し、育児不安などの相談に応じ孤立化を防ぐことで乳児の健全な育成環境の確保を図ります。生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

推計児童数（0 歳）に対し、訪問率 100%を目指して実施します。

実績（訪問件数）					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込み）
訪問件数	2,003	1,936	1,877	1,846	1,850

推計（訪問件数）					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,759	1,723	1,691	1,662	1,632
確保方策	実施体制：助産師、保健師等 34 人				
量の見込み算出方法	0 歳児の推計児童数				

(6) 養育支援訪問事業（育児支援事業、産前産後家庭生活応援事業、産後ケア訪問、産前産後よりそい事業）

【育児支援事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児能力を向上させるための支援（相談支援、育児等）を行います。

【産前産後家庭生活応援事業】

産前産後の時期の家事または乳児の育児支援をすることで、母親の心身の健康を維持するとともに、子どもに健全な育成を図ります。沐浴補助や家事支援等の家事・育児援助サービスの利用料の一部を助成します。

今後はサービスの利用を在宅に限らず、利用可能場所を拡充し、事業の充実を図ります。

【産後ケア訪問】

養育困難家庭に対して出産直後から助産師が訪問し、育児相談や母体の健康管理、沐浴、乳房マッサージ等のケアを実施しながら、育児知識を身につけてもらえるよう支援します。今後も利用者のニーズに対応し、事業の充実を図ります。

【産前産後よりそい事業】

身近に支援者がいない、不安が強い等、家庭や地域での孤立感のある養育者に対して、子育て経験者等が「話しやすい相談相手」として一緒に育児を手伝いながら寄り添う支援を行います。今後も利用者のニーズに対応し、事業の充実を図ります。

実績（訪問延件数）					
	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度 （見込み）
訪問延件数	935	705	697	638	630
育児支援事業	106	136	203	173	180
産前産後家庭生活 応援事業	739	398	387	382	360
産後ケア訪問	52	18	13	10	30
産前産後よりそい事 業	38	153	94	73	60

※産前産後家庭生活応援事業はH27年度までは1回の妊娠につき5回（1回500円）、H28年度から1回の妊娠につき2回（1回1,000円）助成

推計（訪問延件数）					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	660	660	660	660	660
育児支援事業	180	180	180	180	180
産前産後家庭生活 応援事業	380	380	380	380	380
産後ケア訪問	30	30	30	30	30
産前産後よりそい事 業	70	70	70	70	70
確保方策	660	660	660	660	660
量の見込みの算出方法	平成 27 年度から平成 30 年度の実績を踏まえ、今後も同程度の支援ニーズがあると見込み算出				



(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育ての駅）

平成 27、28 年度に子育ての駅を開設し、現在 13 か所設置されています。

子育て支援センターは、少子化の影響や近隣に子育ての駅が設置されたことに伴って減少し、令和元年度時点で 24 か所設置されています。

現状では、需要を満たしていると考えられ、提供量には不足が生じない見込みなので、今後も事業の質の向上を図っていきます。

実績（利用回数／月・実施か所数）							
			平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度 （見込み）
利用回数			42 か所 （29,712）	38 か所 （29,854）	38 か所 （28,548）	37 か所 （29,044）	37 か所 （28,449）
	子育て支 援センタ ー	利用回数	32 か所 （6,964）	25 か所 （5,112）	25 か所 （5,000）	24 か所 （5,143）	24 か所 （5,084）
		利用率	1.10	0.83	0.84	0.88	0.90
	子育ての 駅※市外 居住者も 含む	利用回数	10 か所 （22,748）	13 か所 （24,742）	13 か所 （23,548）	13 か所 （23,901）	13 か所 （23,365）
		利用率	1.73	1.93	1.88	1.97	1.96

推計（実施か所数・利用回数/月）						
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		36 か所 (24, 895)	36 か所 (24, 951)	36 か所 (24, 883)	36 か所 (24, 931)	36 か所 (25, 029)
	子育て支援センター	23 か所 (4, 994)	23 か所 (4, 893)	23 か所 (4, 792)	23 か所 (4, 704)	23 か所 (4, 621)
	（参考）利用率	0. 91	0. 91	0. 91	0. 91	0. 91
	子育ての駅 ※市内居住者のみ	13 か所 (19, 901)	13 か所 (20, 058)	13 か所 (20, 091)	13 か所 (20, 227)	13 か所 (20, 408)
	（参考）市内・市外計	(24, 269)	(24, 461)	(24, 501)	(24, 667)	(24, 888)
	（参考）利用率	1. 73	1. 78	1. 83	1. 88	1. 94
確保方策		36 か所 (24, 895)	36 か所 (24, 951)	36 か所 (24, 883)	36 か所 (24, 931)	36 か所 (25, 029)
量の見込みの算出方法		子育て支援センターは、利用回数・利用率が年によって増減があるものの、概ね横ばいで推移していることから、平成 27 年度から令和元年度までの利用率（0～2 歳児童数に対する利用回数の割合）の平均値に推計児童数を乗じて算出 子育ての駅については、利用ニーズが増加傾向にあることを踏まえ、平成 27 年度から平成 30 年度までの利用率（0～5 歳児童数に対する利用回数の割合）から計画期間中の利用率をトレンド推計し、推計児童数に乘じて算出。また、算出した令和 2 年度からの見込み数に令和元年度の市内居住者の割合（見込み）18%を乗じた数値を市内居住者の利用者数として算出				

(8) 一時預かり事業

① 預かり保育・一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園及び認定こども園全 27 か所で預かり保育を実施しています。また、平成 30 年度に 3 園、令和元年度に 9 園が保育園から認定こども園に移行し、定期的な一時預かり（幼稚園型）を実施しています。

令和 2 年度の認定こども園への移行により、需要が満たされと考えられます。

実績（年間延利用日数）							
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込み）
利用日数			76,692	76,751	81,941	94,623	106,630
預かり保育 一時預かり（幼稚園型）	預かり保育	利用日数	76,692	76,751	81,941	76,507	73,100
		利用率	11.3	11.5	12.6	12.1	11.7
	一時預かり（幼稚園型）	利用日数	未実施	未実施	未実施	18,116	33,530
		利用率	—	—	—	2.9	5.3

推計（年間延利用日数）						
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		126,332	125,327	123,057	121,943	121,402
	預かり保育	78,991	79,121	78,409	78,391	78,711
	（参考）利用率	13.1	13.4	13.7	14.1	14.4
	一時預かり（幼稚園型）	47,341	46,206	44,648	43,552	42,691
	（参考）利用率	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
確保方策		126,332	125,327	123,057	121,943	121,402
量の見込みの算出方法		幼稚園の預かり保育は、利用ニーズが増加傾向にあることを踏まえ、平成 27 年度から平成 30 年度までの利用率（3～5 歳児童数に対する利用日数の割合）から計画期間中の利用率をトレンド推計し、推計児童数に乗じて算出 一時預かり事業（幼稚園型）は、令和 2 年度にさらに認定こども園への移行が予定されていることから、令和 2 年度の利用率を平成 30 年度から令和元年度の伸びと同様に見込み、令和 3 年度以降の利用率を横ばいとして設定し、推計児童数に乗じて算出				



②一時預かり事業（幼稚園型以外）

保育園 33 か所、子育ての駅 2 か所で実施しています。

現状では、需要を満たしていると考えられ、提供量には不足が生じない見込みなので、今後も事業の提供内容の充実を図っていきます。

育児の心理的負担の解消や多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、受け皿の確保に向けた検討を図っていきます。

実績（年間延利用日数）						
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
						令和元年度（見込み）
利用日数			8,727	8,875	8,352	8,337
	保育園	利用日数	5,619	6,298	5,922	5,690
		利用率	0.89	1.02	0.99	0.98
	子育ての駅	利用日数	3,108	2,577	2,430	2,647
		利用率	0.24	0.20	0.19	0.22

推計（年間延利用日数）						
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		7, 583	7, 425	7, 255	7, 114	6, 986
	保育園	5, 103	5, 000	4, 897	4, 807	4, 722
	（参考）利用率	0. 93	0. 93	0. 93	0. 93	0. 93
	子育ての駅	2, 480	2, 425	2, 358	2, 307	2, 264
	（参考）利用率	0. 21	0. 21	0. 21	0. 21	0. 21
確保方策		7, 583	7, 425	7, 255	7, 114	6, 986
量の見込みの算出方法		利用率の推移は年によって増減があるものの、概ね横ばいで推移していることから、平成 27 年度から令和元年度までの利用率（保育園は 0～2 歳児童数、子育ての駅は 0～5 歳児童数に対する利用回数の割合）の平均値に推計児童数を乗じて算出				

(9) 病児保育事業

平成 30 年度に実施施設が 2 施設増え、令和元年度現在、7 施設で実施しています。

平成 30 年度に 2 施設を増設し、利用者の受け皿拡大を図りましたが、感染症流行期には、利用定員を超過し、利用できない児童が発生している状況であるため、更なる受け皿拡大に向けた検討を図っていきます。

実績（年間利用延人数）					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込み）
利用人数	1,435	1,430	1,220	1,476	1,588
実施施設数	5 か所	5 か所	5 か所	7 か所	7 か所

推計（年間利用延人数）					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,629	1,671	1,714	1,758	1,803
（参考）施設数（見込み）	7 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
確保方策	1,629	1,671	1,714	1,758	1,803
量の見込みの算出方法	利用ニーズに対応できていない状況を踏まえ、令和 3 年度に向け施設を整備する予定である。3 歳以上児の就園率は、現在 97% から 99% 台である一方、3 歳未満児の就園率は、年々増加傾向にある。このことから、3 歳未満児の利用ニーズが増加することを踏まえ、量の見込みは、令和元年度の見込み児童数に平成 30 年度から令和元年度の 3 歳未満児の就園率の増加率を乗じて算出				



(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

令和元年 10 月現在、ファミリー・サポート・センターに登録している提供会員は約 350 人となっています。

提供量には不足が生じない見込みなので、ファミリー・サポート・センター事業の質の向上を図っていきます。

※平成 30 年度から障害のあるお子さんは中学生まで対象

実績（年間利用日数）					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込み）
利用日数	5,025	3,781	2,887	2,643	3,043
未就学児利用日数	1,222	1,458	1,161	1,204	1,289
（参考）利用率	0.09	0.11	0.09	0.10	0.11
小学生利用日数	3,803	2,323	1,726	1,397	1,712
（参考）利用率	0.26	0.16	0.12	0.10	0.13
中学生利用日数	-	-	-	42	42
（参考）利用率	-	-	-	0.01	0.01

推計（年間利用日数）					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2,927	2,856	2,801	2,730	2,667
未就学児利用日数	1,149	1,124	1,093	1,069	1,049
（参考）利用率	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
小学生利用日数	1,736	1,690	1,667	1,620	1,578
（参考）利用率	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13
中学生利用日数	42	42	41	41	40
（参考）利用率	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
確保方策	2,927	2,856	2,801	2,730	2,667
量の見込みの算出方法	平成 27 年度から平成 28 年度にかけて大きく減少して以降は概ね横ばいの利用率（未就学児は 0～5 歳児童、就学児は 6～11 歳児童数に対する利用日数の割合）となっていることから、平成 28 年度から平成 30 年度の利用率の平均値に推計児童数を乗じて算出。中学生利用日数は H30 年度の中学生の利用率（12～14 歳生徒数に対する利用率）を推計生徒数に乗じて算出。				

(11) 妊婦健康診査

妊娠届時に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦の経済的負担を軽減し、安心安全な出産ができるように医療機関での妊婦健康診査を公費負担し、今後も推奨していきます。

実績（受診延人数）					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 （見込み）
受診延人数	22, 926	22, 139	21, 643	20, 925	20, 300

推計（受診延人数）					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	19, 894	19, 496	19, 106	18, 724	18, 350
確保方策	実施場所：市内医療機関（5 か所）のほか県外も含む産婦人科 検査項目及び実施時期：県が示す基準に準ずる 健診助成回数：1 回の妊娠につき 14 回まで				
量の見込みの算出方法	令和 2 年度から 6 年度の 0 歳児の児童数推計により、児童数が 2% ずつ減少しているため、元年度の見込み数より 2% ずつ減じて算出				

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に併せ、新制度の給付を受けない幼稚園について、在籍する低所得者世帯及び第 3 子以降の子どもに係る給食費のうち、副食材料費の一部を補助します。



第4章 放課後子ども総合プラン

(1) 放課後子ども総合プランとは

近年の女性就業率の上昇に伴い、さらなる共働き家庭等の増加が見込まれていることから、国は、「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新たな「放課後子ども総合プラン」を策定しました。プランでは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を推進するとともに、両事業を一体的に又は連携して実施することで、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを目指しています。

本市においても、放課後の安全・安心な居場所づくりと多様な学習・体験、交流機会の創出を図るため、計画的な整備を推進します。

(2) 放課後児童クラブの充実

①放課後児童クラブの見込量の確保

女性就業率の更なる上昇に伴う放課後児童クラブの利用ニーズの拡大に対応できるよう、適切にニーズを把握し、計画的な整備に努めます。

なお、計画期間中の各年度における量の見込みと確保方策は、「第3部第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の「(3) 放課後児童健全育成事業」に示すとおりです。

②放課後児童クラブの開所時間の延長

仕事と子育ての両立の実現を支援する観点から、子どもの健全な育成を第一としつつ、保護者の勤務実態、通勤事情等のやむを得ない事情に限り、開所時間の延長を実施します。

③放課後児童クラブの役割の向上

放課後児童クラブは、単に保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を預かるだけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」であることから、職員の資質向上と地域住民及び関係団体等の協力を得ながら、多様な活動プログラムの充実に努めます。

④ 放課後児童クラブの内容の周知

放課後児童クラブが担う役割を果たすことができるよう、実施している育成支援の取組や活動プログラム等について、利用者や地域住民に対し、様々な媒体や機会を通じた周知を推進します。

(3) 放課後子ども教室の充実

放課後の子どもたちの居場所をつくるため、地域住民の協力によって学び（科学、英語等の学習活動）や体験活動（お茶、お花等の伝統文化活動）、交流活動等（国際交流等）を行う放課後子ども教室の充実を図ります。

放課後子ども教室の開設については、保護者のニーズや地域の実情に応じて、地域のボランティアの確保ができ、運営体制が整ったところから、運営主体となる地域コミュニティと連携・協力し、開設していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所	か所	19	20	21	22	23
平均開設日数	日	80	80	80	80	80

(4) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

① 一体的、又は連携による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、もしくは連携により実施し、生活の場としての機能を確保しつつ、共通プログラムによる多様な学習・体験機会の充実に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型実施か所数	か所	5	6	7	8	9
連携型実施か所数	か所	11	11	11	11	11

② 関係団体等の連携強化

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、もしくは連携による実施を推進するにあたっては、放課後児童クラブの職員と放課後子ども教室の実行委員・ボランティアが計画の段階から連携・協力しながら、地域にある様々な資源を幅広く活用し、全ての児童が参加しやすい活動の充実を図ります。

(5) 学校施設等の活用

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施場所として、小学校の空き教室の状況を把握しながら、小学校敷地内のほか、コミュニティセンター、市有施設等を有効活用し、児童にとって安心・安全な場所で活動を実施します。



（６）特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後発達支援コーディネーターを配置し、配慮を必要とする児童への対応について、放課後児童クラブの職員や放課後子ども教室の実行委員・ボランティア等へ助言、指導、相談を行うとともに、学校・家庭・その他関係機関等との連携を図りながら、配慮を必要とする児童一人ひとりの特性に応じた適切な対応が行われるよう、受入れ体制の充実を図ります。

（７）市民協働による児童の居場所づくり

本市では、地域の中で地域の子どもたちを見守り育むことを理念に、放課後児童クラブや児童館、放課後子ども教室を地域コミュニティが主体となって担っています。

P T Aや子ども会、スポーツ少年団、子ども食堂などの活動とも連携し、児童の安全・安心な居場所づくりと多様な学習・体験、交流機会の創出を図ります。

第4部

子どもの貧困対策推進計画

序章 子どもの貧困を取り巻く状況

1 国・県の動向

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。

令和元年6月の改正では、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村において子どもの貧困対策計画策定に努めることとされました。

本市においても、これに先がけ、計画策定を見据え、平成29年度より「子どもの貧困対策についての検討ワーキング部会」を立ち上げ、課題の整理や必要な施策について検討を重ねてきました。

また、子どもの貧困対策推進計画策定にあたり、平成30年度に子育て世帯を対象とした生活に関する調査を実施し、子育て家庭の経済状況を含め、生活環境が与える子どもへの影響の把握に努めました。

(2) 子供の貧困対策大綱

平成26年8月、国は、法に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

令和元年11月には、法改正等を踏まえ、現在から将来にわたってすべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すとともに、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることを目的・理念とした新たな大綱が策定されました。

また、新たな大綱では、これまでの指標の見直しを行い、ひとり親の正規雇用割合や食料・衣料が買えない経験等を追加した39の指標を定めています。

(3) 新潟県子どもの貧困対策推進計画

新潟県は、国や市町村などの関係機関相互の連携のもとに子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成28年3月に「新潟県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。



2 子育て世帯の生活に関する調査（生活実態調査）の結果概要

（１）経済状況にかかる区分の考え方

調査結果を分析するにあたり、家庭の経済的な状況による生活実態の違いや経済的困窮が与える影響等を把握するため、世帯年収による区分を行い、クロス集計しています。

国が実施した「平成 28 年国民生活基礎調査」の結果をもとに、下記の方法により算出した世帯人数ごとの「貧困線相当年収額」を基準として、基準を下回る年収の世帯を「区分 1」、上回る年収の世帯を「区分 2」として分類しています。

【区分方法】

- ① 国民生活基礎調査の結果から世帯所得と可処分所得の「係数」を算出。
- ② 同じく国民生活基礎調査の結果から算出された「貧困線※」に、①で算出した「係数」を乗じて、世帯人数ごとの貧困線に相当する世帯年収を算出。
- ③ アンケートで回答いただいた世帯人数（問 5）及び世帯年収（問 42）から、貧困線に相当する世帯年収を下回る年収の世帯を「区分 1」、上回る年収の世帯を「区分 2」とした。

※「貧困線」とは

世帯の 1 年間の可処分所得（手取り収入）を世帯人員数の平方根で割って調整した「等価可処分所得（所得のない子ども等も含めすべての世帯員に割り当てられる所得）」の中央値（244 万円）の 50% 以下（122 万円）をいいます。

所得区分	(a) 1世帯当たり 平均所得金額	(b) 平均可処分 所得金額	(c) 係数
第 I (～200)	126	114	1.11
第 II (～346)	271.7	237	1.15
第 III (～529)	431	358	1.20
第 IV (～800)	654.4	528.6	1.24
第 V (800～)	1243.8	952.6	1.31

上記①：(c) = (a) / (b)

(a) 及び (b) は、「平成 28 年国民生活基礎調査」より。

世帯人数 (問5)	(d) 世帯人数別 貧困線(H27)	(c) 係数	(e) 貧困線相当 世帯年収	※「区分1」に該当 する年収(問42)
2人世帯	173	1.11	191	～200万円未満
3人世帯	211	1.15	242	～250万円未満
4人世帯	244	1.15	280	～300万円未満
5人世帯	273	1.15	313	～300万円未満
6人世帯	299	1.20	360	～350万円未満
7人世帯	323	1.20	389	～400万円未満
8人世帯	345	1.20	415	～400万円未満

上記②：(e) = (d) * (c)

(d) は、「平成 28 年国民生活基礎調査」より。

※調査票の選択肢は金額に幅があるため、その金額の中間値にて判断。

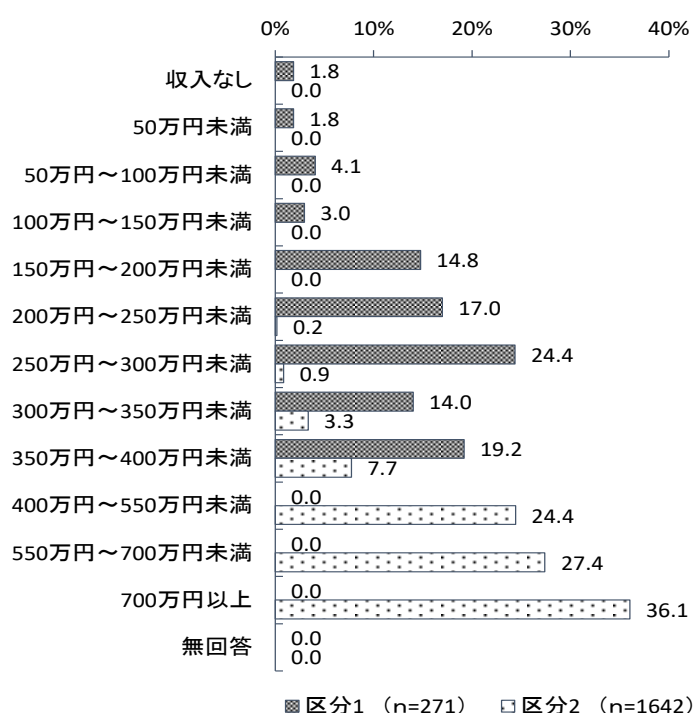
(2) 家庭の経済的状況

世帯年収について、区分1では250万円～300万円の割合が最も高く、区分2では700万円以上の割合が最も高くなっています。

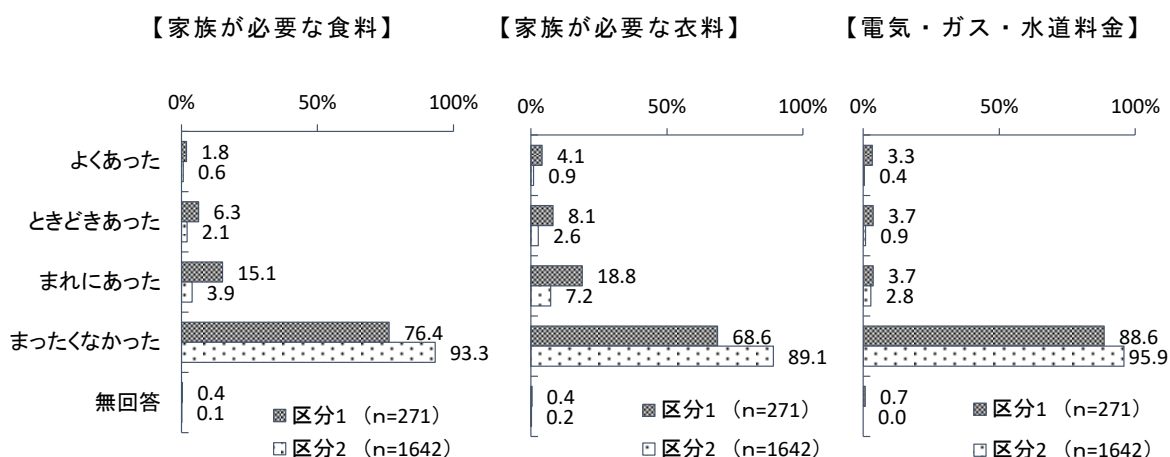
経済的な理由で買えなかったり、支払えなかったりした経験について、区分1では、必要な食料が買えなかった家庭が23.2%、必要な衣料が買えなかった家庭が31.0%となっています。

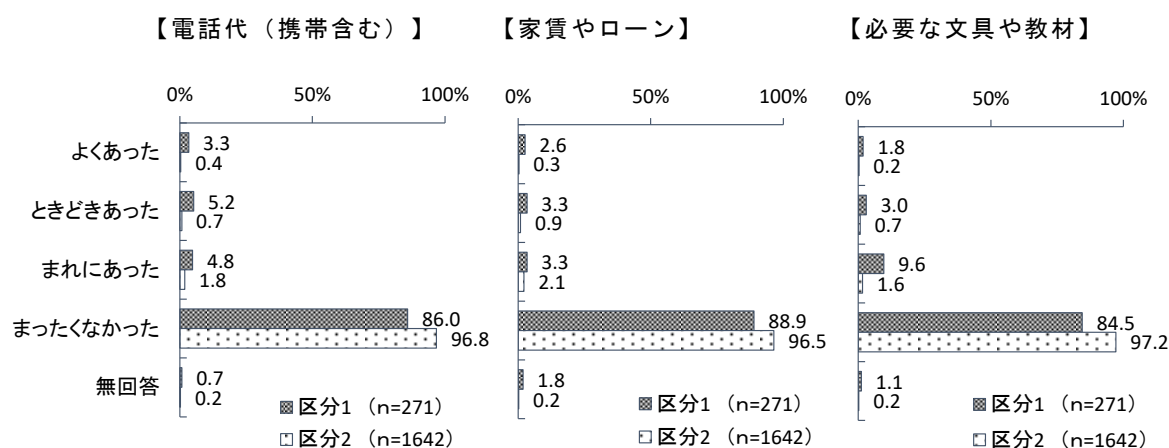
子どもにしていることについて、区分1と区分2では、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「有料の習い事に通わせる」、「有料の学習塾に通わせる」で差がみられます。

■世帯員の収入の合計額（税込）

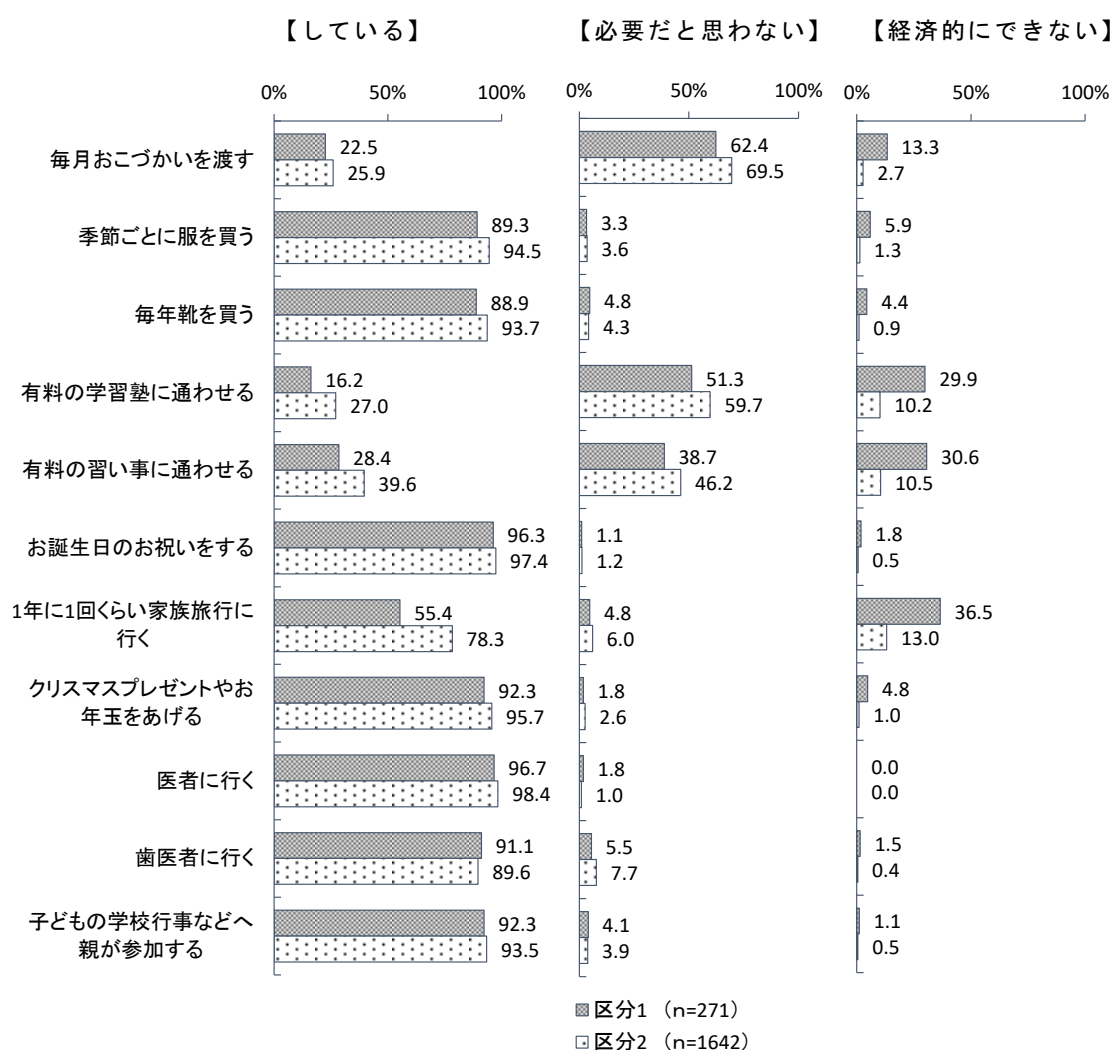


■経済的な理由で買えなかったり、支払えなかったりした経験の有無





子どもにしていること



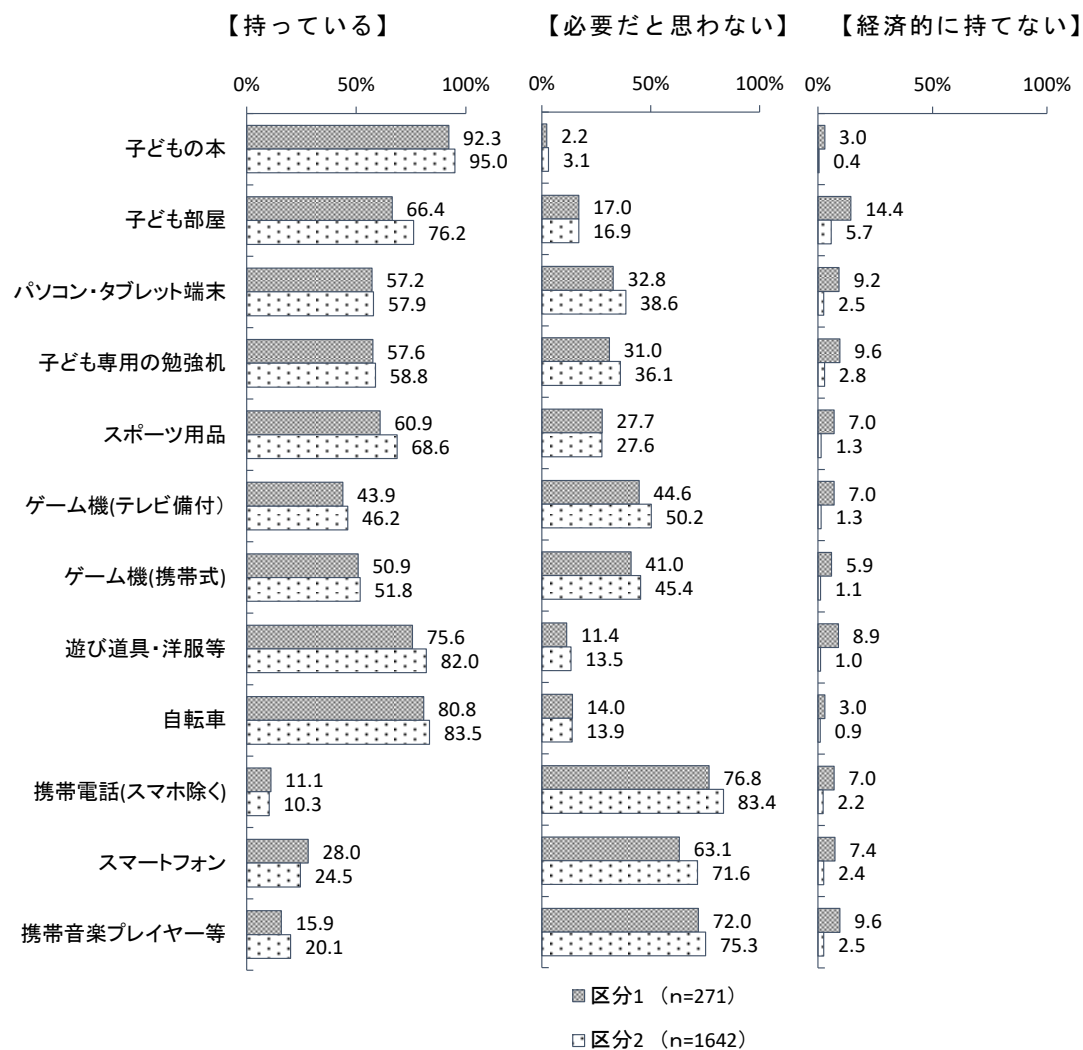
(3) 子どもの状況

① 所持品

子どもの所持品について、中学生の状況をみると、区分1と区分2では「子ども専用の勉強机」、「子ども部屋」で差がみられます。

また、「スマートフォン」、「携帯電話（スマホ除く）」では、区分1と区分2で所持状況に違いはみられませんが、区分1は区分2に比べて「経済的に持てない」の割合が高くなっています。

■ 子どもが持っているもの（中学生）





② 生活習慣

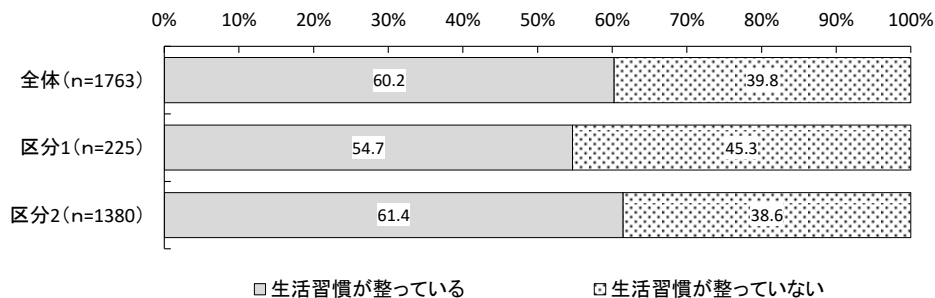
本項では、子どもの生活習慣が子どもの健康状態や学習習慣、学校での成績に与える影響について分析しました。なお、3歳以上の子どもを集計対象としています。

生活習慣については、以下の定義により、「生活習慣が整っている」と「生活習慣が整っていない」に分類しています。

分類	定義	関連設問	
生活習慣が整っている	朝食を毎日、バランスよく食べ、起床・就寝時間が概ね決まっている。	問 8	1週間に朝食を「毎日食べる」
		問 8①	普段の朝食で、「主食」に加え、「おかず」・「汁物」・「サラダ」・「乳製品」・「くだもの」のうち、2つ以上を食べている。
		問 11 問 12	平日の起床時間及び就寝時間が「決まっている」もしくは「だいたい決まっている」
生活習慣が整っていない	上記以外		

上記の定義により分類した結果、「生活習慣が整っている」子どもが60.2%、「生活習慣が整っていない」子どもが39.8%となっています。

経済的状況別にみると、「生活習慣が整っている」子どもは、区分1で54.7%、区分2で61.4%となっており、区分2のほうがやや高い割合となっています。



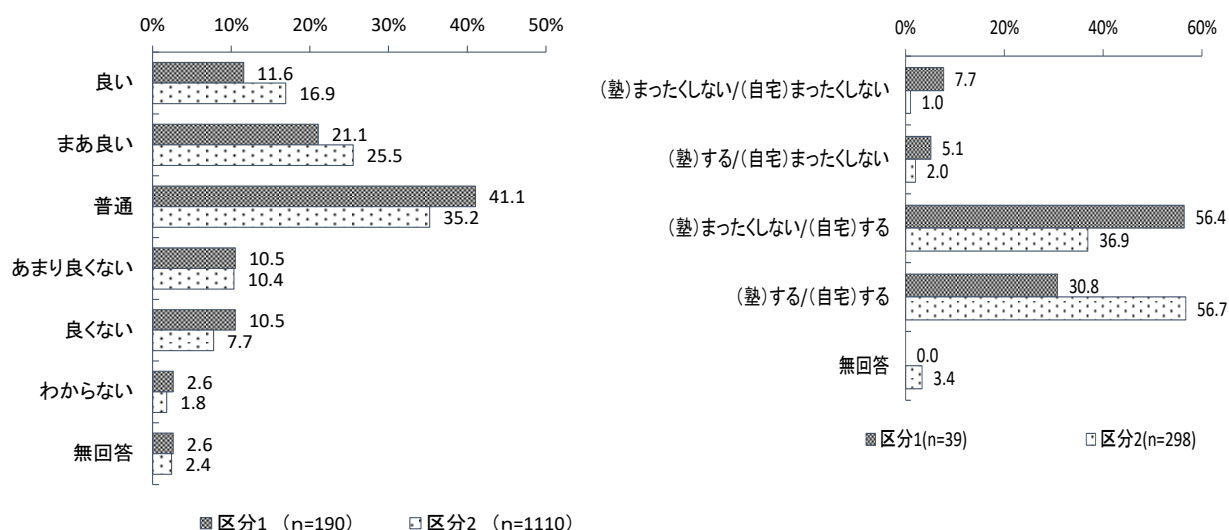
③ 学習の状況

子どもの学校の成績をどう思うかについて、区分1、区分2とも「普通」の割合が最も高くなっています。「良い」と「まあ良い」を合わせた割合は、区分1が32.7%、区分2が42.4%と差がみられます。

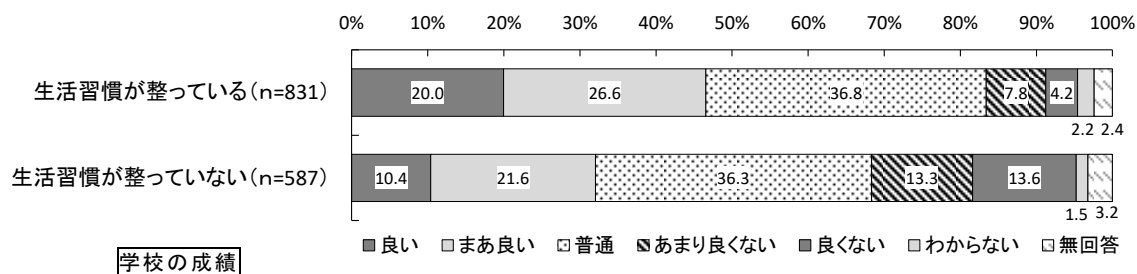
平日の学校以外での勉強について、区分1では、塾ではまったくしない（塾に通っていない）、自宅ではする子どもの割合が高く、区分2では、塾でも自宅でもする子どもの割合が最も高くなっています。

子どもの生活習慣と学校の成績の関連性をみると、生活習慣が整っている子どものほうが、整っていない子どもに比べて「良い」の割合が高く、「良くない」の割合が低くなっています。

■ 子どもの学校の成績（小学生以上保護者） ■ 平日の学校以外での勉強（小学生以上保護者）



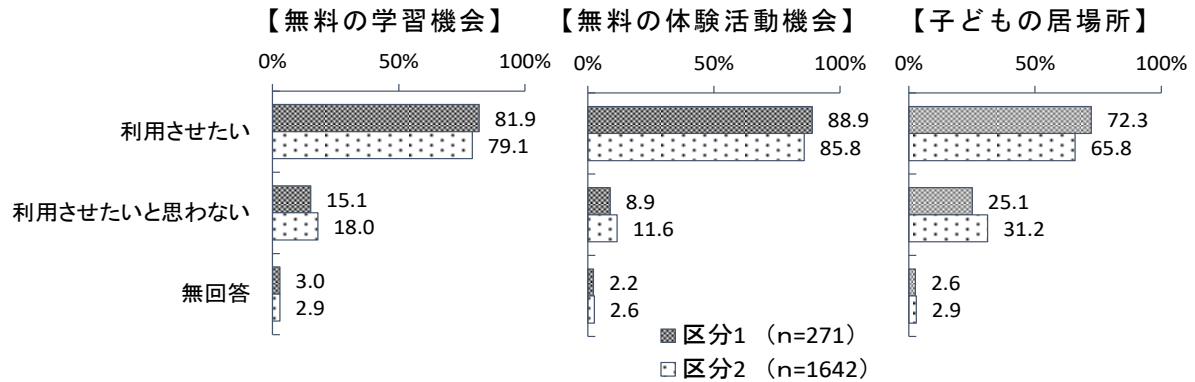
■ 生活習慣別_子どもの学校の成績（小学生以上保護者）





④ 無料の学習・体験活動機会や子どもの居場所の利用意向

無料の学習機会や体験活動機会、子どもが利用できる居場所（（低額での食事提供や地域交流の場）の利用意向について、総じて利用させたいとの回答が多くなっています。



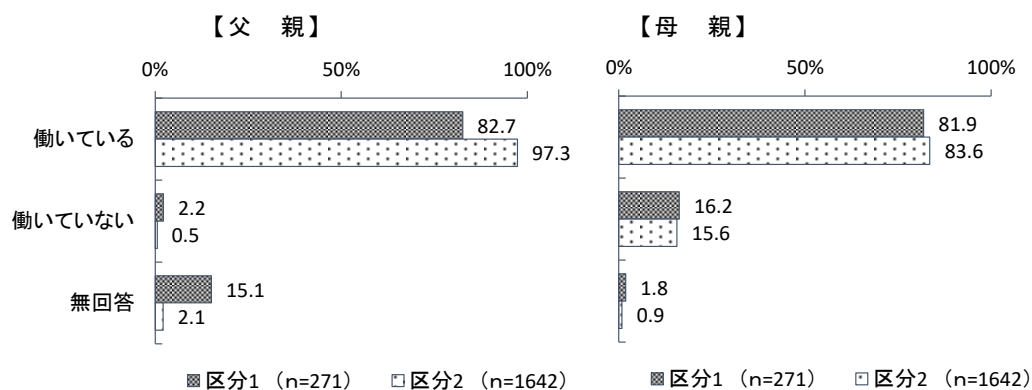
(4) 保護者の状況

① 就労の状況

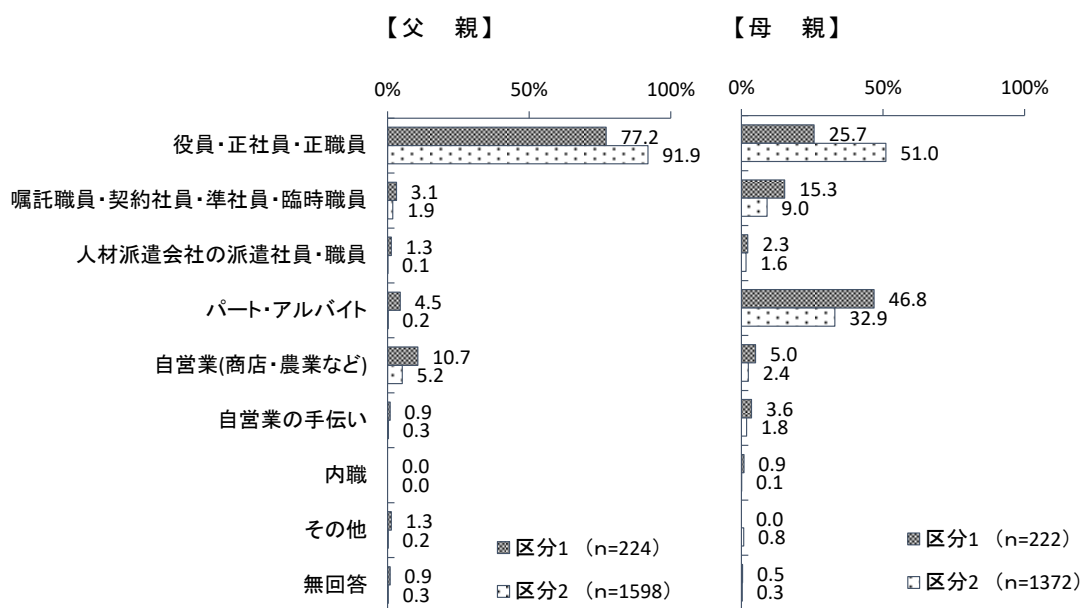
保護者の就労状況をみると、区分1と区分2では、父親の就労状況に差がみられ、母親の就労状況に差はみられませんでした。

勤務形態をみると、区分1は区分2に比べて、父親、母親とも「役員・正社員・正職員」の割合が低くなっています。

■ 保護者の就労状況



■ 保護者の勤務形態

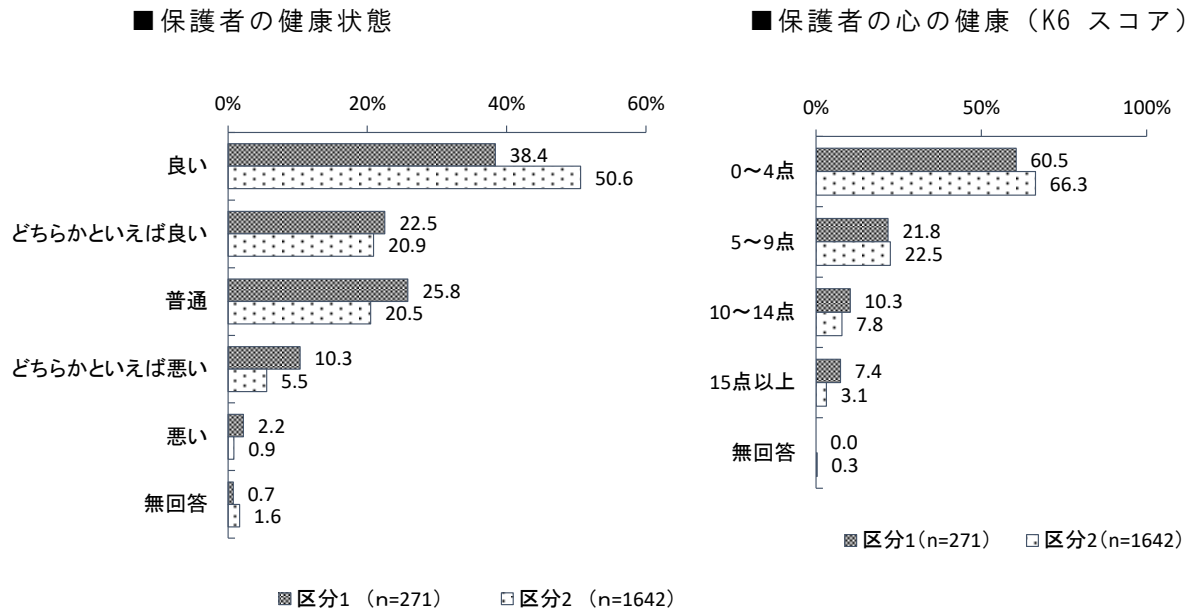




② 健康状態

保護者の健康状態について、区分 1 は区分 2 に比べて「良い」の割合が低くなっています。

心の健康状態を表す K6 スコアをみると、10 点以上の割合が、区分 1 では 17.7%、区分 2 では 10.9%とやや差がみられます。



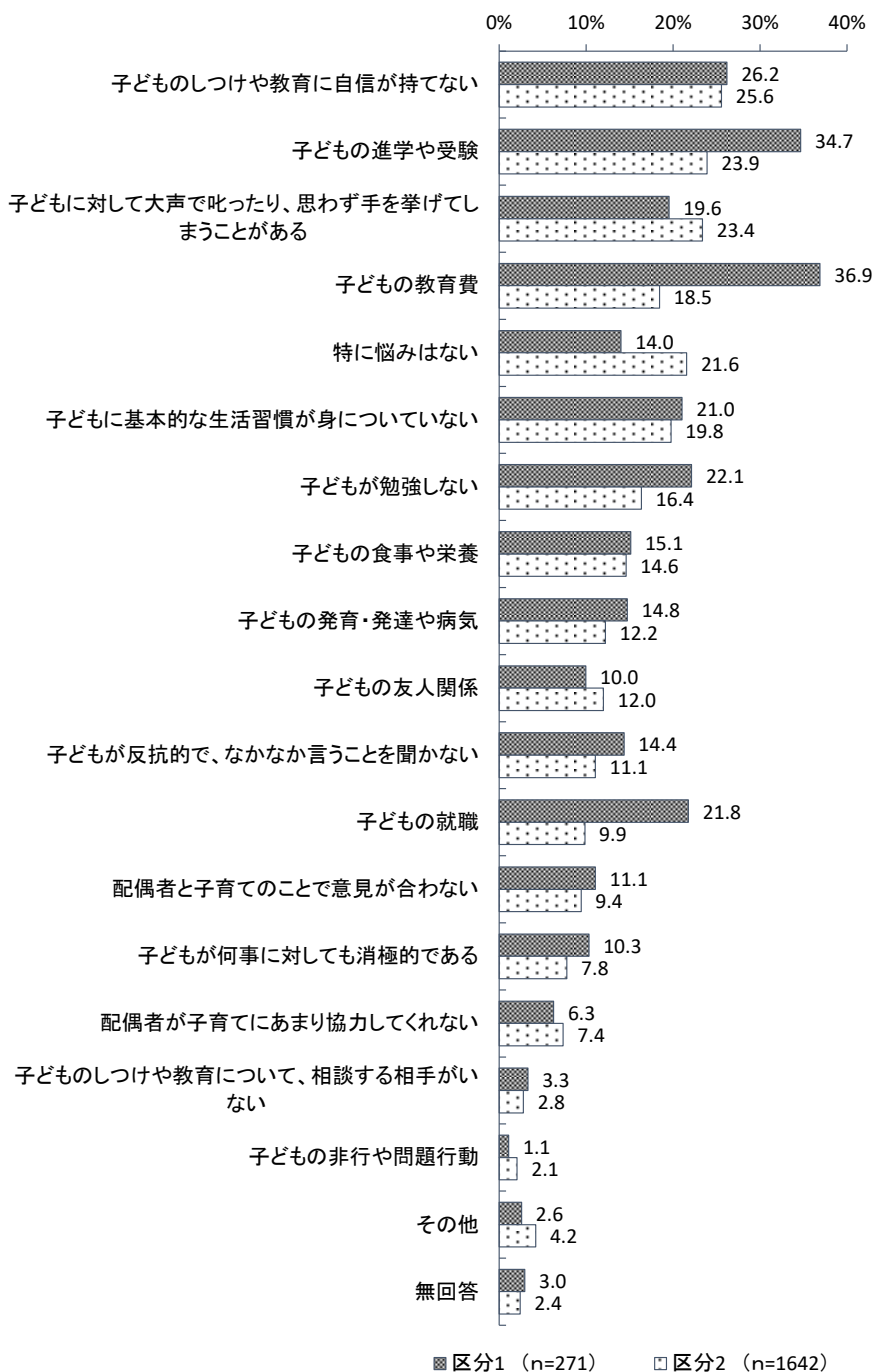
【K6 スコア】

K6 とは、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニング（選別）するために開発された尺度。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられています。

③ 子育ての悩み・不安

子育てや子どものことで悩んでいることについて、区分1が区分2に比べて高いものは「子どもの教育費」「子どもの進学や受験」「子どもの就職」となっています。

■ 子育てや子どものことで悩んでいること



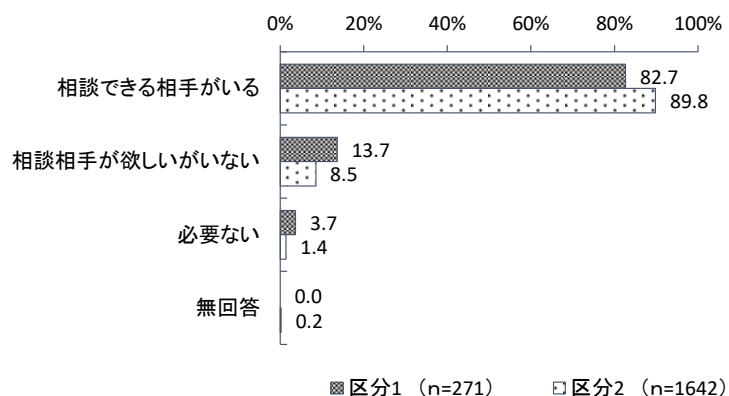


④ 子育ての相談相手

困ったときの相談相手について、ほとんどの人は「いる」と回答していますが、区分1では13.7%が「相談相手が欲しいがない」と回答しています。

世帯構成別にみると、特にひとり親世帯で「相談相手が欲しいがない」の割合が高くなっています。

■ 困ったときの相談相手の有無



■ 世帯構成別

単位：合計（人）、項目（%）

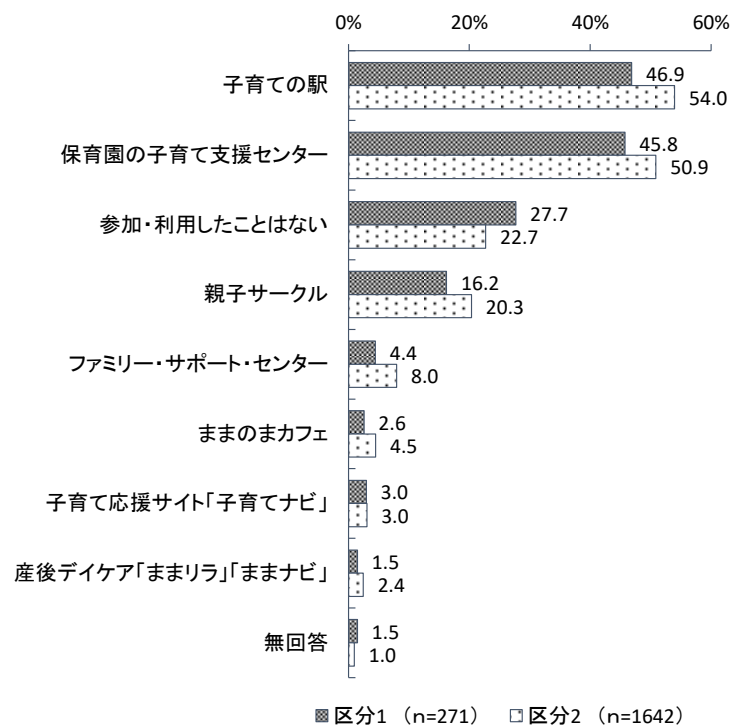
	合計	相談できる相手がいる	相談相手が欲しいがない	必要ない	無回答
ふたり親	1939	90.2	8.1	1.5	0.2
核家族	1148	89.6	8.3	1.8	0.3
三世代家族	722	91.0	7.8	1.1	0.1
その他	68	91.2	8.8	0.0	0.0
ひとり親	153	75.2	19.6	4.6	0.7
核家族	57	68.4	24.6	5.3	1.8
三世代家族	77	77.9	19.5	2.6	0.0
その他	17	82.4	5.9	11.8	0.0

⑤ 子育て支援サービス・活動等の利用・参加状況

子育て支援サービスの利用状況や子育て支援活動への参加状況について、多くの項目で、区分1のほうが区分2より割合が低くなっています。

世帯構成別にみると、ひとり親世帯では「参加・利用したことはない」が41.2%と高くなっています。

■ 子育て支援サービスの利用や活動への参加状況



■ 世帯構成別

単位：合計（人）、項目（%）

	合計	子育ての駅	保育園の子育て支援センター	参加・利用したことはない	親子サークル	ファミリー・サポート・センター	ままのまカフェ	子育て応援サイト「子育てナビ」	産後デイケア「ままりラ」「ままナビ」	無回答
ふたり親	1939	54.2	51.9	22.0	20.0	7.2	4.5	3.1	2.4	1.2
核家族	1148	55.1	50.5	21.1	21.1	9.5	5.1	3.0	3.3	1.2
三世代家族	722	51.5	52.6	23.7	17.6	4.2	3.5	3.3	1.2	1.2
その他	68	67.6	67.6	17.6	26.5	1.5	7.4	4.4	0.0	0.0
ひとり親	153	36.6	32.7	41.2	12.4	10.5	0.0	1.3	1.3	1.3
核家族	57	31.6	29.8	40.4	10.5	17.5	0.0	0.0	0.0	1.8
三世代家族	77	33.8	36.4	45.5	11.7	5.2	0.0	1.3	1.3	1.3
その他	17	70.6	29.4	17.6	23.5	11.8	0.0	5.9	5.9	0.0



3 子どもの貧困対策にかかる課題と施策の方向性

(1) 子どもの貧困の状況把握

《課題》

- 生活実態調査の結果から世帯人数ごとの貧困線相当世帯年収を算出すると、貧困線相当以下の所得の世帯が全体の約 14%と一定数いることがわかりました。
- 生活実態調査の結果から、家庭の経済的状況によるスマートフォンやゲーム機など子どもの所持品について、持っている割合に大きな違いは見られませんが、「持っていない」理由が、経済的状況の違いにより「必要でないから持っていない」と「経済的に持てない」とで差がみられ、外見や所持品だけでは実態を把握しきれず、子どもの貧困は見えにくい状況がわかります。

施策の方向性

- 子どもが通う学校、保育園等と連携し、見えにくい子どもの SOS や、その抱えている課題や困りごとを理解するとともに、支援につなげていく必要があります。
- また、子どもに関わる機関等に対し、子どもの貧困についての理解を促進していくことも必要です。

(2) 子どもの居場所づくり

《課題》

- 子育ては親の養育責任、自己責任が問われがちですが、食の提供だけでない、居場所を活用した社会全体で子育てすることに対する肯定的な社会的認識を高めることが重要です。
- 生活実態調査の結果において、経済状況に関わらず、子どもの居場所（低額での食事提供や地域交流の場）、無料の学習機会、体験活動機会の利用意向が高くなっています。

施策の方向性

- 多様な交流や信頼できる大人との関わり等ができ、自分らしく過ごすことができる居場所の充実と利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(3) 学習・体験機会の確保

《課題》

- 子どもの貧困対策として、学習・体験の機会提供は、子どもの貧困対策における国の施策方針においても施策の柱となっています。生活実態調査の結果において

も、家庭の経済状況や世帯構成に関わらず、学習・体験活動の機会確保は親として共通のニーズとなっています。

○経済的に困窮している家庭の子どもは、自宅で学習しない人の割合は低い一方、塾での学習をまったくしない（塾に通っていない）人の割合が6割近くと高くなっています。

○また、経済的に困窮している家庭では、そうでない家庭に比べて、有料の学習塾や習い事、年1回程度の家族旅行について「経済的にできない」とする割合が高くなっており、学習・体験活動の機会が少ないことがわかります。

施策の方向性

○貧困の連鎖を断つためにも、家庭の経済状況にかかわらない学習機会の確保を図るとともに、地域における体験機会の充実と参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。

（４）保護者への支援

《課 題》

○生活実態調査の結果をみると、経済的に困窮している家庭の保護者ではパート・アルバイトの割合が高くなっており、就労が経済的安定につながっていない、不安定な立場に置かれている状況がうかがえます。

○また、経済的に困窮している家庭では、心身の健康状態や自己肯定感が低くなる傾向があり、子育ての悩みを複数抱えている割合が高くなっています。

施策の方向性

○生活基盤となる安定的な就労に向けた支援に力を入れるとともに、様々な困難や課題を抱えている保護者の状況を早期に把握する必要があります。

○多様な悩みや不安を抱える保護者に対し、妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援（長岡版ネウボウ）の充実を図っていく必要があります。

（５）包括的な支援体制

【課 題】

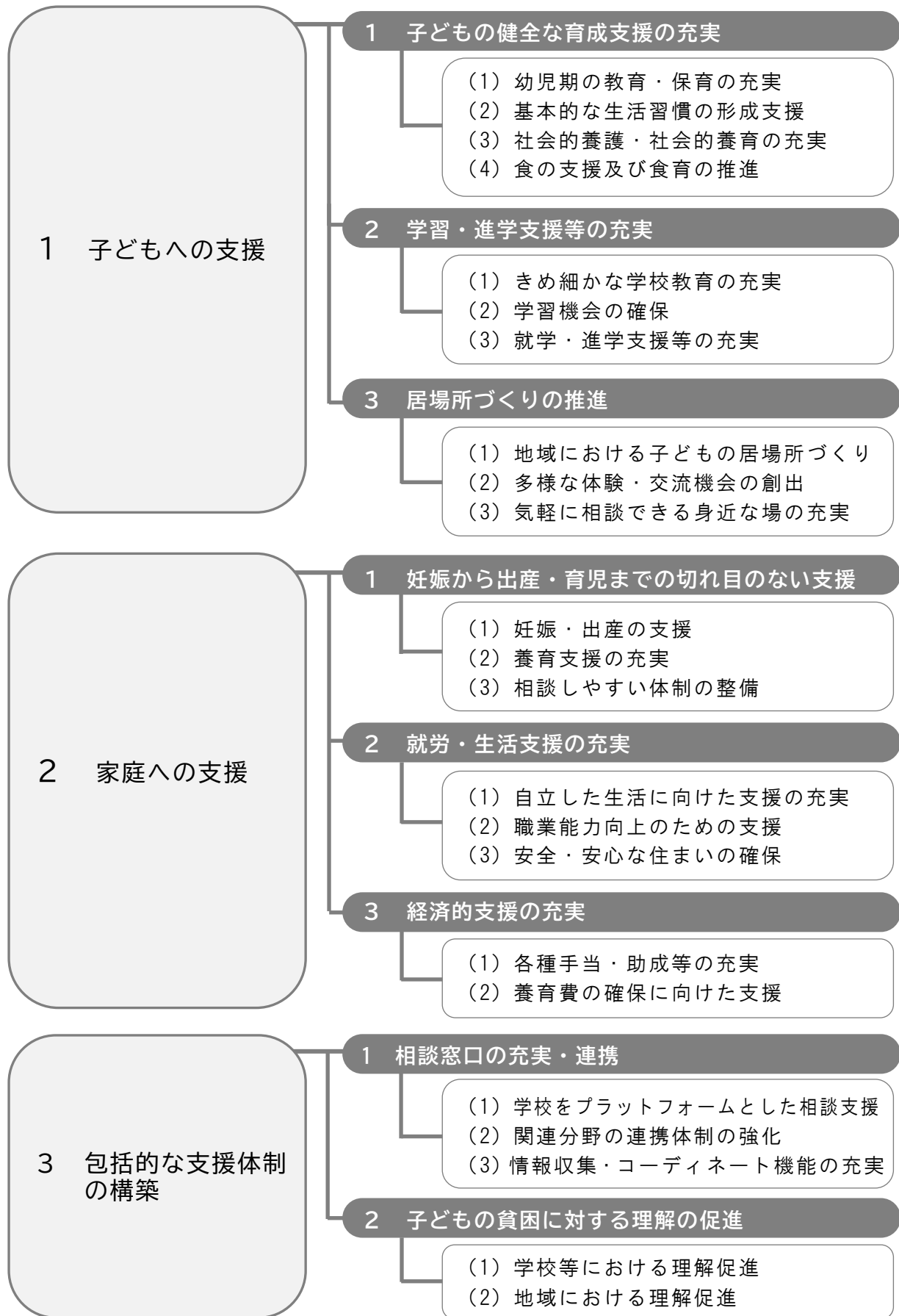
○生活実態調査の結果からも、経済的に困窮している世帯では、子どもの生活習慣や学習、保護者の心身の健康など様々な影響との関連がみられました。

施策の方向性

○多分野多職種の連携による包括的な支援体制を強化する必要があります。



施策体系



第1章 子どもへの支援

1 子どもの健全な育成支援の充実

(1) 幼児期の教育・保育の充実

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育の提供を図るとともに、子どもの自己肯定感を育むための取組を促進します。

また、子どもの発達に応じた適切な指導、支援を行うとともに、発達の連続性を踏まえた幼児教育・保育を提供するため、保育園、幼稚園等と小学校の連携体制を強化し、育みたい子どもの姿を共有し、幼児期の保育と教育及び小学校教育の円滑な「接続を図ります。

《主な関連事業》

- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園
- ・ 公立私立保育園合同研修の実施
- ・ 子育て支援員育成事業
- ・ 保幼小連携の取組

(2) 基本的な生活習慣の形成支援

家庭環境にかかわらず、基本的な生活習慣を身につけることができるよう、保育園・幼稚園、学校等において、基本的な生活習慣の形成に向けた取組を行うとともに、家庭への働きかけを行います。

《主な関連事業》

- ・ 幼児家庭教育講座
- ・ 就学時家庭教育講座

(3) 社会的養護・社会的養育の充実

県が策定する「新潟県社会的養育推進計画」に基づき、県が取り組む施策と連携・協力しながら、里親として認定されるために必要な実習の受け入れや市民に向けた制度の広報を実施するほか、市が運営する児童養護施設において、家庭的な環境での養育を実施するための施設の小規模化等を検討し、支援の質の向上に努めるとともに、入所児の自立を支援します。

《主な関連事業》

- ・ 里親制度への協力
- ・ 児童養護施設（双葉寮）の運営



(4) 食の支援及び食育の推進

食に関わる様々な機会での体験を通じ、子どもが食に関心を持ち、将来食を正しく選択できる力がつくような取組を実施します。

また、核家族や共働き世帯の増加を背景に孤食の子どもが増えている中、「子ども食堂」などにおける大勢での食事を通して、食の大切さ・楽しさを理解し、子育て家庭への負担軽減にもつながる「子ども食堂」が広がるための支援の充実を図ります。

《主な関連事業》

- ・ 食育の推進
- ・ 子ども食堂運営費補助金
- ・ 子ども食堂運営団体への支援

2 学習・進学支援等の充実

(1) きめ細かな学校教育の充実

家庭環境や経済的な状況によらず、一人ひとりの子どもが基礎的な学力を身につけ、自己肯定感を育み、将来の自立や社会生活に対応できるよう、個々に応じたきめ細かい指導や支援の充実を図ります。

また、支援を必要とする児童・生徒や帰国児童・生徒、外国にルーツを持つ児童・生徒などに対する個に応じたきめ細かな教育の推進を図ります。

《主な関連事業》

- ・ 熱中！感動！夢づくり教育
- ・ 特別支援学級、総合支援学校・高等総合支援学校の教育環境の整備
- ・ 外国にルーツを持つ児童生徒に対する支援

(2) 学習機会の確保

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生活困窮世帯の子どもに対し、一人ひとりの状況に応じて、学習意欲や学力を身につけるための学習支援や居場所の提供等を行います。

《主な関連事業》

- ・ 子どもの学習支援事業

(3) 就学・進学支援等の充実

すべての子どもが安心して学校に通い、勉強することができるよう、経済的に困難な状況にある家庭に対して就学援助等の支援を行います。

また、希望する進学や就学継続を経済的な理由により断念することのないよう、経済的な支援等の充実を図ります。

《主な関連事業》

- ・ 就学援助制度
- ・ 子どもの学力アップ応援事業
- ・ 私立高等学校学費助成金
- ・ 奨学金貸付制度（米百俵財団）
- ・ スクール・ソーシャル・ワーカーの活用



3 居場所づくりの推進

(1) 地域における子どもの居場所づくり

保護者の就労などで留守家庭となる子どもが安全・安心に過ごすことができる場の充実を図ります。

《主な関連事業》

- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・ 放課後等デイサービス事業
- ・ 子ども食堂運営費補助金

(2) 多様な体験・交流機会の創出

経済的な状況に関わらず、子どもたちが様々な体験活動を通して、社会性や自立能力を高めることができるための取組を実施します。また、多様な交流機会を創出することにより、豊かな人間関係の中から社会性を身につけられるような取組を進めます。

《主な関連事業》

- ・ 熱中！感動！夢づくり教育
- ・ 放課後子ども教室
- ・ 児童館の運営
- ・ 青少年施設の運営
- ・ 青少年の交流・体験活動の機会の提供
- ・ やまっ子クラブ運営事業
- ・ 子ども食堂運営支援

(3) 気軽に相談できる身近な場の充実

学校や地域の中で子どもが抱えている悩みや不安、困りごとなどを気軽に相談でき、親身になって受け止めてくれる場の充実に努めます。

また、子どもの悩みに寄り添いながら専門的な相談を受けることができる体制の強化と周知を図ります。

《主な関連事業》

- ・ 子どもふれあいサポート事業
- ・ 子どもサポートコール
- ・ 子ども・青少年相談センターの開設・運営
- ・ スクールカウンセラーの配置
- ・ スクールソーシャルワーカーの活用

第2章 家庭への支援

1 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援（長岡版ネウボラ）

（１）妊娠・出産の支援

すべての妊婦が安心して出産できるよう、若年や未婚、望まない妊娠等で妊娠・出産に悩みや不安、リスクを抱えている妊婦の把握に努め、出産前からの継続した相談支援を行います。

《主な関連事業》

- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 妊産婦・新生児訪問指導事業
- ・ パパママサークル

（２）養育支援の充実

妊娠届出時や各種訪問事業等を通じて、養育の支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、育児不安の軽減や安心して子育てできるような支援を行います。

《主な関連事業》

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- ・ 母子保健推進員の訪問
- ・ 養育支援訪問事業（育児支援事業、産前産後家庭生活応援事業、産後ケア訪問、産前産後よりそい訪問）
- ・ 利用者支援事業（産後デイケアルームままりら、ママナビ）
- ・ 産前産後サポート事業（ままのまカフェ、ママナビ講座）

（３）相談しやすい体制の整備

孤立しがちな子育て中の親子が気軽に利用でき、子育てに関する悩み等を相談できる場を提供し、一人ひとりに寄り沿った対応をします。また、子育てに必要な情報が容易に手に入り、適切な支援につながるよう情報提供に努めます。

《主な関連事業》

- ・ 地域子育て支援拠点事業（子育ての駅、子育て支援センター）
- ・ 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）
- ・ 母子保健推進員の活動
- ・ 主任児童委員の活動
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備



2 就労・生活支援の充実

(1) 自立した生活に向けた支援の充実

就労や安定した収入の確保に対する支援や精神面でのケア、養育費の確保等、個々の状況に応じたきめの細かい支援を行い、生活の自立を応援します。

《主な関連事業》

- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業
- ・ 生活保護受給世帯の就労自立給付金支給制度
- ・ 生活困窮者等就労準備支援事業
- ・ 保育園・認定こども園
- ・ 放課後児童クラブ

(2) 職業能力向上のため支援

職業訓練や学び直し等に関する各種給付金制度等の活用を促進するなど、安定的な就労につながる職業能力向上のための支援の充実を図ります。

《主な関連事業》

- ・ 自立支援教育訓練費給付制度
- ・ 高等職業訓練促進給付金等支給制度

(3) 安全・安心な住まいの確保

子どもたちが安全な環境下で安心して生活できるよう、子育て世帯を対象とした市営住宅の優先入居や離職により経済的に困窮している家庭に対する家賃の給付を行います。

《主な関連事業》

- ・ 公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居
- ・ 生活困窮者住居確保給付金

3 経済的支援の充実

(1) 各種手当・助成等の充実

家庭の状況等に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成、減免などの経済的支援の充実により、経済的負担の軽減と安定した生活基盤の確保を図ります。

《主な関連事業》

- ・産前産後家庭生活応援事業
- ・児童手当の支給
- ・児童扶養手当の支給
- ・特別児童扶養手当の支給
- ・障害児福祉手当の支給
- ・ひとり親家庭等医療費助成
- ・保育園等の保育料等の無償化及び軽減
- ・特別支援教育就学奨励費の支給

(2) 養育費の確保に向けた支援

養育費の取り決めや確保に向けた相談・助言等を行うとともに、専門的な相談窓口の周知を図ります。

《主な関連事業》

- ・長岡市配偶者暴力相談支援センターの運営
- ・男女平等推進センター（ウィルながおか）の運営



第3章 包括的な支援体制の構築

1 相談窓口の充実・連携

(1) 学校をプラットフォームとした相談支援

学校を窓口として、困難を抱える家庭の子どもを早期に発見し、子ども一人ひとりに寄り添った必要な支援・制度につなぐため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を持つスタッフの更なる活用や関係機関との連携強化等、相談支援体制の強化を図ります。

《主な関連事業》

- ・ スクールソーシャルワーカー活用
- ・ スクールカウンセラーの配置
- ・ 子どもナビゲーターの配置

(2) 関連分野の連携体制の強化

経済的・複合的な課題により困難な状況にある家庭に対し、包括的な支援を行うことができるよう、教育、保健・福祉・医療、就労、法律等の各分野の関係機関が定期的な意見交換や事例検討ができる連絡会の設置など、関係機関同士の顔の見える関係やネットワークづくりを推進します。

《主な関連事業》

- ・ 子どもふれあいサポート事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営
- ・ 子どもナビゲーターの配置

(3) 情報収集・コーディネート機能の充実

困難を抱える家庭の子どもと保護者に関する情報を収集し、子どもの貧困に関する実態把握を図りつつ、必要な人に必要な支援が届くようにコーディネート機能の充実を図ります。

《主な関連事業》

- ・ 子どもナビゲーターの配置

2 子どもの貧困に対する理解の促進

(1) 学校等における理解促進

幼稚園・保育園・認定こども園・学校等において、困難を抱える家庭の子どもの生活状況や、子どもの貧困が及ぼす子どもの健康、学力、将来への影響等について理解を深め、また、子どもの些細な言動などから貧困のサインを受け止め、早期に支援につなぐための取組を推進します。

《主な関連事業》

- ・ 子どもナビゲーターの配置
- ・ 教育センター主催の研修講座
- ・ 学校における教職員研修会
- ・ 公立私立保育園合同研修の実施

(2) 地域における理解促進

子どもの貧困について、地域の理解と協力を求め、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の協力関係のもと、困難を抱える家庭の子どもと保護者を地域全体で見守り、応援する環境づくりの推進に取り組みます。

《主な関連事業》

- ・ 主任児童委員会での研修
- ・ 子ども食堂情報交換会の開催
- ・ 子どもの貧困についての勉強会への支援

付属資料

1 長岡市子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）

○委員

No.	氏 名	所 属 等	備考
1	山川 千恵子	長岡市主任児童委員会	副委員長
2	池 田 浩	長岡市生徒指導研究会 中学校部	
3	櫻井 真理	長岡市生徒指導研究会 小学校部	
4	桃生 鎮雄	長岡市私立保育園協会	
5	若 槻 司	長岡市私立幼稚園・認定こども園協会	
6	宮下 あさみ	長岡市出雲崎町小中学校PTA連合会	
7	加 藤 仁	長岡市子ども会連絡協議会	
8	長谷川 恭平	山本児童館・児童クラブ	
9	渡 辺 美子	NPO 法人市民協働ネットワーク長岡	
10	榎 園 早苗	長岡にこっとくらぶ	
11	赤 川 美穂	Nagaoka みんなの子育てラボ	
12	成 田 涼	NPO 法人子どもの虐待防止ネット・にいがた	
13	田 邊 香織	障がいのある子どもの放課後活動を考える会・長岡	
14	兒 玉 優子	長岡市母子保健推進員協議会	委員長
15	高 橋 美幸	長岡助産師会	
16	横 澤 勝之	連合新潟中越地域協議会	
17	井 口 明彦	一般社団法人長岡青年会議所	
18	河 内 沙苗	公募	
19	早 川 明日香	公募	
20	山 岸 麻美	公募	

○アドバイザー

小 池 由 佳	新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授
---------	----------------------

2 長岡市子ども・子育て会議開催状況

○平成 30 年度

回数	開催日	議事内容
第 1 回	平成 30 年 7 月 2 日	1. 委員長・副委員長の選出 2. 平成 30 年度長岡市子ども・子育て会議について 3. 長岡市の子育て支援施策について
第 2 回	平成 30 年 10 月 22 日	1. 生活実態調査の中間報告 2. ワーキング部会の報告 3. ニーズ調査の実施について 4. グループワーク「子どもの貧困対策の検討」
第 3 回	平成 31 年 2 月 26 日	1. 長岡市の療育・相談体制の検討ワーキング部会について 2. 生活実態調査報告 3. ニーズ調査報告 4. 平成 31 年度子育て支援事業について 5. 平成 31 年度子ども・子育て会議について 6. 平成 31 年度教育・保育施設の利用定員について

○令和元年度

回数	開催日	議事内容
第 1 回	令和元年 6 月 10 日	1. 令和元年度長岡市子ども・子育て会議について 2. 平成 30 年度までのあいプラン掲載事業の実績について 3. 次期「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」の策定について ・策定方針 ・教育・保育提供区域について ・グループワーク「計画策定にあたって大切にしたいこと」
第 2 回	令和元年 10 月 28 日	1. 基本的視点の修正案について 2. 教育・保育提供区域の設定について 3. 第 2 期計画の骨子案について 4. ワーキング部会の報告
第 3 回	令和元年 11 月 29 日	1. 第 2 期長岡市子育て・育ち“あい”プラン【計画素案】について
第 4 回	令和 2 年 2 月 28 日	1. 第 2 期あいプランの計画案にかかるパブリックコメント結果及び子ども・子育て会議委員からの意見について 2. 令和 2 年度教育・保育施設の利用定員について 3. 保幼小連携ワーキング部会の報告 4. 令和 2 年度子育て支援にかかる予算について

3 長岡市子ども・子育て会議条例

○長岡市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 31 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、長岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として長岡市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。

(2) 前号に掲げることのほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長は、委員の中から教育委員会が指名する者をもって、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 専門的及び具体的な事項を調査審議するため、必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(長岡市青少年問題協議会条例の廃止)

2 長岡市青少年問題協議会条例(昭和 40 年長岡市条例第 25 号)は、廃止する。

4 長岡市子ども・子育て会議条例施行規則

○長岡市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 26 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、長岡市子ども・子育て会議条例(平成 26 年長岡市条例第 5 号)第 7 条の規定に基づき、長岡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第 2 条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

(意見等の聴取)

第 3 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 4 条 部会の委員は、委員のうちから長岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指名する者で構成する。ただし、必要があると認めるときは、教育委員会は、委員以外の者を部会の委員に委嘱することができる。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の中から教育委員会が指名する者をもって、これを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議への報告)

第 6 条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を子ども・子育て会議の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども家庭課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めることのほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 期
長岡市子育て・育ち“あい”プラン

令和 2 年 3 月発行

発 行：長岡市・長岡市教育委員会

編 集：長岡市教育委員会子ども未来部子ども家庭課
〒940-0084

新潟県長岡市幸町 2 丁目 1 番 1 号

さいわいプラザ 4 階

TEL 0258-39-2300 FAX 0258-39-2605

長岡市
長岡市教育委員会